

## 第 10 給油取扱所の基準（危政令第 17 条）

区分	危政令	危省令
屋外給油取扱所	17①	
航空機給油取扱所	17①+③	26
船舶給油取扱所	17①+③	26の2
鉄道給油取扱所	17①+③	27
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17①+③	27の3
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17①+③	27の5
自家用給油取扱所	17①+③	28
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17①+③	28
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17①+③	28
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17①+④	28の2
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17①+③+④	28の2の3
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17①+③+④	28の2の3
自家用給油取扱所	17①+③+④	28の2の3
セルフ給油取扱所	17①+⑤	28の2の5
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17①+③+⑤	28の2の7
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17①+③+⑤	28の2の7
自家用給油取扱所	17①+③+⑤	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17①+④+⑤	28の2の8
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17①+③+④+⑤	28の2の8
圧縮水素充填設備設置給油取扱所	17①+③+④+⑤	28の2の8
自家用給油取扱所	17①+③+④+⑤	28の2の8
屋内給油取扱所	17②	25の6～25の10
航空機給油取扱所	17②+③	26
船舶給油取扱所	17②+③	26の2
鉄道給油取扱所	17②+③	27
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17②+③	27の4
自家用給油取扱所	17②+③	28
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17②+③	28
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17②+④	28の2の2
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17②+③+④	28の2の3
自家用給油取扱所	17②+③+④	28の2の3

セルフ給油取扱所	17②+⑤	28の2の6
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17②+③+⑤	28の2の7
自家用給油取扱所	17②+③+⑤	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17②+④+⑤	28の2の8
圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所	17②+③+④+⑤	28の2の8
自家用給油取扱所	17②+③+④+⑤	28の2の8

注) 算用数字は条、○の囲いは項を表すもの

【第10-1表 給油取扱所に適用される基準】

### 1 給油取扱所の定義（危政令第3条1項）

- (1) 給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所（当該給油取扱所において、併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された、容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。以下「給油取扱所」という。）をいうもので、その場所には建築物、工作物及び附属設備が含まれる。
- (2) 「自動車等」の中には、航空機、船舶、軌道車その他の動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが含まれる。
- (3) 固定注油設備から容量4,000ℓ以下の移動貯蔵タンクへの注油行為は、危政令第27条第6項第4号ハ、ホ及びヘに規定するところにより行うものとする。

## 2 給油取扱所の区分

給油取扱所は、その用途、構造、設備等により、次のように区分される。

### (1) 給油の対象となる自動車等による区分

給油取扱所	自動車用給油取扱所
	航空機用給油取扱所
	船舶用給油取扱所
	鉄道用給油取扱所

### (2) 給油取扱所の利用形態による区分

給油取扱所	営業用給油取扱所
	自家用給油取扱所

### (3) 給油取扱所の構造による区分

給油取扱所	屋外型		
	屋内型	一方開放型	上階他用途部分有り
			上階用途部分なし
		二方開放型	上階他用途部分有り
			上階用途部分なし

### (4) 給油設備等による区分

給油取扱所	一般的な給油取扱所
	天然ガス等充填設備を併設する給油取扱所
	水素充填設備を併設する給油取扱所
	メタノール等を取扱う給油取扱所
	顧客に自ら給油等を行わせる給油取扱所

## 3 給油取扱所の位置等に係る留意事項

### (1) 給油取扱所の敷地の一部が河川上にかかる場合には、次の事項に適合すること。（昭和40年3月22日自消丙予発第43号）

ア 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流出しないものであること。

イ 河川の側面に設ける擁壁は、上部からの荷重に十分耐えるものであること。

### (2) 給油取扱所敷地上の空中を占用する横断歩道橋の設置は認められない（昭和42年9月1日自消丙予発第67号）

### (3) 自家用給油取扱所の地下専用タンクの位置は変更せず、自家用給油取扱所の位置を変更するときは、変更許可申請とすること。（昭和42年10月23日自消丙予発第88号）

### (4) 給油取扱所の敷地外に地下貯蔵タンクを設けることは、危政令第13条の

規定に適合していれば認められる。(昭和42年10月23日自消丙予発第88号)

- (5) 給油取扱所の敷地の上空には、原則として特別高圧架空電線が通過しないこと。ただしやむを得ず給油取扱所の上空を特別高圧架空電線が通過することとなる場合には、次のとおりとすること。(平成6年7月29日消防危第66号)

ア 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に特別高圧架空電線が断線した場合の影響を考慮し、水平距離をとること。

イ 前アの距離を確保することができない場合は、それと同等の安全性を有するような措置をとること。

ウ 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。

#### 4 「屋外給油取扱所」及び「屋内給油取扱所」の判別方法

##### (1) 屋内給油取扱所

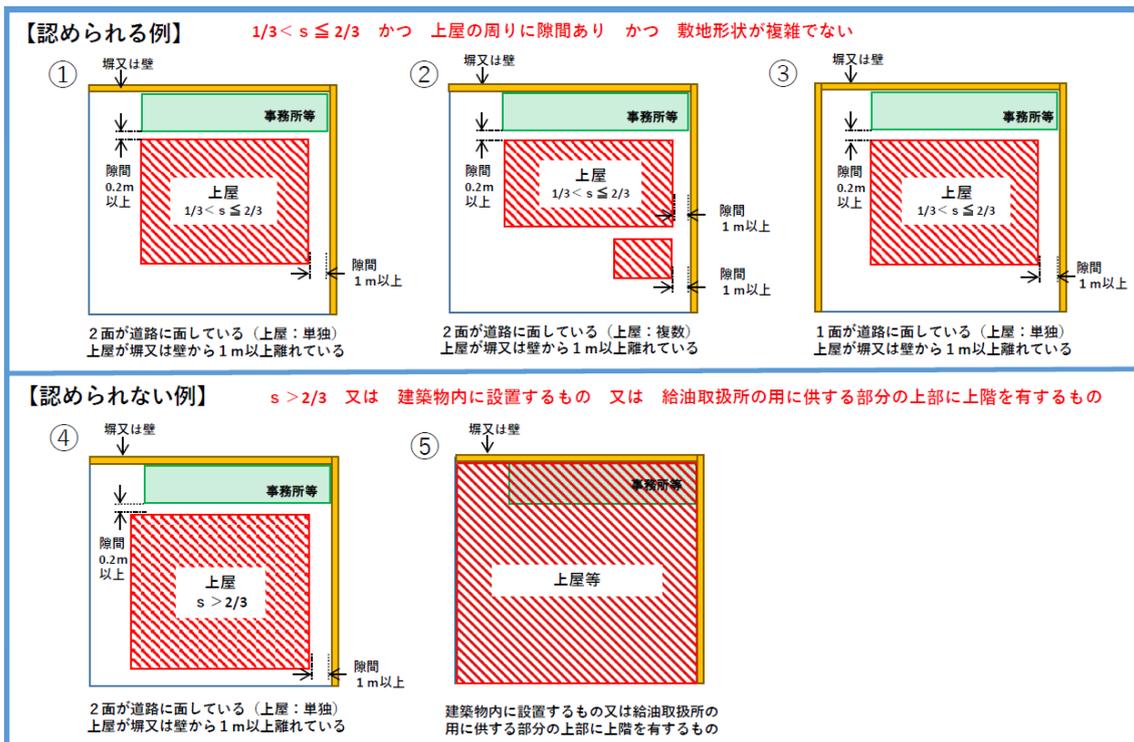
ア 給油及び注油のためのスペースが、すべて建築物内に設置されるもの建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から、当該部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積(以下「区画面積」という。)を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が $1/3$ を超えるもの(当該割合が $2/3$ までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。)(危省令第25条の6)

##### (ア) 「火災予防上安全であると認められるもの」について

以下の全ての事項を満たすものについては、火災予防上安全であると認められるものに該当する。(【第10-3図】①~③)

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては、認められない。(【第10-3図】④、⑤)(令和3年7月21日消防危第172号)

- a 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- b 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。



建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積－区画面積

$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

※ 区画面積とは、建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の面積をいう。

【第10-1図 火災の予防上安全であると認められる例・認められない例図】

- (1) 既存の屋内給油取扱所を屋外給油取扱所に変更する際には「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日消防危第49号）を参考に許可申請又は資料提出届かを判断するもの。
- (2) 屋外給油取扱所
  - (1) 以外のものすべてが該当するもの。
- (3) 敷地面積の算定
  - ア 給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線（建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあっては、当該外壁の外側線とする。）と自動車等

の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

- イ 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の外側と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

(4) 上屋等の算定

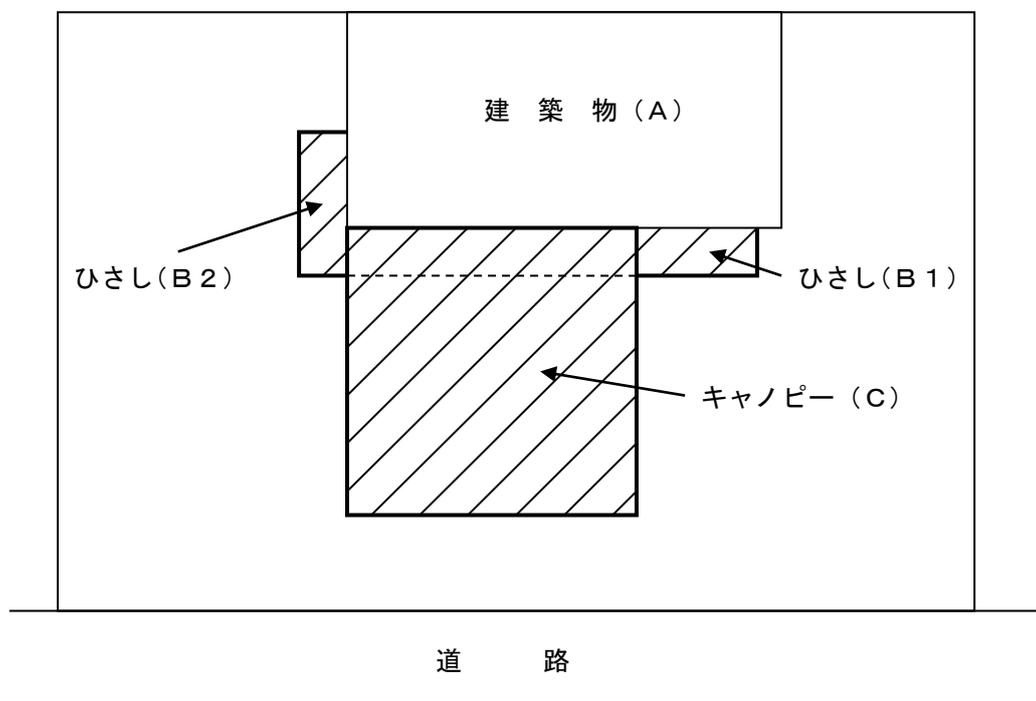
- ア 上屋等の水平投影面積の算定に当たり、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、ひさし、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分、トラスは面積に算入される。

なお、はり及びトラスにあつては、これらの本体部分の面積のみを算入すること。（平成元年5月10日消防危第44号）

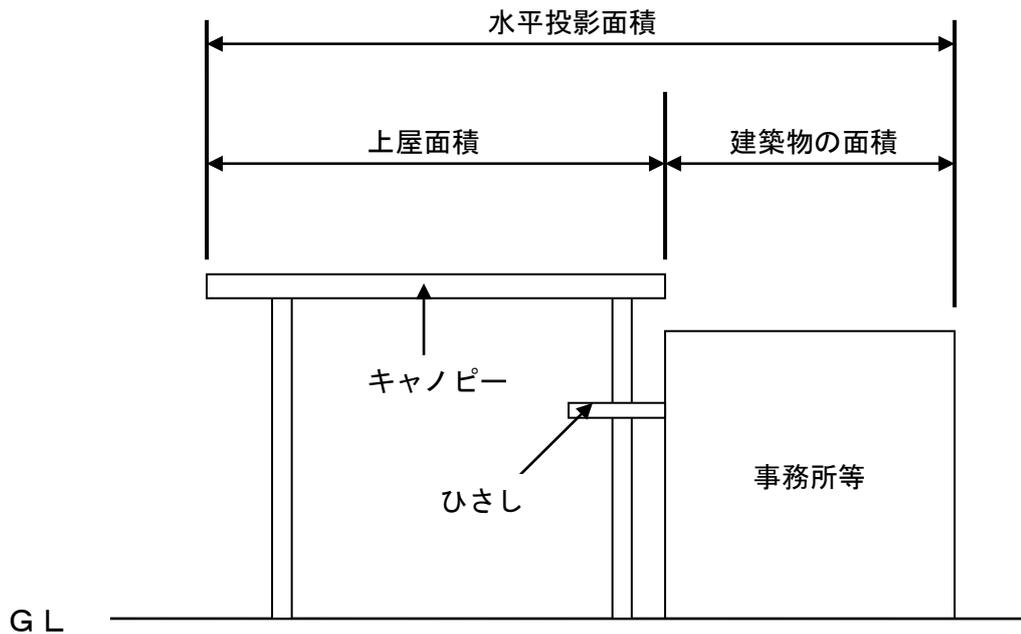
- イ 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。（平成元年5月10日消防危第44号）

- ウ 上屋等の屋根部分にルーバーを設ける場合は、ルーバーの部分も水平投影面積に含めること。（平成元年3月1日消防危第14号）

- エ 危省令第25条の6に規定する上屋等の具体的な算定方法は以下の通りである。



【第10-2図 算定用平面図】



【第10-3図 算定用立面図】

《計 算 式》

建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積 $(A) + (B1) + (B2) + (C)$	—	区画面積 (事務所、販売室、油庫、整備室など) $(A)$
---	---	-------------------------------------

= 上屋だけ（キャノピー、ひさし）の面積 . . . ①

給油取扱所の敷地面積	—	$(A)$
------------	---	-------

= 敷地内の空地面積 . . . ②

$\frac{①}{②} \leq \frac{1}{3}$  : 屋外給油取扱所

$\frac{①}{②} > \frac{1}{3}$  : 屋内給油取扱所 . . . ただし、2/3までのものであつて、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く

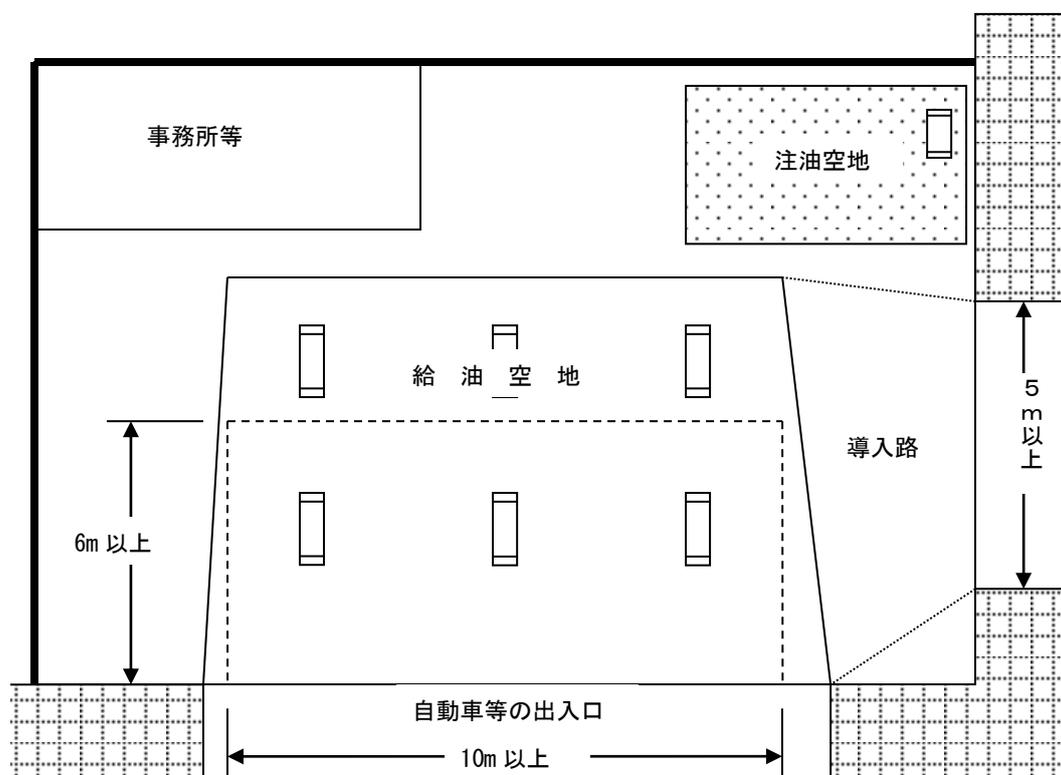
## 5 屋外給油取扱所

### (1) 給油空地（第1項第2号）

#### ア 基本的機能

給油空地については、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ等を考慮して判断すべきであること。従って、自動車の出入り、自動車の通行及び給油に支障がないものであること。また、自動車等が出入りするための、間口10m以上、奥行6m以上の空地で、自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面し、当該空地内においてすれ違い時の車両間に十分な間隔を確保するなど、車両の一部がはみ出すことなく通行することができる広さを有していること。また、給油行為を行う際にも当該空地から車両の一部がはみ出すことのない広さと、安全かつ円滑に給油を受けることができるよう自動車の周囲に給油作業に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。（平成18年5月10日消防危第113号）【第10-4図】

給油取扱所の地盤面に給油空地等の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないが、許可申請書の添付図書には、給油空地等の範囲を明示すること。（平成元年5月10日消防危第44号）



【第10-4図 給油空地及び注油空地の例】

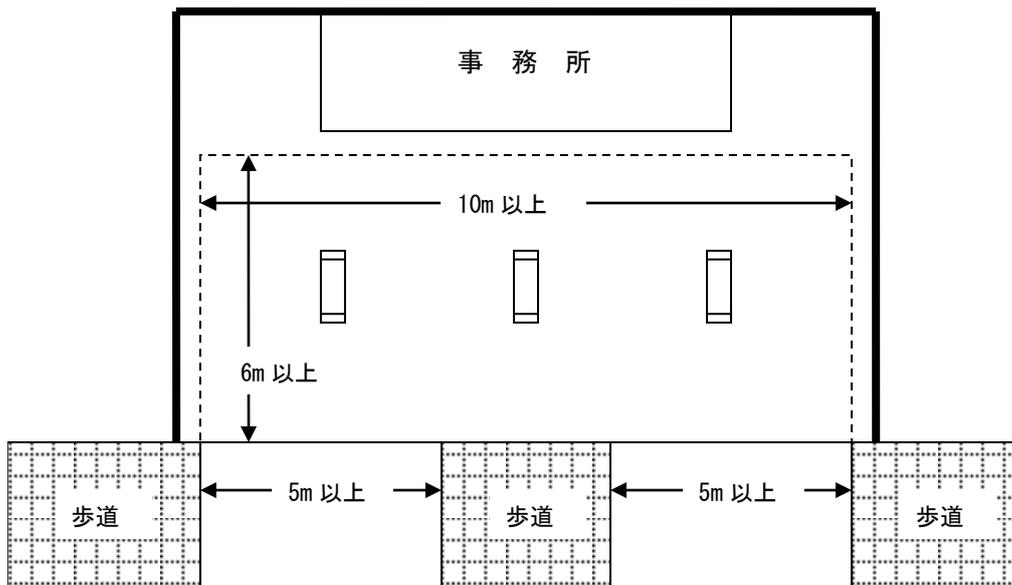
## イ 出入口

給油空地は、自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。（危省令第24条の14第1号）

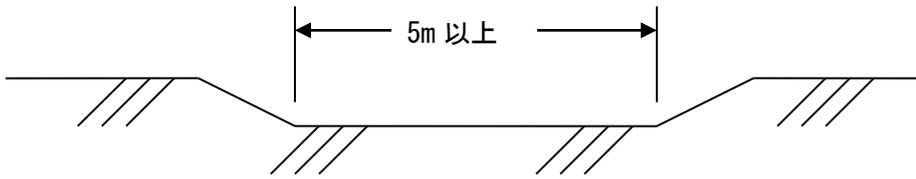
(7) 道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合等、給油空地の道路に面する側の幅が、連続して10m以上確保できない場合は、危政令23条の基準の特例が必要であり、この場合には、幅5m以上の出入口が2箇所以上必要であること。（平成18年5月10日消防危第113号）【第10-5図】

なお、この場合の「道路」とは、危省令第1条第1号に規定する道路のほか、私道（幅員4m以上のものに限る。）であっても現に道路としての形態を有し、一般の用に供されており、自動車等の通行が可能なものも含まれるものとする。（平成9年3月25日消防危第27号）

また、歩道を切り下げ、出入口を確保する場合は、原則として当該幅は車両の通行に有効な幅とすること。【第10-6図】



【第10-5図 自動車等の出入口の分割例】

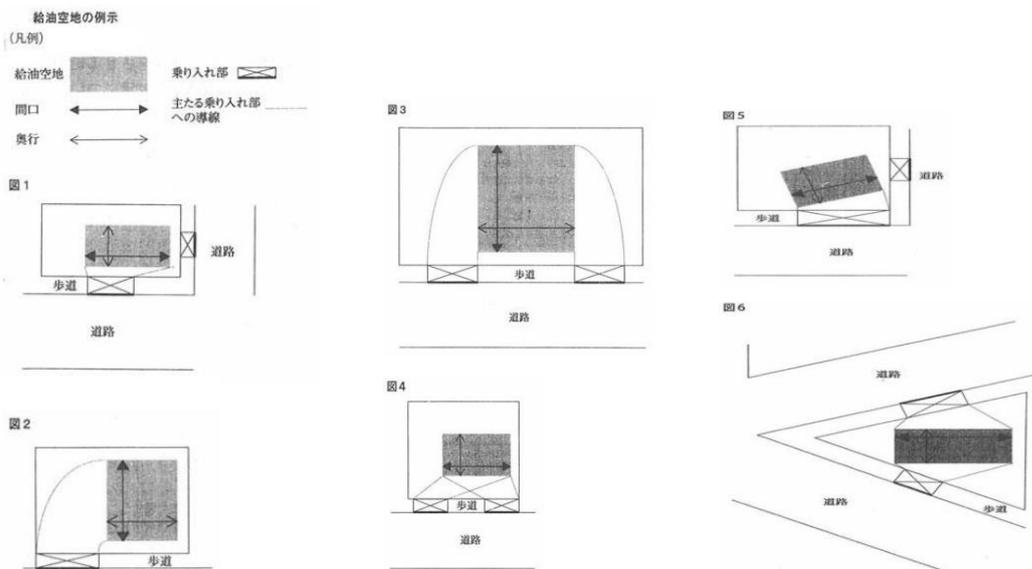


※ 自動車等の出入りに支障のない幅が必要となる。

【第10-6図 歩道の切り下げ例】

ただし、乗り入れ部の幅員等については、昭和45年5月4日消防予第81号通達により運用しているものであるが、次の事項を満足する場合は、【第10-7図】に示す給油空地について危政令第23条を適用し、認めて差し支えない。(平成13年11月21日消防危第127号)

- a 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10m以上とし、奥行きを6m以上とすること。
- b 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。
- c 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。



【第10-7図 危政令第23条を適用する場合の例】

## ウ 通行できる広さ

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。（平成18年5月10日消防危第113号）

## エ 給油を受けることができる広さ

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。（平成18年5月10日消防危第113号）

## オ その他

(ア) 間口10m以上、奥行6m以上の給油のための空地を確保する場合は、店舗は道路面に設けても差し支えない。（昭和62年6月17日消防危第60号）

(イ) 懸垂式の固定給油設備を設置することにより、表面、裏面の道路に車両が通り抜けられる場合は、間口が10m満たない場合でも認められる。（昭和39年9月1日自消丙予発第95号）

(ウ) 給油空地は、自動車等の出入り及び給油に利用される空地であるため、給油空地及び車両の導入路の中では、クイックサービス以外の点検、整備、洗浄等を行うことはできない。

(エ) 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあつては、給油空地の一部にグリーンベルト、植込み、池等を設けることができる。なお、植込みの高さにあつては危政令第17条第1項第19号に規定する塀の高さ以下とすること。（昭和46年4月23日消防予第65号、昭和47年1月7日消防予第13号）

(オ) 固定注油設備のアイランドは、給油空地内に設けないこと。また、固定注油設備とのアイランドの共有は認められず、それぞれのアイランド間には車両の通行できる間隔を有すること。（昭和62年6月17日消防危第60号）

## (2) 注油空地（第1項第3号）

### ア 基本的機能

給油取扱所に灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあつては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するための固定注油設備を設ける場合には、周囲に灯油若しくは軽油を容器に詰め

替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための空地で、当該容器を安全に置くことができ、かつ、円滑に詰め替えることができる広さを有すること。

車両に固定されたタンクに注油する場合は、当該車両が注油空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さを有すること（4,000ℓ以下のローリー等の一般的な寸法の空地とする。）。

なお、注油空地は、給油空地以外の場所に設けること。

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。（平成18年5月10日消防危第113号）

#### イ 注油空地の設定

- (ア) 注油空地は、給油空地外に設けるものとし、給油空地と兼用することはできない。
- (イ) 注油空地の出入り口は、直接道路に接する必要はない。
- (ウ) 容器等への小分けのみを目的とする場合は、おおむね4㎡以上とすること。
- (エ) 4,000ℓ以下のローリー等に給油する場合は、車両がはみ出さない十分な空地とすること。
- (オ) 注油空地周囲の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できるものとする。（平成元年3月3日消防危第15号）

#### ウ 容器に詰め替えることができる広さ

- (ア) 容器を包含するように保有されている必要があること。
- (イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。（平成18年5月10日消防危第113号）

#### エ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

- (ア) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。
- (イ) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。（平成18年5月10日消防危第113号）

### (3) 給油空地及び注油空地の舗装（第1項第4号）

ア 給油空地及び注油空地の舗装については危省令第24条の16で定められているとおり、漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、

若しくは変形するおそれがないものとし、自動車等の荷重に十分耐えられるような構造のものとする。

イ 危省令第24条の16第2号に規定する「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。（平成18年5月10日消防危第113号）

ウ 構造的要件としては、下記による浸透等防止性、荷重による損傷防止性、及び耐火性を有するものとする。

(7) 給油取扱所の地盤面は、上部荷重に対する耐久性、クラックの防止等から鉄筋コンクリートとすること。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

(1) 地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料（JIS 難燃2級）以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8 \Omega \cdot \text{cm}$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9 \Omega$ 以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。（昭和59年8月22日消防危第91号）

エ 給油空地及び注油空地以外の舗装については、アスファルト舗装としてよい。（平成31年4月19日消防危第81号）

(4) 滞留及び流出を防止する措置（第1項第5号）

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(7) 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

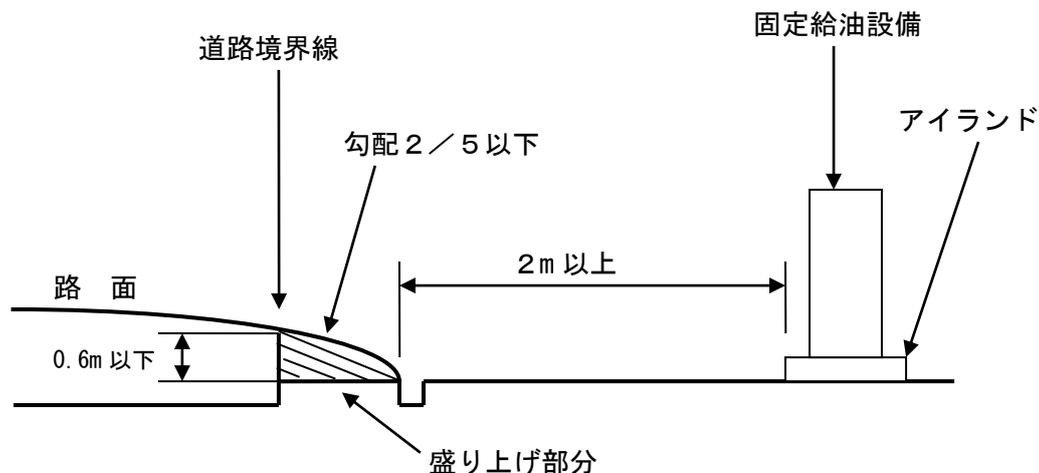
(1) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。（平成18年5月10日付消防危第113号）

イ 前面道路が、かさ上げ工事等によって空地の地盤面より高くなったときは、次に掲げる措置を講じれば、危政令第23条を適用することにより、認めることができる。【第10-8図】（昭和44年11月25日消防予第276号）

(7) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が60cm以下であること。なお、歩道があるときは、自動車等の乗り入れ部分と給油取扱所の境界差とすること。

(ウ) 盛り上げ部分が固定給油設備の基礎（アイランド）の道路に面する側から2m以上離れていること。

(イ) 盛り上げの勾配は、5分の2以下とすること。



【第10-8図 可燃性蒸気の滞留防止措置の特例図】

#### ウ 漏れた危険物の滞留防止措置

- (ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏れいした危険物が空地内に滞留しないこと。
- (イ) 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。  
(平成18年5月10日消防危第113号)

#### エ 危険物等の流出防止措置

##### (ア) 収容

- a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。
- b 危省令第24条の17第2号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入口及び避難の支障とならない部分であること。
- c 「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

##### (イ) 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

a 水に溶けない危険物を收容する貯留設備  
 危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

b a以外の貯留設備  
 流入する降雨等により收容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

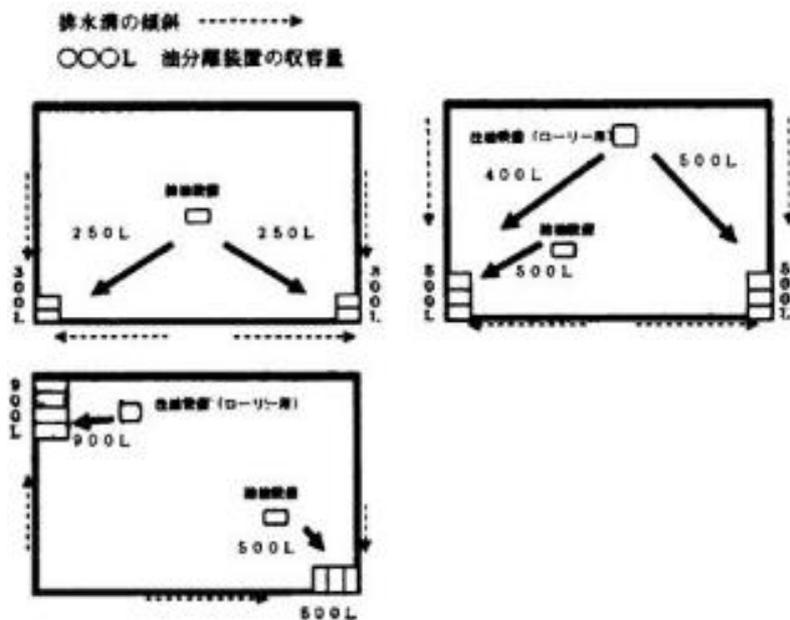
(a) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(b) 降雨等の水も併せて收容することができる大容量の貯留設備を設ける。(平成18年5月10日消防危第113号)

オ 漏えいを想定する危険物の数量

告示で定める危険物の数量は、500リットル（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては900リットル、船舶給油取扱所の給油設備にあつては50リットル）とする。（告示第4条の51）

(7) 給油取扱所内に複数の貯留設備が設置されている場合であれば、一の計量機から漏えいが想定される危険物の全容量をそれぞれの貯留設備が收容することができる必要があるわけではなく、これらの危険物を二以上の貯留設備で收容することができる場合があるもの。【第10-9図】（平成18年9月19日消防危第191号）



【第10-9図 貯留設備の設置例図】

(5) 標識及び掲示板（第1項第6号）

標識及び掲示板については、「第2 製造所3」の例によるほか、給油取扱所の従業員のうち、危険物取扱者の氏名を建築物内の適当な場所に掲示するよう指導すること。（昭和62年4月28日消防危第38号）

(6) 専用タンク及び廃油タンク等（第1項第7号及び8号）

ア 専用タンクの構造

「第6 地下タンク貯蔵所の基準」の例によるほか下記によること。

(7) 専用タンクの容量に制限はないものであるが、敷地内で貯蔵する危険物の総量は、建築基準法で定められている用途地域ごとの危険物貯蔵量の総量制限以下とすること。（廃油タンク等については、容量1万ℓ以下とすること。）

(イ) 専用タンク等の埋設位置

専用タンク及び廃油タンク等の埋設位置は、営業用給油取扱所にあつては、当該給油取扱所の敷地内に設置するよう指導すること。（昭和42年10月23日自消丙予第88号）

(ウ) 固定給油設備と専用タンクの接続

固定給油設備を同一の油種の複数の専用タンクに接続することは差し支えないが、この場合、専用タンクの吸油管には逆止弁を設置し、サイフォン現象（液体が高い位置から低い位置へ自然に流れ落ちる現象）を生じさせないようにすること。

(エ) 中仕切りの専用タンク

- a 専用タンクに中仕切りを設け、ガソリンと軽油又は灯油を貯蔵することは差し支えないが、中仕切りの専用タンク内に廃油を貯蔵することは認められないもの。（昭和62年6月17日消防危第60号）
- b ガソリンと灯油は、中仕切りの専用タンクの隣接した室に貯蔵しないよう指導をすること。

(オ) 注入口は下記により指導すること。

- a 遠方注入口とすること。
- b 注入口の位置は、当該給油取扱所の立地場所及び建築物等から判断し、火災予防上安全な場所で、給油取扱所の敷地内に設けること。
- c 注入口は、衝撃等から保護するとともに、蓋のあるコンクリート造り等のボックス内に、かつ、地上に設けるとともに油種別の表示をすること。
- d 注入口付近には、移動タンク貯蔵所用の接地電極等を設置すること。

#### イ 廃油タンク等の範囲

- (ア) 危省令第25条第2号に規定する「ボイラー等」には、給湯用ボイラー及び冷暖房用ボイラー等のボイラーのほか、自家発電用設備等が含まれること。
- (イ) 潤滑油タンクは、廃油タンクに該当しないもの。(昭和62年6月17日消防危第60号)
- (ウ) 廃油タンクを直接ボイラーに接続することは差し支えない。(昭和62年6月17日消防危第60号)
- (エ) 敷地外のボイラーに接続するタンクを給油取扱所に設けることは認められない。(昭和62年6月17日消防危第60号)

#### ウ 灯油用専用タンクとボイラー等の接続

給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、灯油用専用タンクから接続することができるもの。(昭和62年4月28日消防危第38号)

#### エ 給油取扱所の固定給油設備に簡易タンクを接続することについて、下記に適合している場合は、危政令第23条を適用し認めて差し支えない。(平成21年11月17日消防危第204号)

- (ア) 屋外給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。)であること。
- (イ) 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- (ウ) 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
- (エ) 簡易タンクの容量は600リットル以下であること。
- (オ) 簡易タンクの構造及び設備は、危政令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

#### (7) 配管(第1項第9号)

配管による基準は、「第2 製造所の基準22」によるほか、下記によること。

#### ア 固定給油設備等に危険物を注入する配管は、次によること。

- (ア) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じるよう指導すること。
- (イ) 地上に設ける配管で、点検困難な場所に設ける配管の接合部は、溶接接手とするよう指導すること。

- (ウ) 上屋の上部又は内部に設けられている配管は、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとするものとして差し支えないこと。
  - (エ) 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。なお、配管の遮熱にあつては、遮熱版又は断熱被覆等により行うものとし、断熱被覆を行う場合は、当該被覆面に耐候性防水テープ等による防水措置を行うこと。
  - (オ) 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点検口を設けるよう指導すること。
- イ 合成樹脂製の管に次の(ア)から(ウ)の保護措置が講じられている部分について、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてよい。(平成30年3月29日消防危第42号)
- (ア) 厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。
  - (イ) 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25トン車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。
  - (ウ) 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。
- (8) 固定給油設備等(第1項第10号から15号)
- ア 固定給油設備等の構造等(平成5年9月2日消防危第68号)
- (ア) ポンプ機器の構造
    - a 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。
    - b 最大吐出量を180ℓ/min以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。
    - c 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合には、ポンプ機器を停止する措置としてホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

- d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないこと。

(イ) ホース機器の構造(平成5年9月2日消防危第68号)

- a 給油ホース等は、JIS K 6343「送油用ゴムホース」に規定する1種の性能を有するものであること。【第10-2表】【第10-3表】

種類	最高使用圧力 MPa {kgf/cm <sup>2</sup> }
1種	0.49 {5} 以下
2種	0.98 {10} 以下

【第10-2表 給油ホース等の性能】

試験項目		性能		主な試験条件	
ホース	耐圧性能試験	耐圧試験		1種 0.98MPa {10kgf/cm <sup>2</sup> }	
		破裂試験 MPa {kgf/cm <sup>2</sup> }		2種 1.96MPa {20kgf/cm <sup>2</sup> }	
		1種	20{1.96}以上	破裂に要する時間が1分以上	
	2種	40{3.92}以上			
	導通試験*		導通すること		
	はく離試験	1分間のはく離距離 mm	25以下	29.4N {3kgf}	
ゴム層	引張試験	引張強さ MPa {kgf/cm <sup>2</sup> }		6.37{65}以上	
		伸び %		200以上	
	耐油試験	引張強さの変化率 %	内面ゴム	-40以内	試験用油A (燃料油) 20 <sup>+10</sup> °C 70h
			外面ゴム	-60以内	
体積変化率 %	内面ゴム	+10 ~ -3			
	外面ゴム	+100 ~ 0			

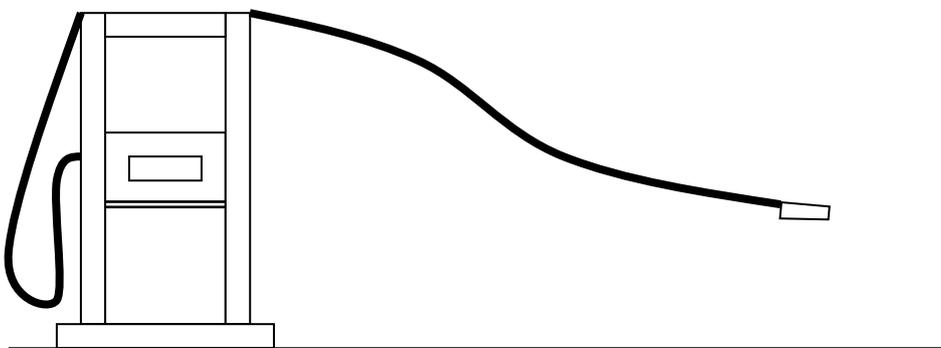
\* 導通試験は、静電気除去を必要とするホースについてだけ行う。

【第10-3表 給油ホース等の試験項目及び性能】

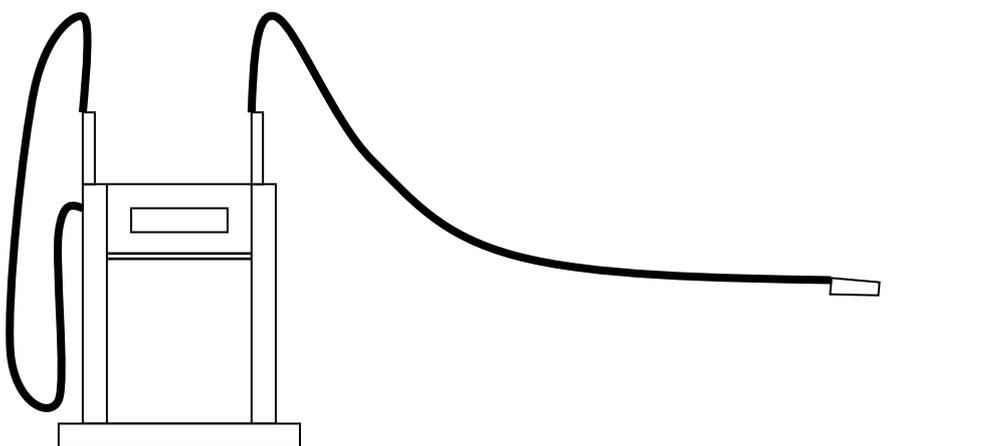
- b 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替を自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては2,000kPa以下の力に

よって離脱するものであること。

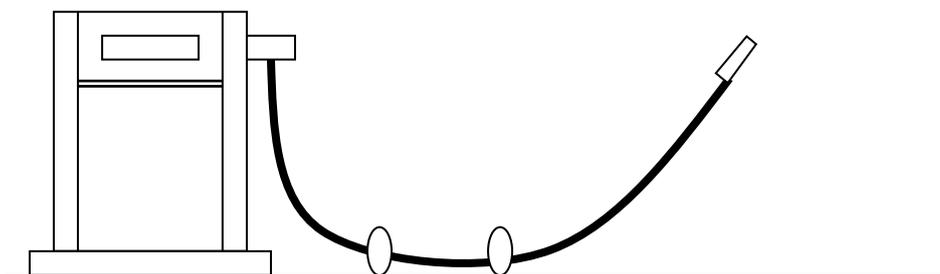
- c. ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ【第10-10図】【第10-11図】、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ【第10-12図】【第10-13図】、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること【第10-14図】。



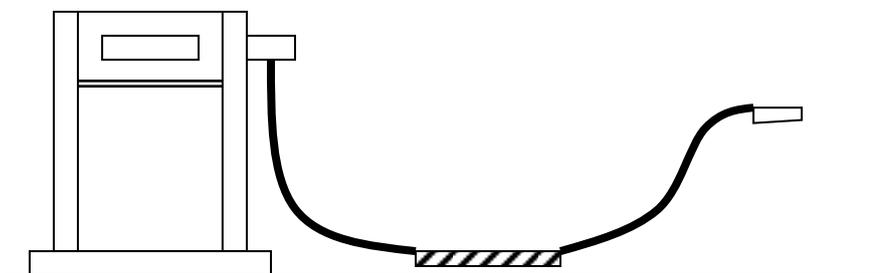
【第10-10図 ホースを高い位置に取り付ける方法】



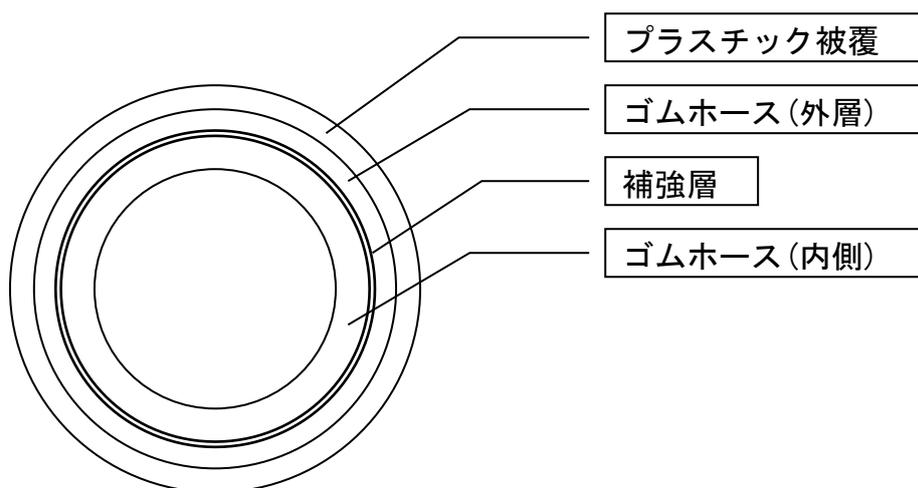
【第10-11図 ホースをバネで上部に上げる方法】



【第10-12図 リングを取り付ける方法】



【第10-13図 カバーを取り付ける方法】



【第10-14図 プラスチックで被覆された給油ホースの構造】

- d 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備のホース機器のうち、最大吐出量が60ℓを超え180ℓ以下のポンプに接続されているものが有することとして差し支えないこと。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が60ℓを超え180ℓ以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

- (a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000ℓを超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。

- (b) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

- e 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等により停止する装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

- d 危険物保安技術協会において実施した試験確認で合格品となった固定給油設備等の給油ホース等は、技術基準に適合しているので、当該合格品を用いることができるもの。

- (ウ) 配管の構造に係る事項(平成5年9月2日消防危第68号)

配管は、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行って差し支えないものであること。また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

(イ) 外装の構造に係る事項(平成5年9月2日消防危第68号)

外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料並びに JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるもの。【第10-4表】 【第10-5表】

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP) ……接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POA)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL) ……粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

【第10-4表 酸素指数が26未満のもの】

フェノール樹脂 (PF)
ふっ素樹脂 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
けい素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF)
アルキド樹脂 (ALK) ……液状

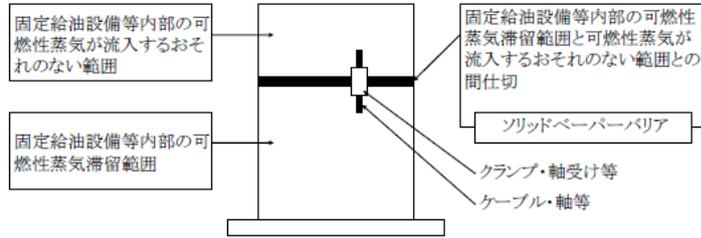
【第10-5表 酸素指数が26以上のもの】

(オ) 可燃性蒸気が流入しない構造に係る事項(平成13年3月30日消防危第43号)

固定給油設備等において、一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をペーパーバリアといい、気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するソリッドペーパーバリアと、一定の構造を有する間仕切りと通気を有する空間(エアギャップ)により可燃性蒸気の流入を防止するエアペーパーバリアに分類され、構造は次によること。

a ソリッドペーパーバリアの基準

ソリッドペーパーバリアは気密に造るとともに、150kPaの圧力で5分間行う気密試験において漏れがないものであること。

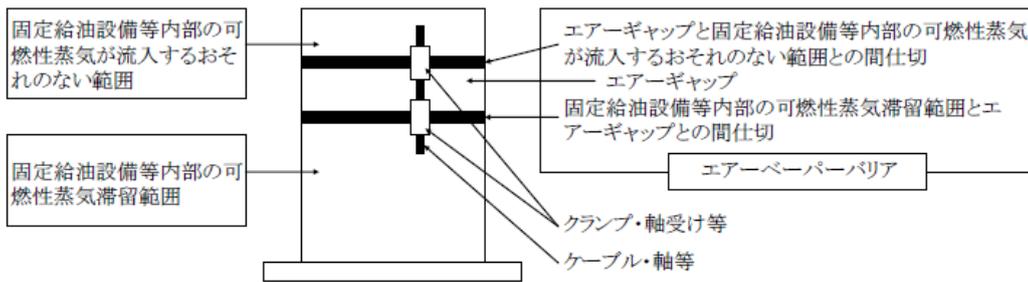


注) 可燃性蒸気滞留範囲: 可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲をいう。以下当該基準において同じ。

【第10-15図 ソリッドペーパーバリア例図】

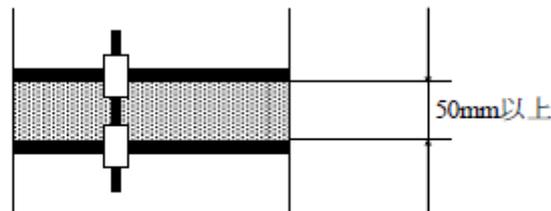
b エアーペーパーバリアの基準

エアーペーパーバリアは次の(a)から(d)に掲げる基準によること。



【第10-16図 エアーペーパーバリア例図】

(a) エアーペーパーバリアを構成するエアーギャップの間仕切りの離隔距離は、50mm以上であること。



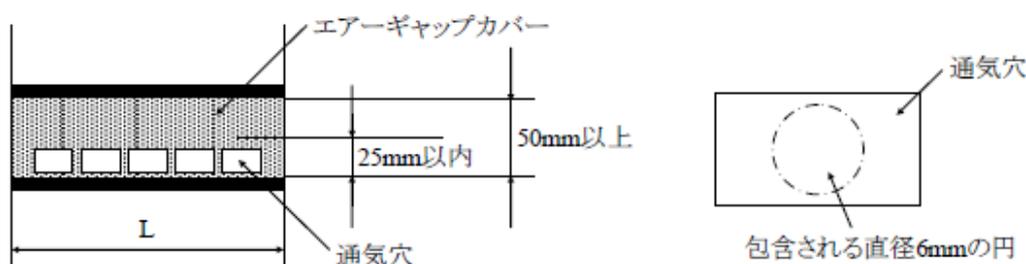
【第10-17図 エアーギャップの間仕切りの離隔距離図】

(b) エアーギャップの構造は次によること。

- ・ 固定給油設備等のエアーギャップには、当該部分の通気を確保するとともに、エアーギャップ内部を保護するために通気穴を設けた外

装部材（エアギャップカバー）を設けることができること。

- ・エアギャップカバーに設ける通気穴は、固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲とエアギャップとの間仕切りから25mm以内の部分で、固定給油設備等の対面（最低2面）に均等に配置されていること。
- ・エアギャップカバーに設ける通気穴の総面積は、エアギャップの間仕切りの離隔距離（50mmを超える場合は50mm）とエアギャップの長辺の長さ（L:mm）の積の25%以上を確保すること。
- ・一の通気穴は、直径6mmの円が包含される大きさであること。



両面の通気穴の必要総面積 $\geq 50(\text{mm}) \times L(\text{mm}) \times 0.25$

【第10-18図 エアギャップの構造例図】

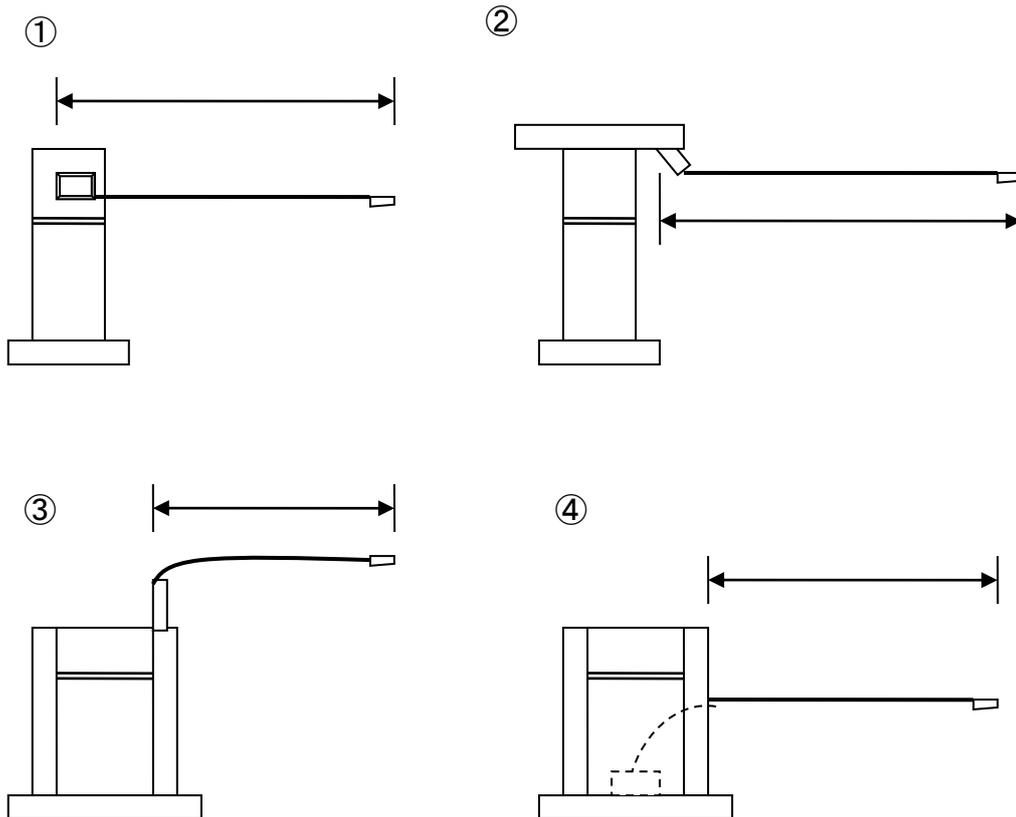
- (c) 固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲とエアギャップとの間仕切り及びエアギャップと固定給油設備等内部の可燃性蒸気が流入するおそれのない範囲との間仕切りに使用される部材は、ケーブル・軸等の貫通部分以外の開口部のない構造とし、当該貫通部の隙寸法は0.1mm~0.15mm以下程度であること。
  - (d) 固定給油設備等内部の可燃性蒸気滞留範囲内に可燃性蒸気を滞留させ、当該範囲内を10kPaの圧力で15分間加圧し、固定給油設備等内部の可燃性蒸気が流入するおそれのない範囲内で、可燃性蒸気が検出されない場合は、(a)から(c)までの基準は適用しない。
- c. その他
- (a) 固定給油設備等内において、可燃性蒸気の流入するおそれのない範囲を形成する目的で設けるペーパーバリアは、固定給油設備等設置面底部より600mm以上の高さに設けること。
  - (b) 固定給油設備等の外部には、ペーパーバリアの位置を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
  - (c) ペーパーバリアの補修・点検等に伴い、ケーブル・軸等の貫通部を分解した場合には、当該部分に使用していた部品の再利用は行わ

ないこと。

(カ) ホースの全長(平成5年9月2日消防危第68号)

a 懸垂式以外の固定給油設備等の給油ホース等の全長

固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取り出し口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。【第10-19図】



【第10-19図 ホースの全長図】

(キ) 静電気除去に係る事項(平成5年9月2日消防危第68号)

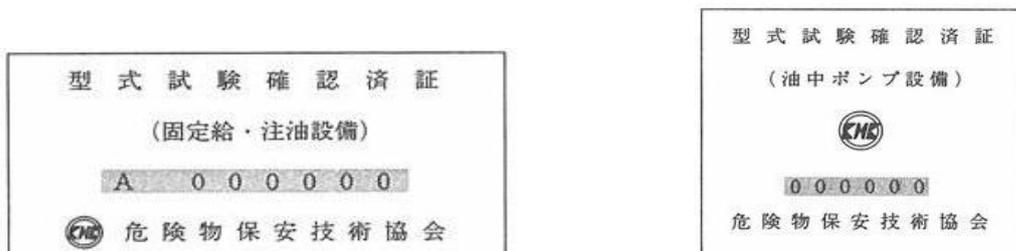
給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。

(ク) 電気設備に係る事項(平成5年9月2日消防危第68号)

可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所の電気設備にあつては、防爆性能を有すること。

(ケ) その他

- a 危険物保安技術協会による型式試験確認済証が貼付されているものは、構造・機能に関する技術上の基準に適合していると判断できること。（昭和63年5月30日消防危第74号）



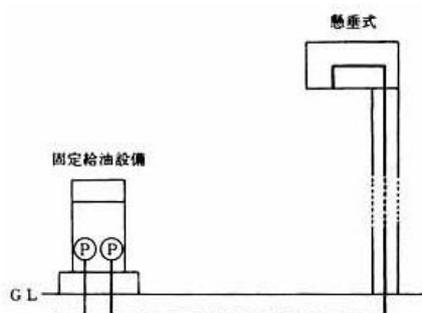
【第10-20図 型式試験確認済証図】

試験確認番号欄のA～Fのアルファベット記号は、固定給油設備等の最大吐出量による区分を示したものである。【第10-6表】

区分	内容
A	最大吐出量が50L/分以下の固定給油設備等。（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
B	最大吐出量が50L/分を超え60L/分以下の固定給油設備等。（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
C	最大吐出量が60L/分を超え180L/分以下の固定給油設備等。（最大吐出量の同じものを2以上組み込んだ固定給油設備等を含む。）
D	最大吐出量の異なるA及びBを2以上組み込んだ固定給油設備等。
E	最大吐出量の異なるA及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等。
F	最大吐出量の異なるB及びCを2以上組み込んだ固定給油設備等。

【第10-6表 最大吐出量による区分表】

- b メーター指示部とノズルホース部が回転する固定給油設備を設置することはできるものであること。（昭和50年7月22日消防予第64号）
- c 一の固定給油設備の内部に複数のポンプ設備を設け、その内の一つを懸垂式ホース機器と配管で結び固定注油設備とすることは認められない。（平成4年2月6日消防危第13号）【第10-21図】



【第10-21図 固定給油設備で認められない例図】

イ 固定給油設備等の表示（昭和62年4月28日消防危第38号）（平成5年9月2日消防危第68号）

- (ア) 危省令第25条の3第1号に規定する「給油ホース等の直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体のケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。
- (イ) 危省令第25条の3第2号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名であることも差し支えないものであること。
- (ウ) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する固定注油設備の注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供する旨の表示がなされていること。（平成5年9月2日消防危第68号）

ウ 固定給油設備等の位置

- (ア) 固定給油設備等の離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とすること。ただし、給油ホース等の取付部が移動するものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。（昭和62年4月28日消防危第38号）
- (イ) 2以上の固定給油設備相互間離隔規制はないものであること。（昭和62年4月28日消防危第38号）
- (ウ) 危政令第17条第1項第12号ハ「建築物の壁に開口部がない場合」とは、固定給油設備等の設置位置から2mの範囲内の建築物の壁に開口部がない場合をいうもの。（昭和45年4月4日消防予第60号）
- (エ) 「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所等への可燃性蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はなく、給油空地、注油空地、及びその他の給油取扱所の空地（屋外又は給油若しくは灯油の詰替えたため作業場）に面していることをいうものであること。（平成元年5月10日消防危第44号）
- (オ) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器は、ポンプ室に設置することを原則とするが、固定給油設備等の基礎上に設置する場合若しくは防護措置を講じた場合は、この限りでない。ただし、給油空地内に固定注油設備のポンプ機器を設置すること及び注油空地内に固定給油設備のポンプ機器を設置することは出来ない。（平成4年2月6日消防危第13号）

## エ 懸垂式の固定給油設備等

(7) 危政令第17条1項第14号の「ホース引出口の高さ」とは、地盤面から外装下端までをいうものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）

(イ) 緊急停止装置（平成元年3月3日消防危第15号）

a 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプの二次側配管を閉鎖できる装置とすること。

b 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

(ウ) 油量等の表示装置

油量等の表示装置（インジケータ）は、給油に支障のない場所に設けること。

(9) 建築物の用途（第1項第16号）

ア 危省令第25条の4第1項に掲げる用途以外に供する建築物等については、次によること。

(7) 危省令第25条の4第1項第1号～第5号の用途は、壁等で区画されていること。

(イ) 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等）の設置は認められないもの。（昭和62年4月28日消防危第38号）

(ウ) 危省令第25条の4第1項第1号の2に規定する用途（給油取扱所の業務を行うための事務所）には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等の業務に係る機能的に従属する部分も含まれること。（昭和62年4月28日消防危第38号）

(エ) 危省令第25条の4第1項に規定する用途の中に、危省令第25条の4第1項第1号の2又は第5号の事務所以外の事務所、運転手用の宿泊所や給油取扱所の従業員の寄宿舍等は認められないこと。（昭和62年4月28日消防危第38号）

(オ) 危省令第25条の4第1項第1号の「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」には、次のものも含まれるものであること。（平成元年5月10日消防危第44号）

a ポンプ室

b 油庫

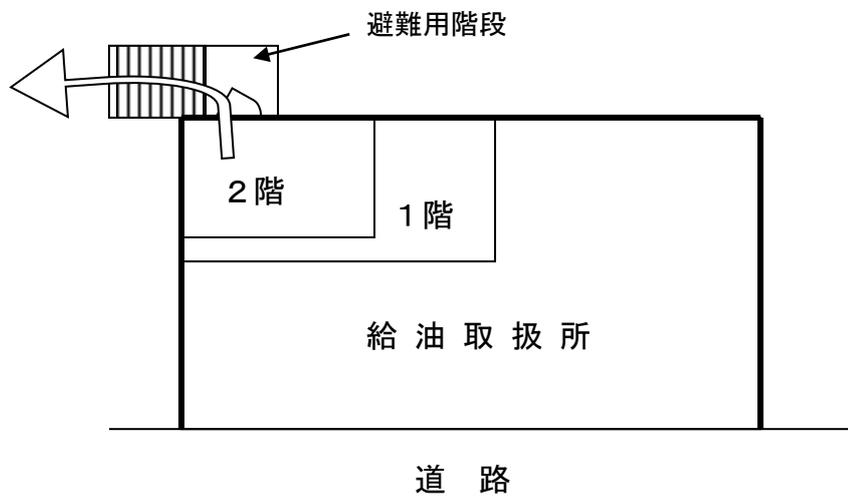
c 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えの作業場と一体の建築物内に設

けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されていないもの）

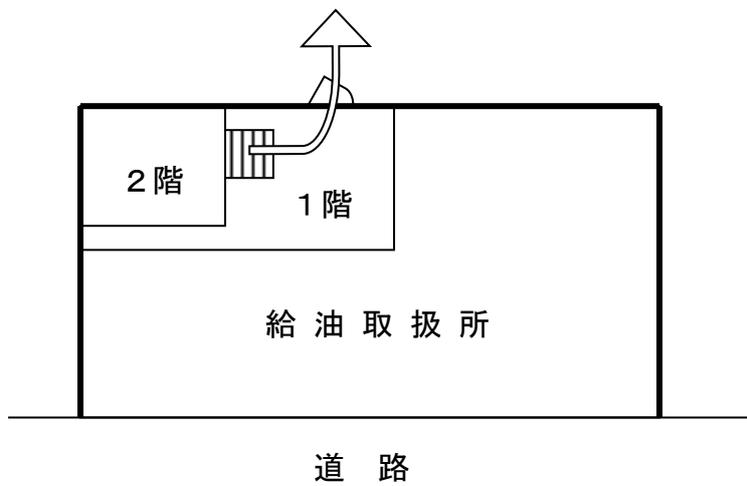
d コンプレッサー室

- (カ) 給油取扱所のコンプレッサー室のコンプレッサーが、点検・整備を行う作業場で用いられる場合にあつては、当該コンプレッサー室は、危省令第25条の4第1項第3号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」として取り扱うこと。（平成6年7月29日消防危第66号）
- (キ) 危省令第25条の4第1項第5号の「給油取扱所の所有者、管理者若しくは、占有者が居住する住居又はこれらの者に係る保管簿給油取扱所の業務を行うための場所」の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。（昭和62年4月28日消防危第38号）
- (ク) 危省令第25条の4第1項第2号の店舗、飲食店又は展示場は、次によること。
- a 店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸し付け、行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。（昭和62年4月28日消防危第38号）
- また、ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認められるものであること。（平成9年3月25日消防危第27号）
- b キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等は給油、灯油、軽油の詰め替え又は自動車の点検、整備若しくは洗淨のために給油取扱所に入入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の用途から除かれるものであること。（昭和62年4月28日消防危第38号）
- ただし、実態上給油、灯油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗淨のために給油取扱所に入入りする者を対象とした理容室等にあつては、設置を認めて差し支えない。（平成9年10月22日消防危第104号）
- c 危省令第40条の3の6第2項第1号の容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは、建築物の2階から直接敷地外に通ずる屋外階段より避難することができる場合のほか、屋内階段で一旦一階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口より避難することができる

る場合をいうもの。(平成31年4月19日消防令第81号)【第10-22図】【第10-23図】



【第10-22図 敷地外へ直接避難できる構造 ①】



【第10-23図 敷地外へ直接避難できる構造 ②】

イ 危省令第25条の4第2項に規定する危省令第25条の4第1項第1号の2から第3号までの用途に係る部分の面積の合計が300㎡以下という制限については、次によること。

(7) 床面積の合計が300㎡以下である建築物の部分は、危省令第25条の4第1項第1号の2から第3号までの用途に供する床又は壁に区画された部分(例えば更衣室、休憩室、倉庫)を除いた建築物の部分であ

ること。ただし、危省令第25条の4第1項第3号の用途に供する部分のうち、その作業内容によって顧客に対し作業内容等を説明するため、係員同伴で一時的に顧客が出入りする場合は、顧客が係員の監視下に常時置かれた状態であるので、当該顧客を係員として扱って差し支えないものであること。（平成13年11月21日消防危第127号）

(イ) 給油取扱所の建築物の配置、出入口の位置等については、前記(ア)の面積制限に適合する限り、特に制限はないものであること。（昭和62年4月28日消防危第38号）

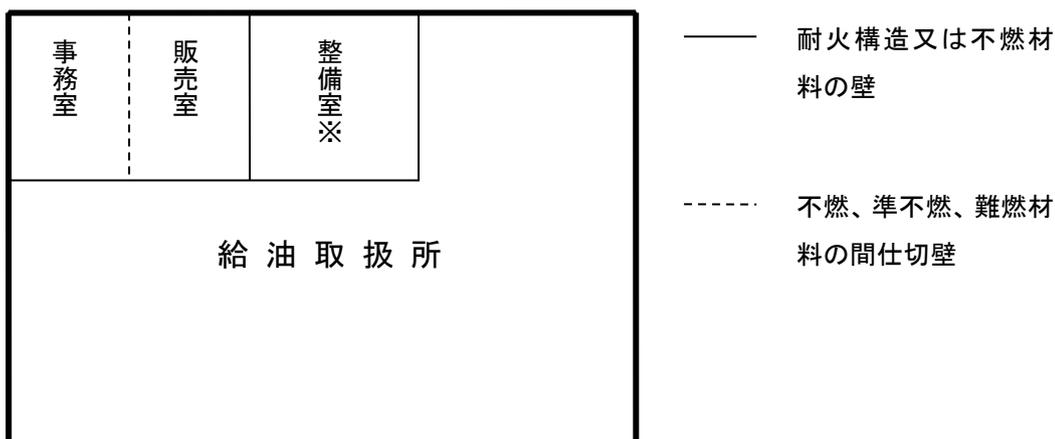
(ウ) 一の給油取扱所内に、危省令第25条の4第1項第1号の2に定める用途に供する建築物（給油取扱所の業務を行うための事務所）のほかに、同項各号の用途に供される建築物を設けても差し支えない。この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300平方メートルを超えないものとする。（平成31年4月19日消防危第81号）

(10) 建築物の構造等（第1項第17号、第18号）

ア 建築物の壁のうち、次の(ア)又は(イ)の間仕切壁については、準不燃材料又は難燃材料の使用を認めて差し支えないものであること。（平成9年3月26日消防危第31号）

(ア) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備若しくは防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

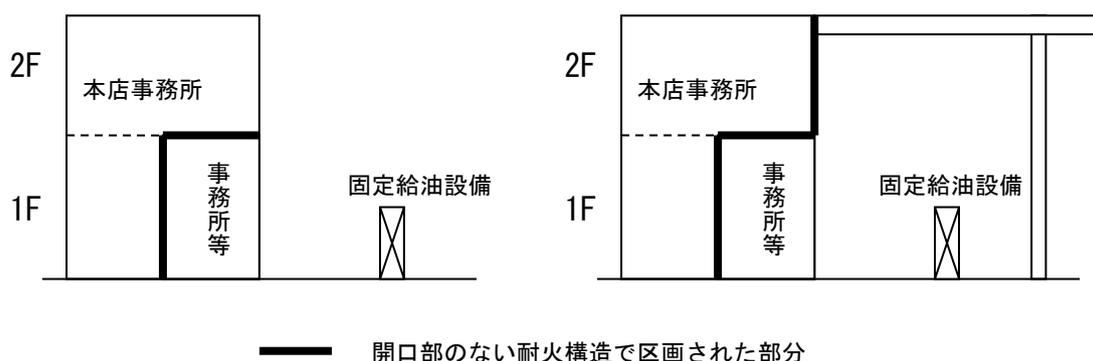
(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁



※整備室は危険物を取り扱う部分とする。

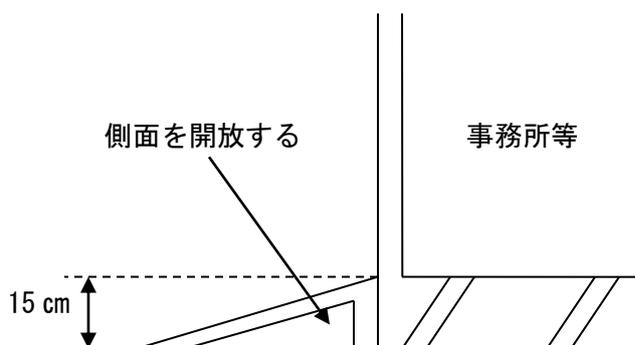
【第10-24図 間仕切壁の構造例】

- イ 給油取扱所の建築物の外壁を防火塀と兼用する場合、当該外壁部分については、次によること。
- (ア) 窓を設ける場合は、はめ殺しとする。ただし、設計地盤面から高さ２メートル以上の部分に開口部を設ける場合は、この限りでない。
  - (イ) 敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）出入口を設ける場合は、常時閉鎖式の特定防火設備を設けるものとする。（昭和６２年６月１７日消防危第６０号）
  - (ウ) 火を使用する設備のための給気口を設ける場合にあっては、防火ダンパー等を設けること。
- ウ 給油空地及び注油空地に面する部分（危省令第２５条の４第１項第１号、第３号及び第４号の用途に供する部分を除く。）の窓は、はめ殺し（排煙口を除く。）とすること。
- 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入りガラス以外のガラスを用いた特定防火設備又は防火設備を使用できること。
- エ 危政令第１７条第１項第１０号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）とその他の給油取扱所の用途と区画の必要な部分は、【第１０－２５図】のとおりとなる。
- また、当該区画は、危省令第２５条の４第４項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすること。



【第１０－２５図 他用途との区画を要する部分】

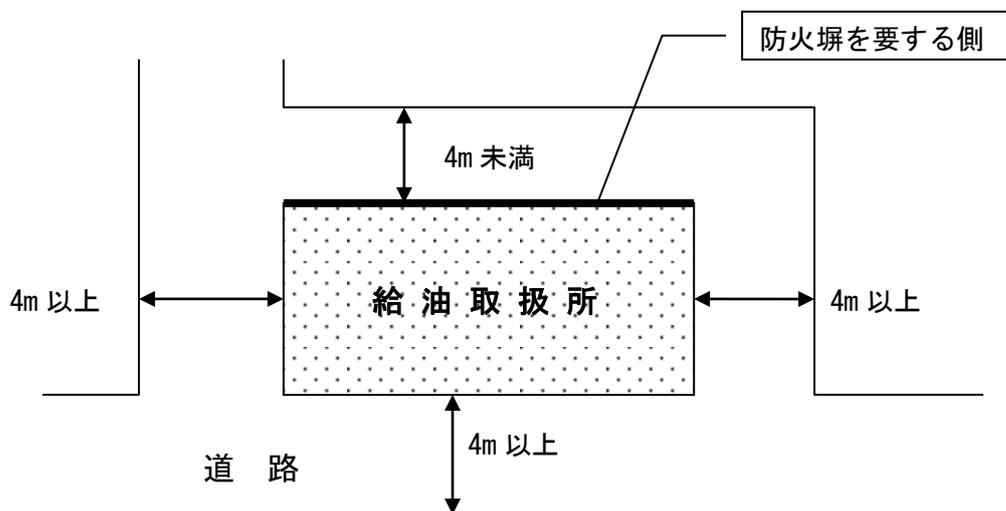
- エ 危省令第25条の4第1項第3号及び第4号の自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場での自動車等の出入口に扉等を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないものであること。（昭和62年6月17日消防危第60号）
- オ 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備とすること。（昭和62年6月17日消防危第60号）
- カ 危省令第25条の4第1項第5号の事務所その他火気を使用するものには、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが、事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口については、危省令第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。
- キ 可燃性蒸気が内部に流入しない構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次によること。（平成9年3月14日消防危第26号）
- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが0.15m以上であること。
- (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。
- なお、スロープの構造は、次により指導する。
- a 地盤面を嵩上げてスロープを設置する場合は、コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたスロープとすること。
- b 地盤面にボルト等で固定するスロープ、又は固定することなく移動が容易な可搬式スロープを敷設する場合は、不燃材料で造られ、かつ、スロープ下部に可燃性蒸気が滞留しない構造のスロープとすること。



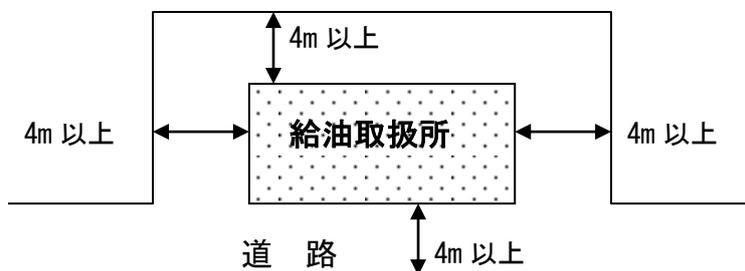
【第10-26図 可燃性蒸気の滞留しない構造例】

- ク 事務所の壁体の一部に採光のためガラスブロックを用いることができる。  
この場合、防火性能を有するものとする。
- ケ 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有するものとする。
- コ キャノピーに採光等のためにガラスを使用する場合、当該ガラスが次に適合している場合は危政令第23条により認めることができる。（平成9年3月26日消防危第31号）
- (7) 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラスの取り付け部が耐震性を有していること。
  - (イ) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
  - (ウ) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
  - (エ) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。
- サ 給油取扱所に併設される物品販売店舗等（平成13年11月21日消防危第127号）
- 給油の業務を行わない時間帯において物販店舗等のみの営業を行う場合は、次のとおりとすること。
- (7) 危険物保安監督者と物販店舗等の係員との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が危省令第48条第2号に規定する責務を行いうる体制を整備すること。※「係員以外の者を出入させないための措置」は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものである。
  - (イ) 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと。
  - (ウ) 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は、係員による適時適切な監視を行うこと。
- (11) 塀又は壁（第1項第19号）
- ア 自動車等の出入りする側
- 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4m以上の道路（危省令第1条第1号）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。（昭和51年11月16日消防危第94号）（平成9年3月25日消防危第27号）（平成10年10月 日消防危第90号）
- なお、給油取扱所に面する道路が、危省令第1条第1項第1号二の規定

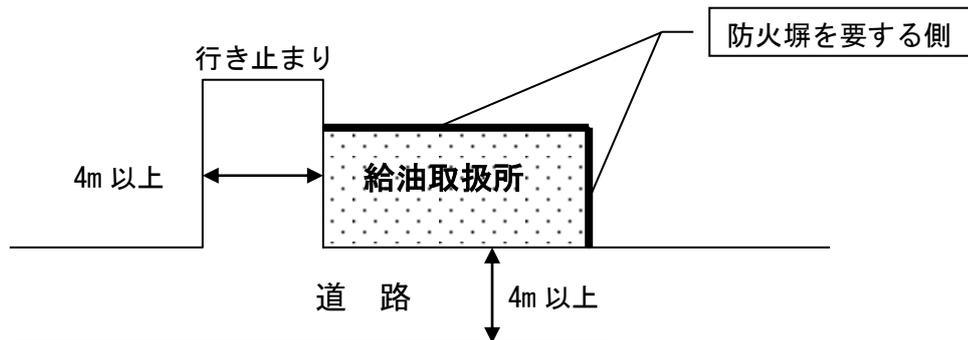
に適合するものである場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても、「自動車の出入りする側」として防火塀を設けなくてよい。（平成31年4月19日消防危第81号）



【第10-27図 自動車等が出入りする側①】

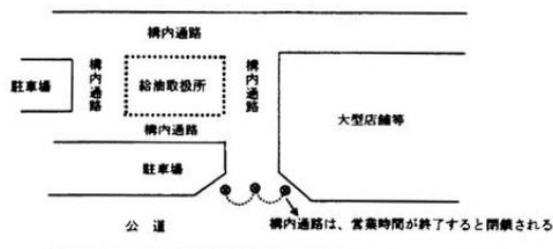


【第10-28図 自動車等が出入りする側②】



【第10-29図 自動車等が出入りする側 ③】

また、【第10-30図】のような構内道路に囲まれた給油取扱所について、いずれも自動車の出入りする側とすることができる。



注1 ……………自動車等の出入りする側

注2 構内道路はいずれも幅員4m以上

【第10-30図 構内道路に囲まれた給油取扱所】

イ 高さ（平成18年5月10日消防危第113号）

(7) 塀又は壁の高さを定める基準点は、塀又は壁にもっとも近い給油取扱所の地盤面とすること。

(イ) 塀又は壁の高さが2mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を2mを超えるものとする必要があるかどうか判断すること。

(ウ) 計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 $q$ が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、平成18年5月10日消防危第113号別添の「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料2 災害現象解

析モデルの一例4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

また、計算に際しては、以下のとおりとすることができること。（平成18年9月19日消防危第191号）

a 給油中、注油中の火災

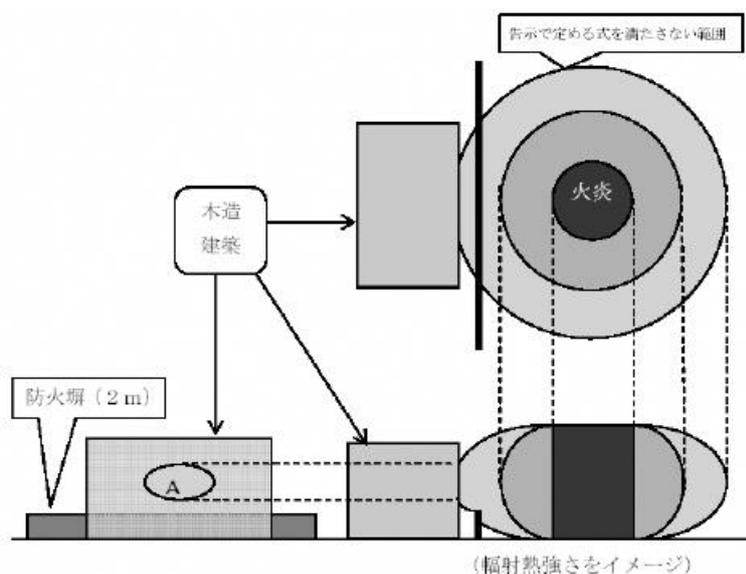
漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。

b 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

c 措置が必要な部分

塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、【第10-31図】の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、【第10-31図】の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分となる。



【第10-31図 告示で定める式を満たすための措置が必要な部分】

ウ 塀又は壁に設ける開口部（平成18年5月10日消防危第113号）

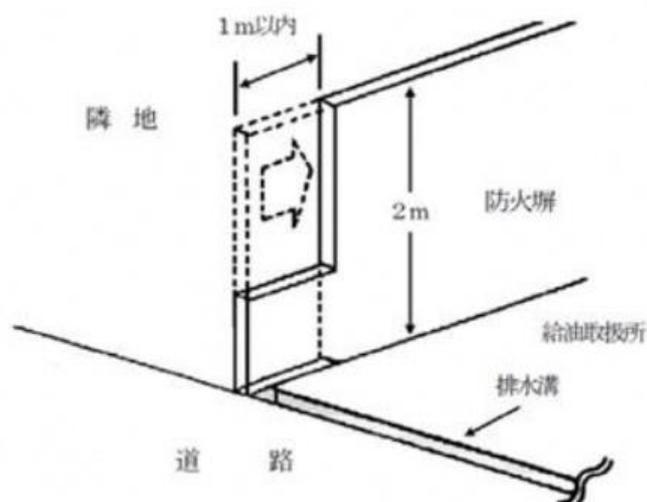
- (7) 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減

する性能を考慮することができること。

- (イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

エ 塀又は壁に設ける切欠き（平成30年3月29日消防危第42号）

給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低い場合、危政令第23条を適用し、危政令第17条第1項第19号に規定されている塀又は壁に道路境界線から1メートル以内に限り、危省令第25条の4の2第2号を満たす場合切欠きを設けてよい。【第10-32図】



【第10-32図 認められる切欠き】

(12) ポンプ室等（第1項第20号）

ア 共通事項

- (7) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。

なお、自動車等の点検・整備を行う作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱うもの。

また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置すること。（平成元年3月3日消防危第15号）

- (イ) 危政令第17条第1項第20号に規定する「ポンプ室等に必要の採光、照明」は、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものとする。（平成元年5月10日消防危第44号）

- (ウ) 危政令第17条第1項第20号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合、当該設備を兼用できるものとする。
- (エ) 危政令第17条第1項第20号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。  
また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含むものであること。(平成元年5月10日消防危第44号)

#### イ ポンプ室

前アによるほか、次によること。

- (ア) ポンプ室は1階に設けること。
- (イ) ポンプ室には天井を設けないこと。
- (ウ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね0.5m以上の間隔を、ポンプ設備相互間にはおおむね0.3m以上の間隔を確保すること。
- (エ) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から1.5m以上離れた敷地内とすること。

#### ウ 油庫

前ア(ア)、(イ)及び(ウ)によるほか、油庫の換気設備は、「第3 屋内貯蔵所の基準1、(12)」の例によること。

#### エ 整備室

アによるほか、次によること。

- (ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
- (イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備の付近に閉鎖バルブを設けること。

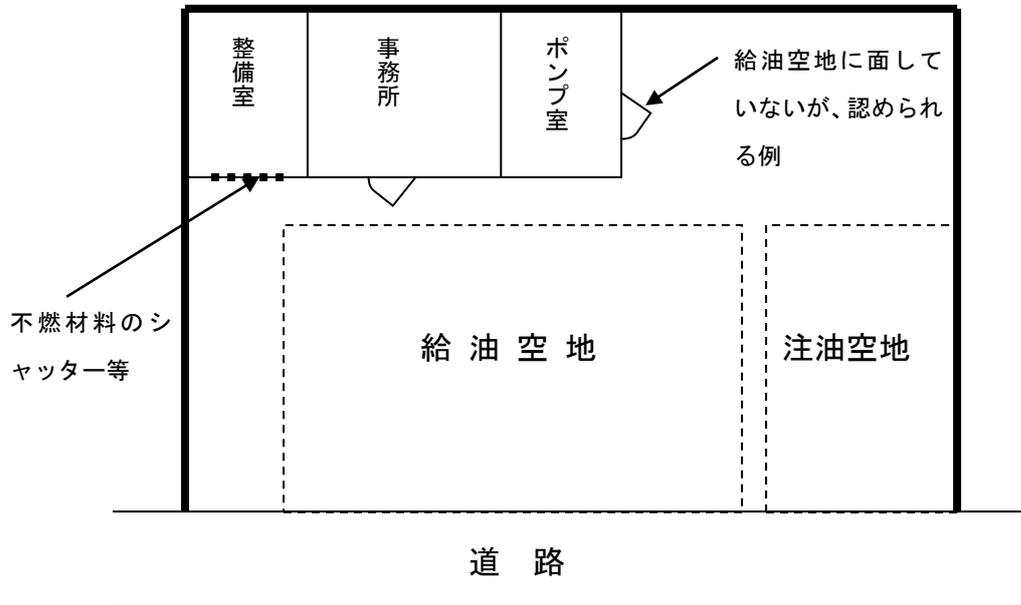
#### (13) 道路境界線等から間隔を保つことを要しないポンプ室

危政令第17条第1項第12号ただし書きのポンプ機器を設けるポンプ室は前(12)ア(イ)、(ウ)及び(エ)並びにイによるほか、次によること。

ア 当該ポンプ室の建築構造等については、危省令第25条の3の2の適用のほか、その他の設備等については、危政令第17条第1項第20号が適用となるものであること。

イ 危省令第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等ができる位置であつ

て、かつ、事務所等への可燃性蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと。  
 (平成元年5月10日消防危第44号)



【第10-33図 出入口の設置例】

(14) 電気設備 (第1項第21号)  
 電気設備については、「第2 製造所の基準17」の例によること。

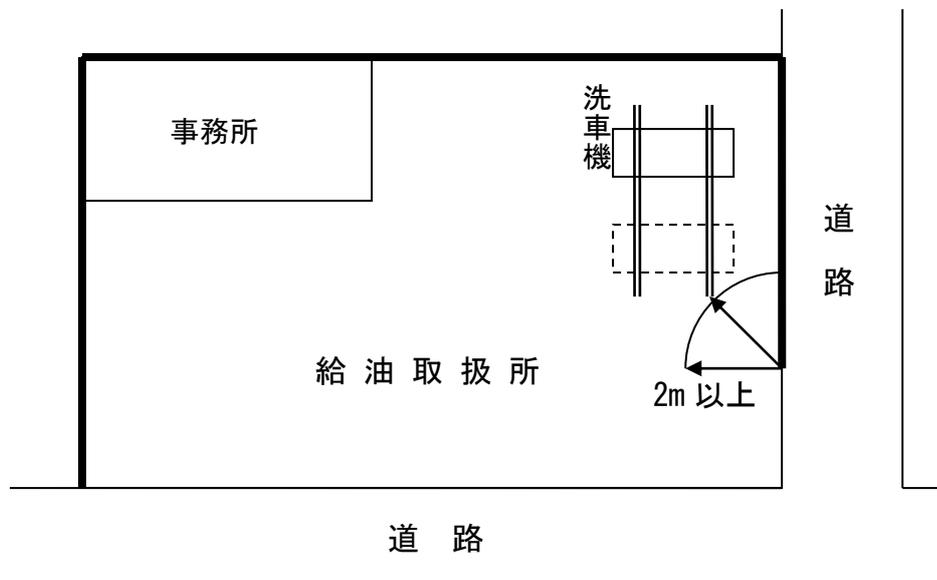
(15) 附随設備 (第1項第22号)  
 給油取扱所で使用される附随設備、機器等は【第10-7表】によること。

附随設備、機器等	機器の概要
洗車機	車両を洗車する。
蒸気洗浄機	蒸気で洗浄する。
オートリフト	整備をするための車両を持ち上げる。
混合燃料油調合機	車両の燃料を混合する。
ウォールタンク	エンジンオイルをタンクから落差で容器に移し替える。
オイルサービスユニット	ドラム缶等の油をポンプで汲み出し容器に移し替える。
部品洗浄台	洗油をモーターで循環し、連続的に部品を洗浄する。
スピードメーターテスター	速度計の精度試験をする。

ブレーキテスター	ブレーキの制動力を試験する。
サイドスリップテスター	車輪の直進性等を横滑り量から測定する。
マット洗い機	マットを洗浄する。
バキュームクリーナー	車内を清掃する。(掃除機)
タイヤチェンジャー	タイヤをリムから取り外し、又ははめ込む。
ホイールバランサー	回転中のタイヤホイールのバランスを試験し矯正する。
エアーコンプレッサー	空気を圧縮、蓄積する。
エアースタンド	エアー充てん、タイヤ圧測定をする。
オイルチェンジャー	エンジンオイルを交換する。
オートアナライザー	エンジン回転、バッテリー等の電圧、電流等の測定、調整をする。
バッテリーチャージャー	バッテリーの充電をする。
エアーエレメントテスター	エアーエレメントの空気浄化機能を判定する。
バッテリーテスター	バッテリーの電気容量を測定する。
ルブリケーター	移動式の油脂注入装置
スパークプラグテスター	スパーク火花の発生試験をする。

【第10-7表 給油取扱所で使用される附随設備、機器等】

- ア 附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。(昭和62年4月28日消防危第38号)
- イ 附随設備は、注入口から3m以内の部分及び通気管の先端から1.5m以内の部分に設けないこと。
- ウ 固定給油設備との間隔については、次によること。
- (ア) 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は2m以上確保するように指導すること。
- (イ) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全体に応じ危省令第25条の5第2項第1号口で定める距離以上をそれぞれ確保すること。
- エ 洗車機を道路境界線側の防火塀付近に設けた場合、防火塀の先端から可動先端部まで2m以上の距離を確保すること。(昭和62年6月17日消防危第60号)



【第10-34図 洗車機と道路境界線との離隔】

オ 自動車等の点検、整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバランサー、エアークンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）

また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造の区画した室に設置するよう指導する。

カ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面に設けるよう指導する。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40ℓ以下	1,0 mm以上
40ℓを超え 100ℓ以下	1,2 mm以上
100ℓ以下を超え 250ℓ以下	1,6 mm以上
250ℓ以下を超え 500ℓ以下	2,0 mm以上
500ℓ以下を超え 1,200ℓ以下	2,3 mm以上
1,200ℓ以下を超え 2,000ℓ以下	2,6 mm以上
2,000ℓを超えるもの	3,2 mm以上

【第10-8表 危険物を収納する設備の板厚】

- キ 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設けること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）
- ク ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講じること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）
- ケ ウォールタンクの位置、構造及び設備は、オからキによるほか、次により指導する。
- (ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の1階とする。
  - (イ) タンクは気密性を有するものとする。
  - (ウ) タンクの空間容積は、タンクの内容積の10%とする。
  - (エ) 注入口には、弁又はふたを設ける。
  - (オ) 通気管には、内径20mm以上とする。
  - (カ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。
- コ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、危政令第13条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。
- サ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける附随設備の電気設備（例えば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ60センチメートル以下の部分の電気設備）は、防爆構造とすること。

(16) 附属設備以外の設備

- ア 給油に支障がある設備（危政令第17条第1項第23号）とは、自動車等の回転が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断は、もっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障ないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けても差し支えないものであること。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）

この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

- (ア) POS用カードリーダー

- (イ) クイックサービスユニット（附属設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていない設備に限る。）（昭和62年6月17日消防危第60号）
- (ウ) 現金自動釣銭機
- (エ) 尿素水溶液供給機（平成17年3月31日消防危第67号）（平成23年12月1日消防危第273号）
- イ 給油作業に支障がないと認められる場合には、グリーンベルト、植え込み、池等を設けて差し支えないこと。ただし、植え込みの高さは塀以下とすること。（昭和46年4月23日消防予第65号）（昭和47年1月7日消防予第13号）
- ウ 事務所等にPHS等のアンテナを設ける場合は、建築物等の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば認めて差し支えない。（平成9年3月25日消防危第27号）
- エ 給油取扱所のキャノピー又は事務所の屋根の上に太陽光発電設備を設置する場合は、平成27年6月8日付け消防危第135号及び令和3年1月26日付け事務連絡によること。
- オ 携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等は次のとおり（平成30年8月20日消防危第154号）
  - (ア) 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとする。こと。
    - a 国際電気標準会議規格（IEC）60950-1
    - b 日本産業規格（JIS）C 6950-1
    - c 国際電気標準会議規格（IEC）62368-1
    - d 日本産業規格（JIS）C 62368-1
  - (イ) 給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。
    - a 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること（肩掛け紐付きカバー等）。
    - b 危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。
    - c 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。
  - (ウ) 次のaからcに掲げる事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。この場合において、上記(ア)に示す規格への適合性を確認するため、予防規程の認可の申請の際に、使用する携帯型電子機器の仕様書等を申請書に添付させること。

- a 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
- b 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
- c 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危省令第60条の2第1項第11号関係）

#### カ 看板等

- (ア) キャンピ―上で、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けても差し支えないものであること。  
（平成10年10月13日消防危第90号）

なお、火災予防上の観点からサインポール、看板等は難燃性の材料で造り、幕、布等は防災処理を施したものを使用すること。（平成元年5月10日消防危第44号）

- (イ) 看板等を防火塀上に設けるものにあつては、不燃材料、防火塀上以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

- (ウ) 合成樹脂類の看板について

##### a 形態

- (a) 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
- (b) 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの
- (c) 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの
- (d) 防火塀の内外面に取り付けるもの

##### b 材質

- (a) 材質は、難燃性を有する合成樹脂材料（JIS K 6911 の A 法による自消性のもの）等であること。ただし、上屋の屋上やサインポール等に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
- (b) JIS K 6911 に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。

##### c 防水性

電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JIS C 0920 に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。

##### d 取付方法

建物、キャンピ―等に取り付けるもの及びインジケーターの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じること。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天

井面等を耐火区画とすること。

(イ) 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震耐風圧構造とすること。

(オ) 危省令第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。

キ コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所内の敷地内に設置しても差し支えないものであること。（平成10年10月13日消防危第90号）

なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないものであること。

(ア) LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽」という。）は、給油空地等以外の場所に設置すること。

(イ) LPGバルク貯槽は、地下に設置すること。

ただし、地下貯蔵タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

(ウ) バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講ずること。

(エ) バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

(オ) LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下貯蔵タンクの注入口から8m以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。

(カ) 予防規程にLPGタンクローリーから受入中の安全対策について定めること。

上記によるほか、LPG配管と危険物配管は、同一のピット内に敷設しないように指導すること

ク 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項第2号に基づき、同法第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合

(ア) 壁等により区画された建築物内に設ける場合を除き位置については、固定給油設備（一定の要件を満たすポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から給油ホースの長さに応じた距離以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所であるとともに、給油空地及び注油空地以外の場所であり、マーキング等により区画を明確にすること。

- (イ) 自動車等に給油するときには、固定給油設備（一定の構造要件を満たすポンプ室に設けられたポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から給油ホースの長さに応じた距離以内の部分（壁等により区画された建築物内の部分を除く。）移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するときには、専用タンクの注入口から3メートル以内、通気管の先端から1.5メートル以内の部分においては点検・整備を行ってはならないこと。
- (ウ) 自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこととされ、火気を使用する場合又は火花を発生おそれのあるハンマー等を使用する場合は、建築物内で、かつ、可燃性の蒸気が流入しない構造の区画した室において行うこと。
- (エ) 可燃性の蒸気を発生おそれがある方法等により自動車等の点検・整備を行う場合には換気設備が整備されている等、十分換気を行う必要があること。

#### ケ 非常用発電機

給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する場合、設置場所は可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所とし、当該要件を満たす場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することもできる。

この場合において、非常用発電機がガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに移動又は電源を遮断できるものであれば、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成24年3月16日消防危第77号）第3の1に示されている範囲とし、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（平成26年5月23日付け消防危第136号）を参考とすること。（平成31年4月19日消防危第81号）

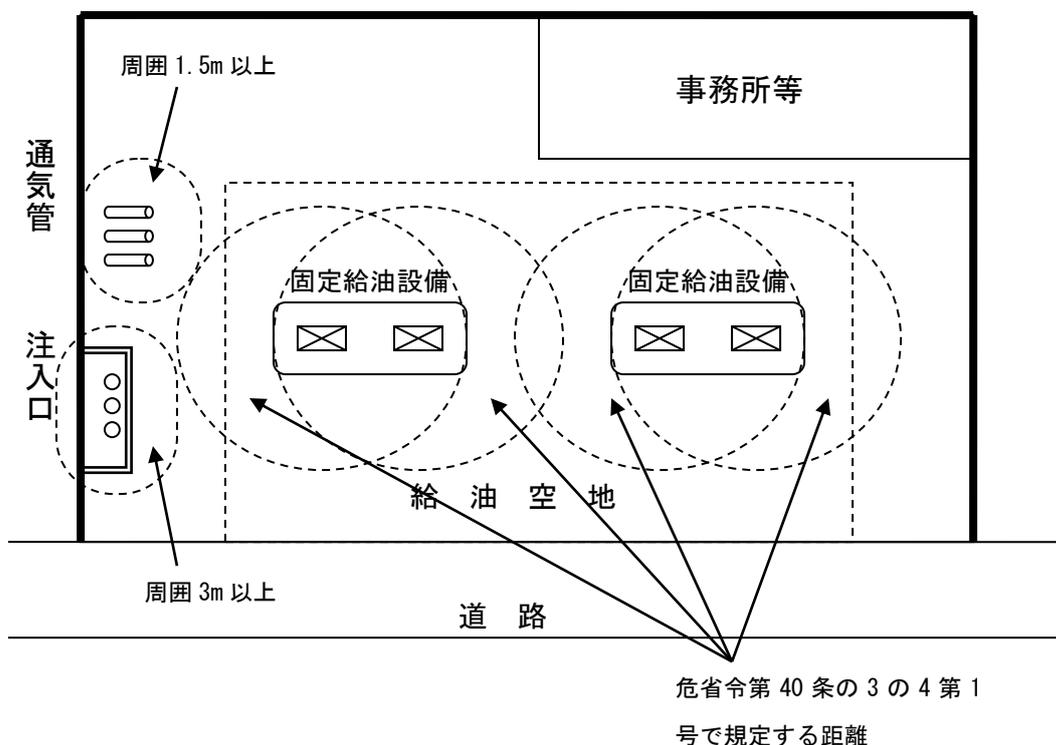
#### (17) その他

ア 駐車スペースは、あらかじめ固定給油設備等から【第10-9表】の範囲の部分、専用タンク等の注入口から3メートル以内の部分及び専用タンク等の通気管から1.5メートル以内の部分並びに給油のための自動車等の進入路以外の部分に設け、当該部分を白線等で示すこと。なお、駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をするものが給油取扱所の敷地外にあって、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が、給油取扱所の敷地内にあり、係員の

誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。  
 (昭和62年4月28日消防危第38号)

方向・ホース全長:Y(m)		距離:X(m)
懸垂式		$X \geq 4$
地上式	$3 \geq Y$	$X \geq 4$
	$3 < Y \leq 4$	$X \geq 5$
	$4 < Y \leq 5$	$X \geq 6$

【第10-9表 駐車スペースと固定給油設備等の離隔距離】



【第10-35図 駐車及び点検・整備・洗浄の禁止場所】

イ 給油取扱所の一部を自動車の保管場所として使用する場合には、次の条件を満足すること。

- (7) 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限ること。
- (イ) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障のない空地とすること。

なお、給油取扱所内の駐車スペースに指定数量未満の危険物移動タンク車を保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場

所にすることは認められない。(昭和62年6月17日消防危第60号)  
ウ 駐車スペースを有料駐車場とすることは、給油業務時間外に係員以外の者が出入りすることとなるので認められない。(昭和62年6月17日消防危第60号)

## 6 屋内給油取扱所（営業用）

2及び3によるほか、次によること

### (1) 屋内給油取扱所の定義

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が1/3を超えるもの（当該割合が2/3までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）は、屋内給油取扱所として危政令第17条第2項を適用するものである。

### (2) 建築物（第2項第1号）

ア 政令別表第一(6)項用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）

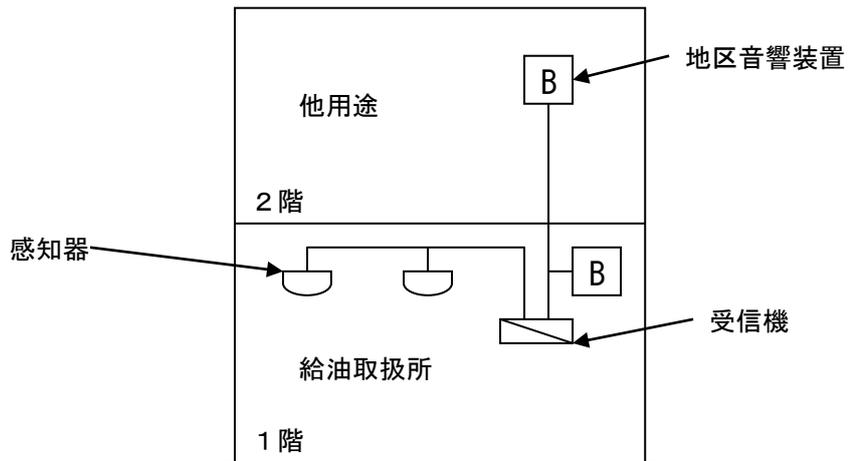
また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けて差し支えないこと。（平成元年5月10日消防危第44号）

イ 危省令第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、【第10-36図】から【第10-38図】の例が該当すること。（平成元年5月10日消防危第44号）

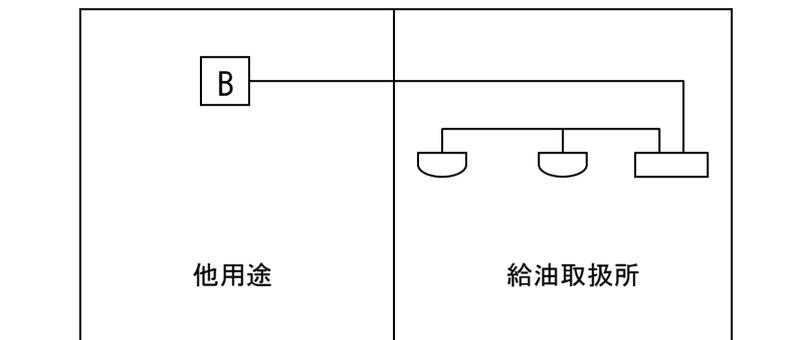
当該設備を自動火災報知設備とする場合には、危省令第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとする。（H元.3 危 No. 24）

(7) 感知器の設置は、省令第23条第4項から第8項までの規定の例によること。

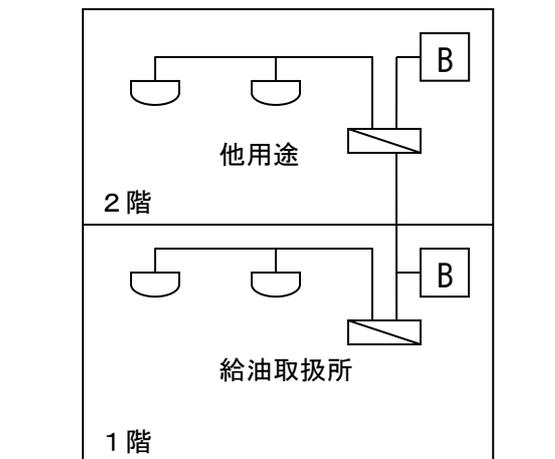
(イ) 前(7)に定めるもののほか、省令第24条及び第24条の2の規定の例によること。



【第10-36図 上階を有する場合の例】



【第10-37図 平屋の場合の例】



【第10-38図 他用途の部分に自動火災報知設備が設置された例】

ウ 外壁の高さ

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、おおむね1m以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体化すること。（平成元年5月10日消防危第44号）

この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

(3) 自動表示装置

危政令第17条第2項第2号に規定する専用タンクに設ける「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、フロート式、エアパージ式、静電容量式等の装置をいう。

(4) 通気管の位置（第2項第3号）

ア 危省令第20条第5項に規定する「屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）

イ 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通して差し支えない。この場合、貫通部は、埋め戻し等の措置を講じること。（平成元年3月3日消防危第15号）

ウ 引火点が40度未満の危険物の専用タンク等に設ける通気管の先端が、防火塀と上屋等で囲まれた開口部のない屋内給油取扱所の用に供する部分にある場合には、敷地境界線から1.5メートル以上離す必要はないものであること。

(5) 過剰注入防止設備（第2項第4号）

危政令第17条第2項第4号に規定する過剰注入防止装置は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計等と連動して自動的に受入を停止するものとする。（平成元年5月10日消防危第44号）

この場合、装置は、タンクの最大許可容量の範囲内で作動させるものとする。

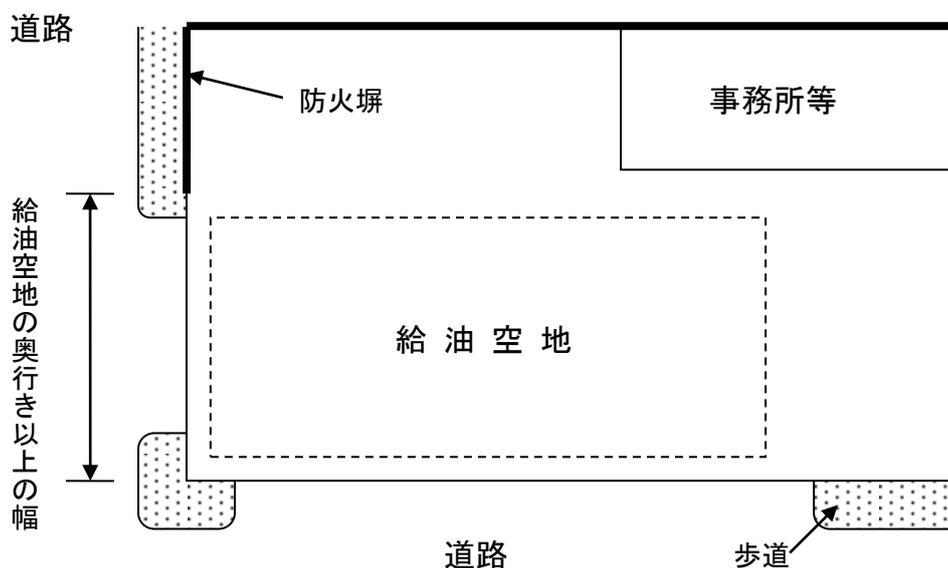
- (6) 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分と他用途部分の区画（第2項第5号）

開口部のない耐火構造の床又は壁による建築物の他用途部分との区画については、施行令第8条に規定する区画と同等以上であること。

- (7) 二方が開放されている屋内給油取扱所の空地（危政令第17条第2項第9号）

- (7) 二方が道路に面している場合

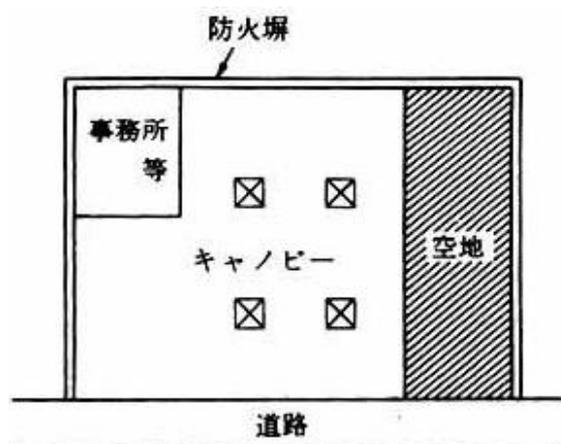
危政令第17条第2項第9号本文に規定する「二方については、自動車等の出入りする側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地（給油空地）の間口に接する道路部分については原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の道路部分にあっては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀を設けないことをいうものであること。



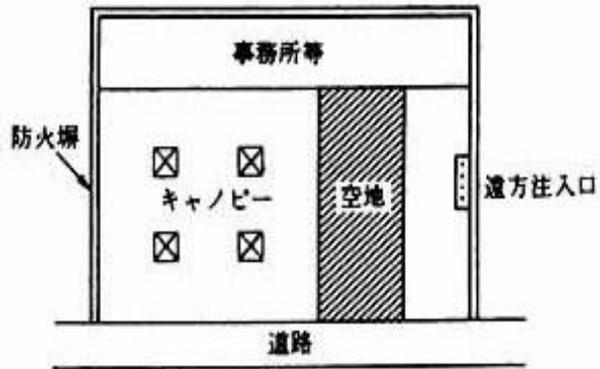
【第10-39図 二方開放の例】

- (1) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

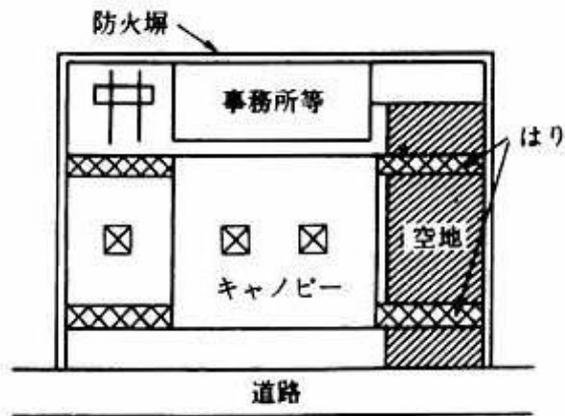
- a 危省令第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は、次によること。
  - (a) 給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所のほか、漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外で屋外の場所とすること。（平成元年3月3日消防危第15号）
  - (b) 避難空地にあつては、車両等の出入口又は出入りする通路としては認められないものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）
- b 危省令第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）
- c 専用タンクの埋設、防火塀の上方又は側面の看板、空地内にはない通気管の立ち上がりは差し支えない。（平成元年5月10日消防危第44号）
- d 空地上のキャノピーのはりは認めて差し支えない。（平成元年5月10日消防危第44号）
- e 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設けること。（平成元年5月10日消防危第44号）
- f 避難空地内には、油分離装置を設けないこと。



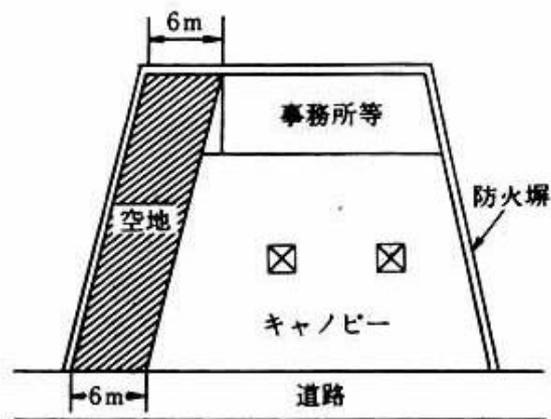
※事務所等と接していない場合



※空地を給油取扱所の端にとらない場合

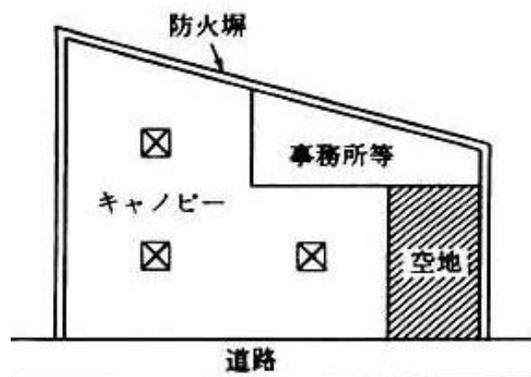


※空地の上方にはりがある場合

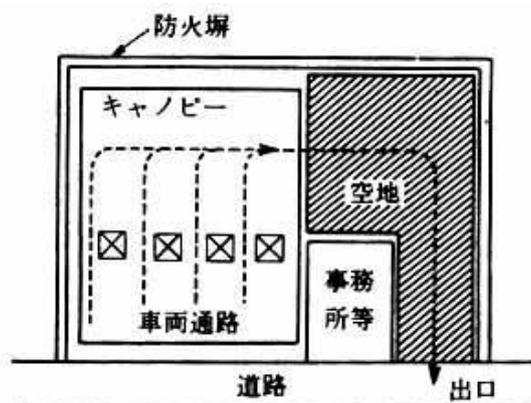


※空地を斜めにとる場合

【第10-40図 避難空地として認められる例】



※給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合



※建築物の裏及び横に空地をとる場合

【第10-41図 避難空地として認められない例】

(8) 一方開放の屋内給油取扱所（第2項第9号）

ア 避難口等

- (7) 危省令第25条の9第1号イの避難口が設けられた「事務所等」に該当するのは、販売室、事務所、店舗等の主に常時人の出入りする用途とし、雑品庫、油庫等は該当しないものであること。
- (イ) 危省令第25条の9第1号イに規定する「敷地外に直接通ずる避難口」は、公園、屋外の安全な場所又は道路等へ、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できる通路をいい、当該場所に通ずる通路の幅は、おおむね1メートル以上であること。
- (ウ) 危省令第25条の9第1項1号イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。（平成元年3月3日消防危第15号）
- (I) 危省令第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又

は注油のための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所をいう。）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）

- (オ) 危省令第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）

イ 可燃性蒸気回収設備（平成元年3月3日消防危第15号）

危省令第25条の9第3号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」とは、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すペーパーリカバリ装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備をいうこと。

なお、ペーパーリカバリ装置を設ける場合で無弁通気管に弁を設ける場合にあっては、専用タンクに危険物を注入する場合を除き、常時開放している構造であるとともに、閉鎖した場合には10kPa以下の圧力で開放する構造のものとすること。

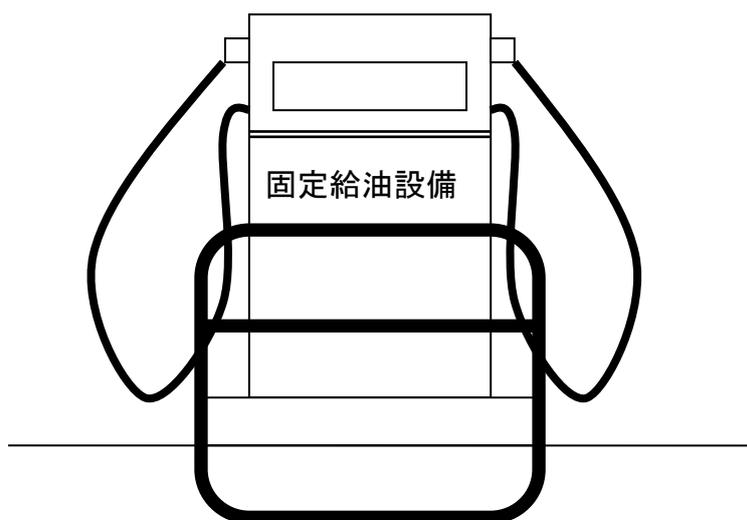
ウ 可燃性蒸気検知警報設備

危省令第25条の9第4号及び同25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）」は、次によること。（平成元年5月10日消防危第44号）

- (ア) 可燃性蒸気検知警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものであること。
- (イ) 警戒区域は、可燃性蒸気の滞留するおそれのある室又はその部分とすること。
- (ロ) 検知器は、検知箇所からおおむね水平距離2メートル以下とし、床面から15センチメートル以下の位置に設けること。ただし、出入口等外部の空気の流通する箇所を除く。
- (ハ) 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発下限界の4分の1以下の値であること。
- (ニ) 防爆性能を有すること。
- (ホ) 受信機は、常時従業員等のいる事務室等に設置すること。
- (ヘ) 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報装置の警報音と区別できるものとする。
- (コ) 警報装置は、その中心から前方に1メートル離れた場所で90デシベル以上であること。
- (ケ) 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。

## エ 衝突防止措置

危省令第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式のものにしたり、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当するものであること。  
(平成元年3月3日消防危第15号) (平成元年5月10日消防危第44号)



【第10-42図 衝突防止措置の設置例】

### (9) 上部に上階を設ける屋内給油取扱所 (第2項第11号)

ア 危政令第17条第2項第11号又は危省令第33条第1項第6号に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。

イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることのできるものであること。(平成元年3月3日消防危第15号)

ウ アにより、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、上部に上階のある給油取扱所の屋根(キャノピー)部分は、危省令第25条の10第3号のひさしと兼用しない場合のみ不燃材料でも差し支えないものであること。

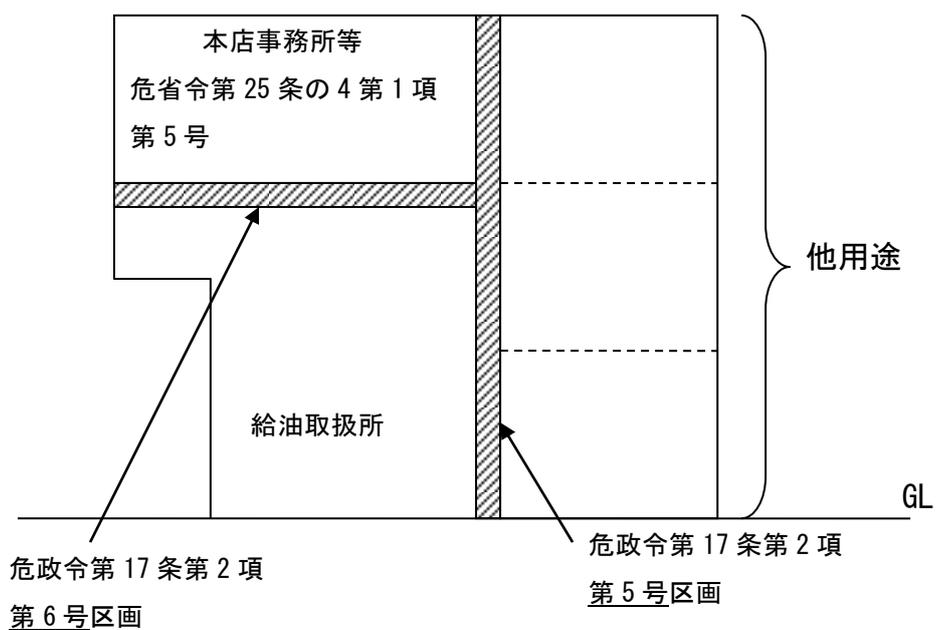
### エ 他用途との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、建基法

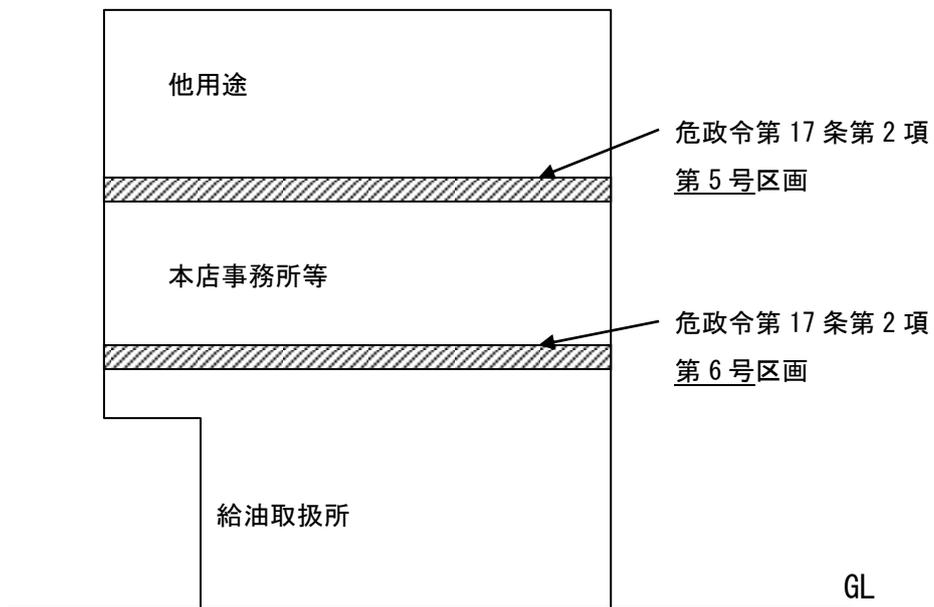
第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよいこと。

オ 本店事務所等との区画

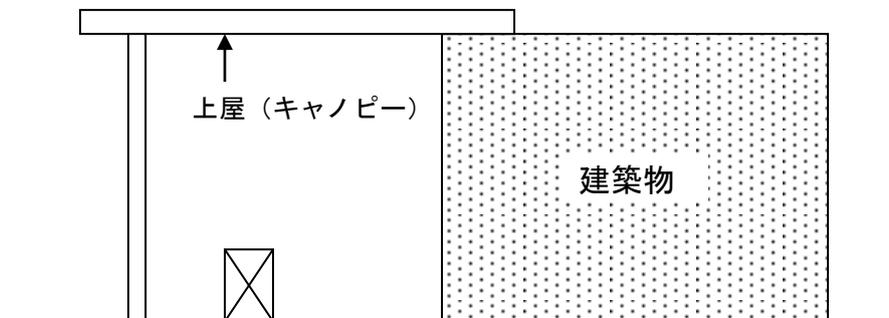
危政令第17条第2項第6号に規定する危省令で定める部分の区画は、前エと同様の区画とすること。



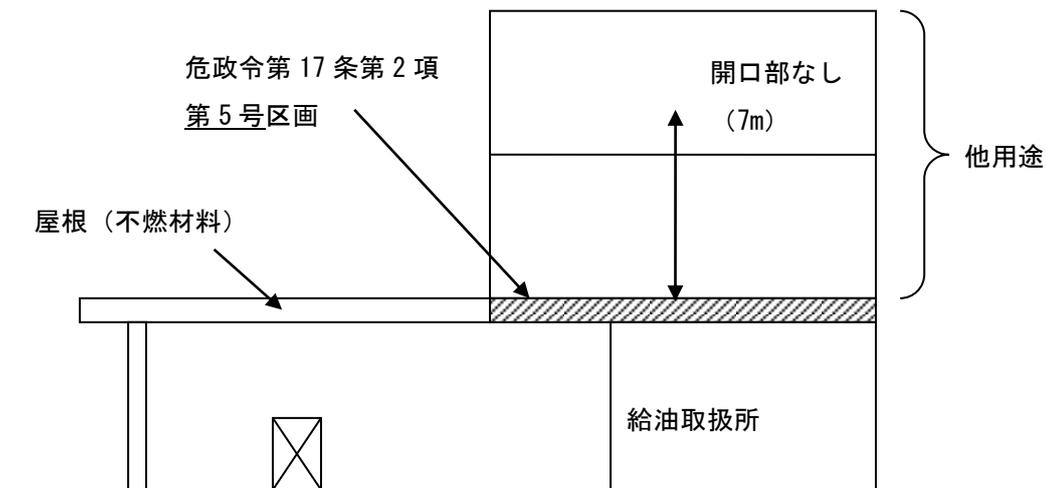
【第10-43図 「上部に上階のある場合」に該当しない例】



【第10-44図 「上部に上階のある場合」に該当する例】

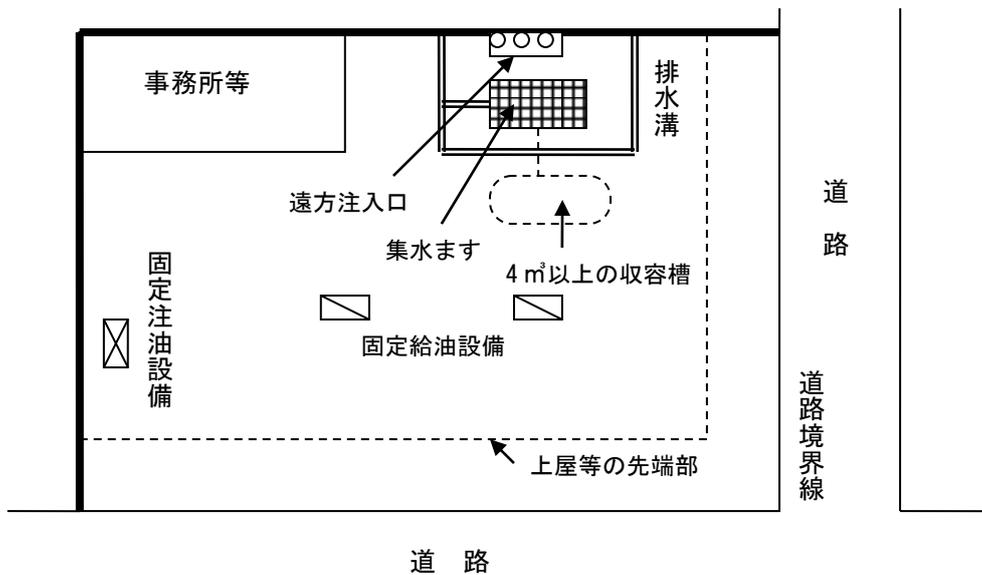


【第10-45図 上階がない場合の例】



【第10-46図 上階をひさしと兼用しない場合の例】

- カ 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する上屋等が給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁に水平距離で1メートル以内に近接する場合は、当該塀は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。（平成元年5月10日消防危第44号）
- キ 危省令第25条の10第1号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう。（平成元年3月3日消防危第15号）



【第10-47図 上階への火炎の噴出防止例】

ク 危省令第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」については、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないようにすること。（平成元年3月3日消防危第15号）

ケ 漏えい局限化措置

危省令第25条の10第2号に規定する漏えい局限化設備及び收容設備「漏えい局限化措置」は、次によること。【第10-48図】

(ア) 注入口の周囲（注入口に対し、移動タンク貯蔵所から荷下ろしするために停車する側）には15㎡の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を收容するための收容槽を設けること。（平成元年5月10日消防危第44号）この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。

(イ) 收容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものとする。

(ウ) 收容槽は、実収容量を4㎡以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備えたものであること。

なお、当該收容設備は専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できない。

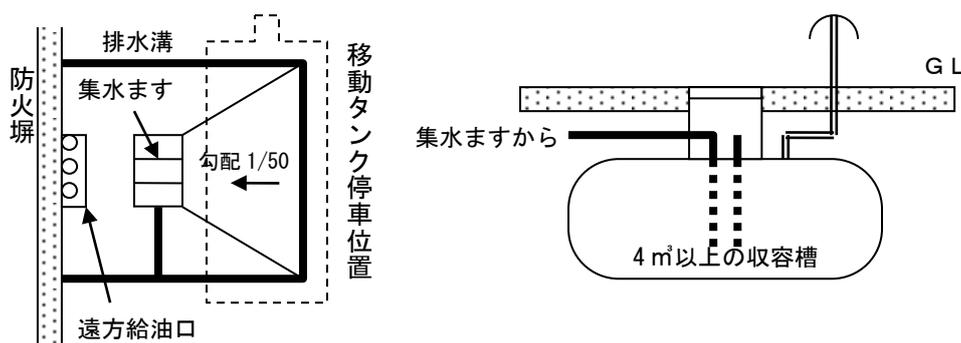
(エ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、收容槽への配管を直径100mm以上とするとともに、地盤面は約1/50の勾配を設けること。

(オ) 日常における維持管理上、集水ます等を設けるとともに、注入口使用时以外は収容設備への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためバルブ等を設けること。

なお、バルブピットの上部の蓋は防水型とすること。

(カ) 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けないよう指導すること。

(キ) 漏洩拡大防止措置を講じた場所は、給油空地及び注油空地外とすること。



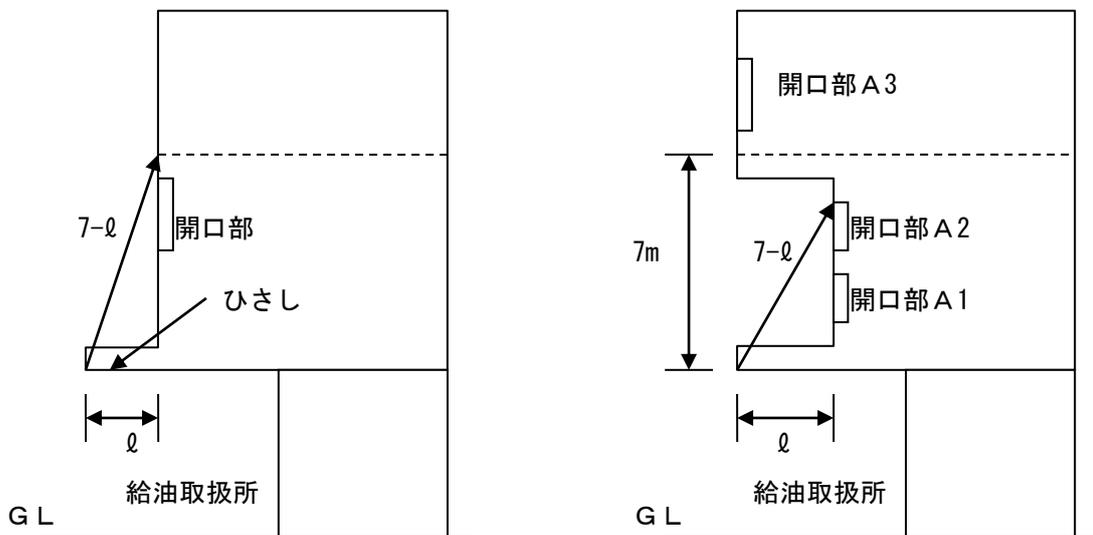
【第10-48図 漏えい局限化措置の例】

## コ 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

危省令第25条の10第3号に規定する延焼防止上有効な1.5m以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）の取扱いについては、次によること。

(ア) ひさしは、ベランダ等他の用途として使用は認められないものである。

(イ) ひさしは、30分以上の耐火性能を有すること。（平成元年3月3日消防危第15号）



① 一般的なひさしの設置

② 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例

【第10-49図 延焼防止上有効なひさしの措置の例】

- (ウ) 危省令第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS R 3206 で規定された強化ガラスを用いたはめごろし窓とすること。（平成元年3月3日消防危第15号）
- (イ) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1.0mとすることができる。この場合、危省令第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1.0m未満とすることはできない。（平成元年3月3日消防危第15号）
  - a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれがある場所には、さらにヘッドを増設すること。
  - b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3m<sup>3</sup>を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
  - c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3MPa以上で、かつ、放水量が130l/min以上の性能のものとする事。
  - d ドレンチャー設備は手動式とすること。ただし、閉鎖型スプリンク

ラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用しても差し支えないもの。

e 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓の例によるものであること。

(オ) 規制を受けた開口部（7メートルからひさし等の長さ部分を減じた範囲内をいう。）に建築基準法施行令第126条の6に定める非常用進入口を設ける場合にあっては、外部からのみ開閉できる構造とすること。

(カ) 危省令第25条の10第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。

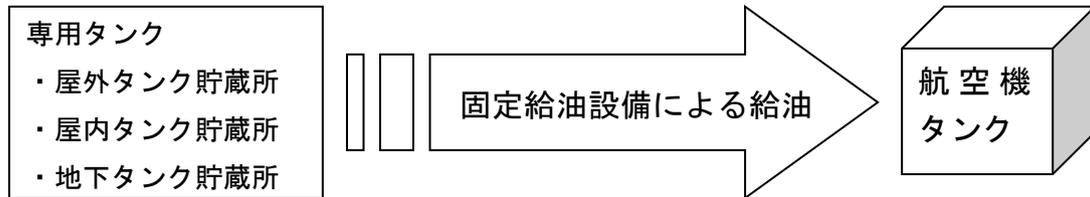
(10) 誘導灯

誘導灯の基準は、政令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

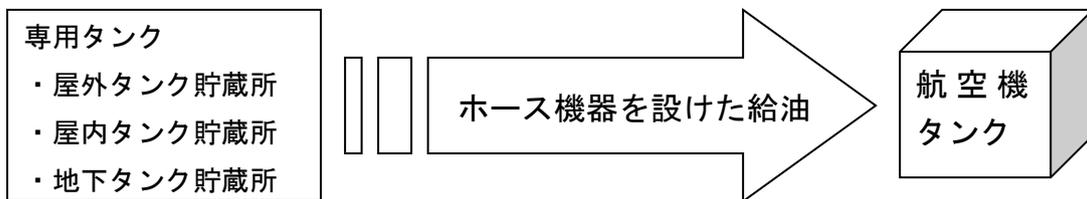
## 7 航空機給油取扱所（危省令第26条）

(1) 航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第26条第3項第4号）

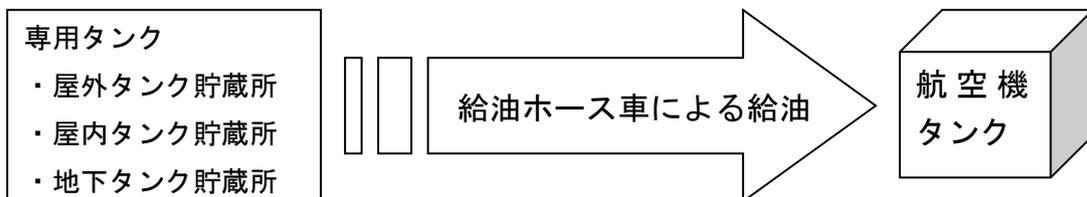


イ ハイドラント方式（危省令第26条第3項第5号）



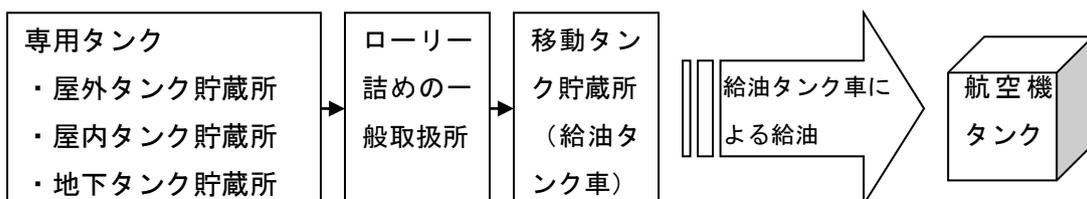
※ ハイドラントとは、貯蔵タンクから、ポンプ設備により専用の給油配管へ給油するもの。

ウ 給油ホース車（サービサー）方式（危省令第26条第3項第6号）



※ サービサーとは、ハイドラント方式のうち、給油ホースのないものについては給油ホース設備及びフィルター等を積載したサービサーにより給油する。ただし、サービサーには加圧装置が設置されていない。

エ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条第3項第7号）



なお、航空機給油取扱所の固定給油設備には、専用タンクの配管のほかに地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続することができること。（平成元年3月3日消防危第15号）

- (2) 給油空地は航空機の給油行為を行う場所とし、その大きさは給油する航空機を包含できるものとする。
- (3) 地盤面は、コンクリート等で航空機の通行・駐機等による荷重に対し、十分な強度を有するものでなければならない。
- (4) 危省令第26条第3項第3号に規定する「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有していることをいうものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）
- (5) 屋外貯蔵タンク及び屋内貯蔵タンクについては、それぞれ屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所と、容量3万リットルを超える地下貯蔵タンクについては地下タンク貯蔵所として許可されたものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）
- (6) 危省令第26条第3項第4号の固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所と危省令第26条第3項第5号のハイランド方式の航空機給油取扱所との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによるものであること。
- (7) 給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として、給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制されるものであること。
- (8) 給油ホース車に係る構造及び設備の技術上の基準は、「第8 移動タンク貯蔵所の基準3」の例によること。
- (9) 危省令第26条第3項第6号の給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。
- (10) 建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について（平成27年12月8日消防危第268号）

災害時の対応等を念頭に、建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は、次によること。

#### ア 設置基準及び許可範囲等について

- (7) 航空機給油取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
- (1) 航空機給油取扱所として規制を受ける部分は、建築物全体ではなく、給油設備、航空機に直接給油するための空地、配管、その他危険物関連機器等とすること。なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「危険物タンク」という。）は屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又

は地下タンク貯蔵所として許可するものとし、ポンプ機器はこれらの許可施設に附属する設備として取り扱うこと。

- (ウ) ポンプ機器及び危険物タンク（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを含む。）は2階以上の階に設置しないこと。
- (エ) 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、Jet A-1（日本産業規格 K2209 の航空タービン燃料油1号）とすること。また、航空機給油取扱所の許可数量については、建築物の屋上で航空機に給油する場合の1日の最大取扱量により算定すること。当該取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満となる場合は、少量危険物貯蔵取扱所としての基準が適用されるものであること。

#### イ 航空機給油取扱所の設備について

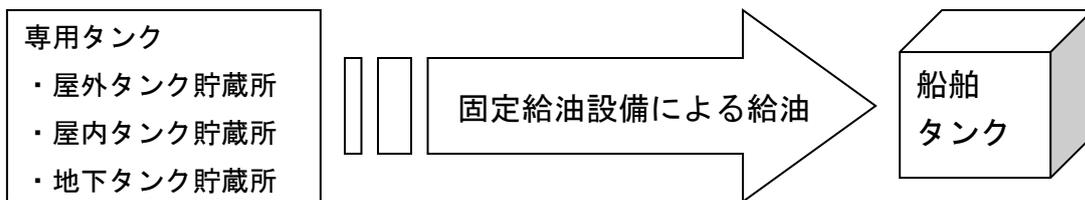
- (ア) 給油設備は、危省令第26条第3項第1号口の規定による、給油配管（燃料を移送するための配管をいう。）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器とすること。
- (イ) 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設けないこと。
- (ウ) 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次によること。
  - a 配管から危険物が流出した場合において、危険物及び可燃性蒸気の建築物への流入を防止するため、以下のいずれかの措置を講ずること。
    - ・ さや管又はこれに類する構造物（パイプシャフト等）の中に配管を設置する。
    - ・ 屋外に配管を設置するとともに、建築物の開口部及びその上部の外壁部分への設置を避ける。
  - b 点検が容易でない場所に設ける配管及び建築物外に設置された危険物タンクと建築物との連絡部分に設ける配管の接合は、溶接その他危険物の流出のおそれがないと認められる方法によること。
  - c 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接合部分を設けないこと。
  - d 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること。  
なお、当該表示については、屋内に設けられる配管にあつては、点検のために設けられた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所に1箇所以上表示すること。
  - e 屋上に電磁弁を設ける等により、給油量を管理し、必要以上の危険物が屋上に送油されないための措置を講ずること。

- f ポンプ吐出側直近部分の配管に逆止弁を設ける等により、配管内の危険物がポンプ機器付近で大量に流出することを防止するための措置を講ずること。
  - (イ) ポンプ機器を停止する等により危険物タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。また、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。
  - (ロ) 消火設備については、危政令第20条の基準によるほか、第3種の消火設備を設置することが望ましいこと。
- ウ 給油体制について
- 給油は、火災その他の災害が発生した際に危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等の必要な対応が速やかに実施できるよう適切な体制で行うこと。
- エ 予防規程について
- 災害その他の非常の場合に取るべき措置として、危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等に関する事項を定めること。
- オ 避難経路について
- 屋上からの避難経路については、複数設置することが望ましいこと。

## 8 船舶給油取扱所（危省令第26条の2）

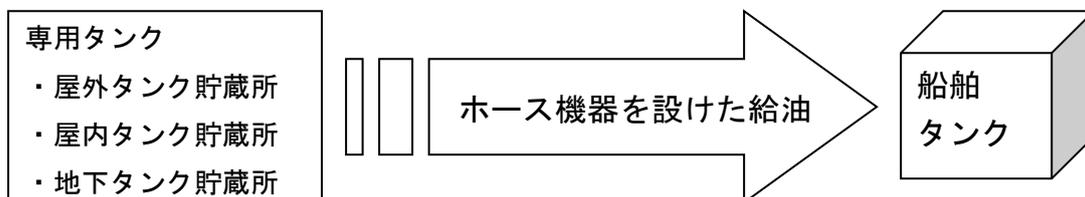
(1) 船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第26条の2第3項第4号）



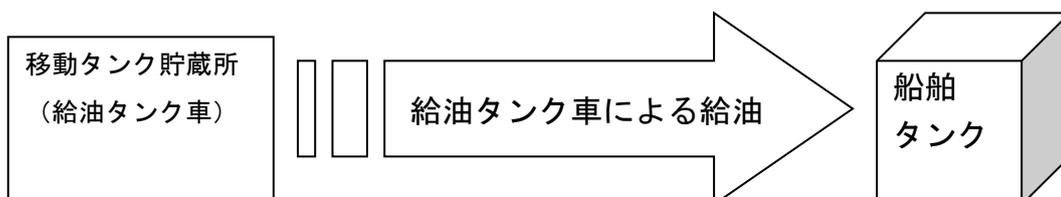
※ 固定給油設備には、専用タンクの配管のほかに地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続することができること。（平成元年3月3日消防危第15号）

イ ハイランド方式（危省令第26条の2第3項第5号）



※ この場合において前記アとの差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであり、前記アの場合はポンプ機器を給油取扱所に設置しているもの、イの場合はポンプ機器が他の許可施設の附属ポンプであるものをいう。

ウ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条の2第3項第6号）



(2) 固定給油設備又は給油配管等を用いる船舶給油取扱所については以下のとおりとする。

ア 船舶給油取扱所のタンクは、前記7 航空機給油取扱所(5)の例によること。

イ 危省令第26条の2第3項第3号ただし書に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該船舶給油取扱所の油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有することであること。(平成元年3月3日消防危第15号)

- (3) 危省令第26条の2第3項第3号の2の「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」とは油吸着材を保有することをいい、その保有する量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。(平成元年3月3日消防危第15号)(平成20年5月22日消防危第264号)

なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量とすること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量30k1未満のもの	タンク容量30k1以上1,000k1未満のもの	タンク容量1,000k1以上のもの
吸着できる油の量	0.3k1以上	1k1以上	3k1以上

【第10-9表 油吸着材の保有量】

- (4) 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所については、以下のとおりとする。(平成18年4月25日消防危第106号)

ア 給油設備

引火点が40℃以上の第4類の危険物のみ給油に用いる給油設備については、「第8 移動タンク貯蔵所の基準3(8)」とすることができること。

なお、船舶給油取扱所において給油に使用される給油タンク車を特定する必要はないものであること。

イ 給油空地

給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。

ウ 転落防止措置

給油タンク車が海へ転落することを防止する措置を講ずること。この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

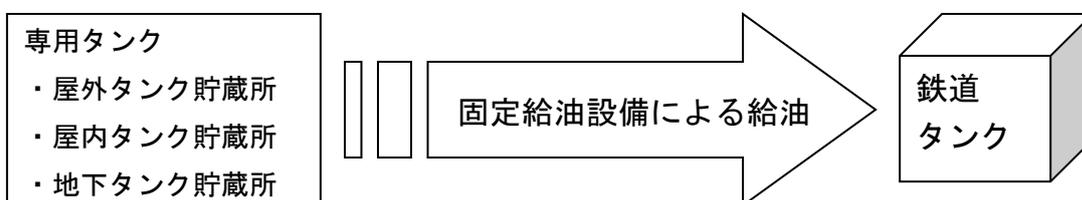
エ 接地の措置

軽油等静電気による災害発生のおそれのある危険物の給油が想定される場合には、給油設備が有効に接地できる措置が講じられていること。

## 9 鉄道給油取扱所（危省令第27条）

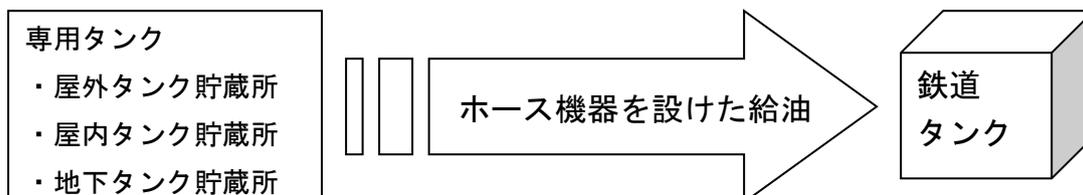
(1) 鉄道給油取扱所は、次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第27条第3項第4号）



※ 鉄道給油取扱所の固定給油設備には、専用タンクの配管のほかに地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続することができること。（平成元年3月3日消防危第15号）

イ ハイドランド方式（危省令第27条第3項第5号）



※ この場合において前記アとの差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであり、前記アの場合はポンプ機器を給油取扱所に設置しているもの、イの場合はポンプ機器が他の許可施設の附属ポンプであるものをいう。

(2) 鉄道給油取扱所のタンクは、前記7 航空機給油取扱所(5)の例によること。

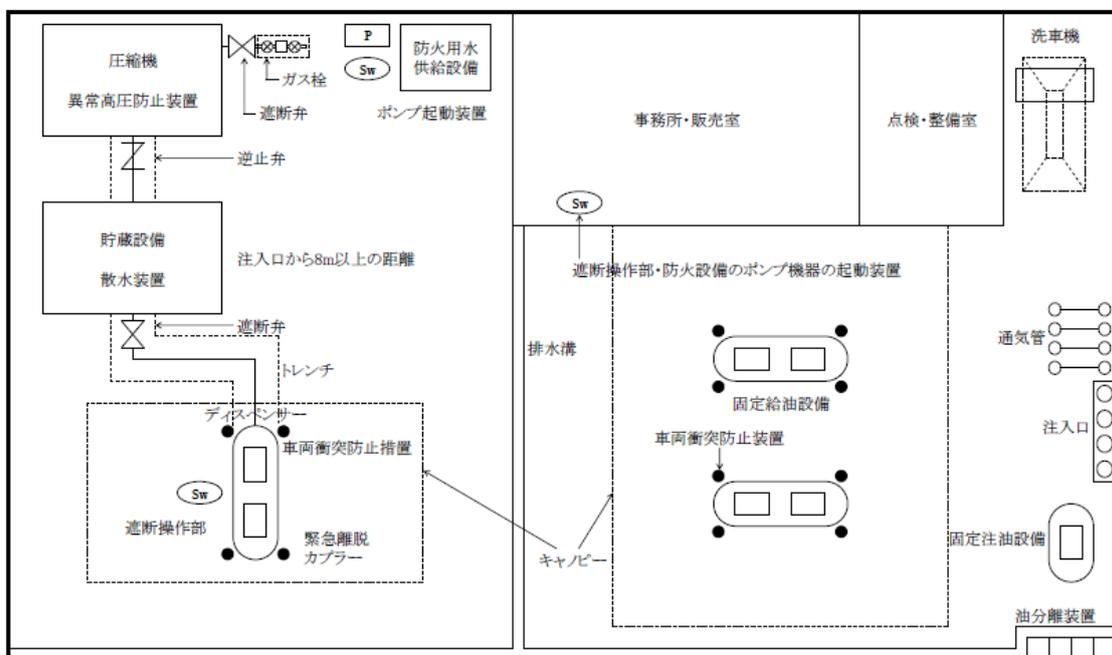
(3) 危省令第27条第3項第2号に規定する「危険物が漏れるおそれのある部分」には、鉄道又は軌道により運行する車両の給油口が含まれるものであること。

10 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所（危省令第27条の2、第27条の3、第27条の4）

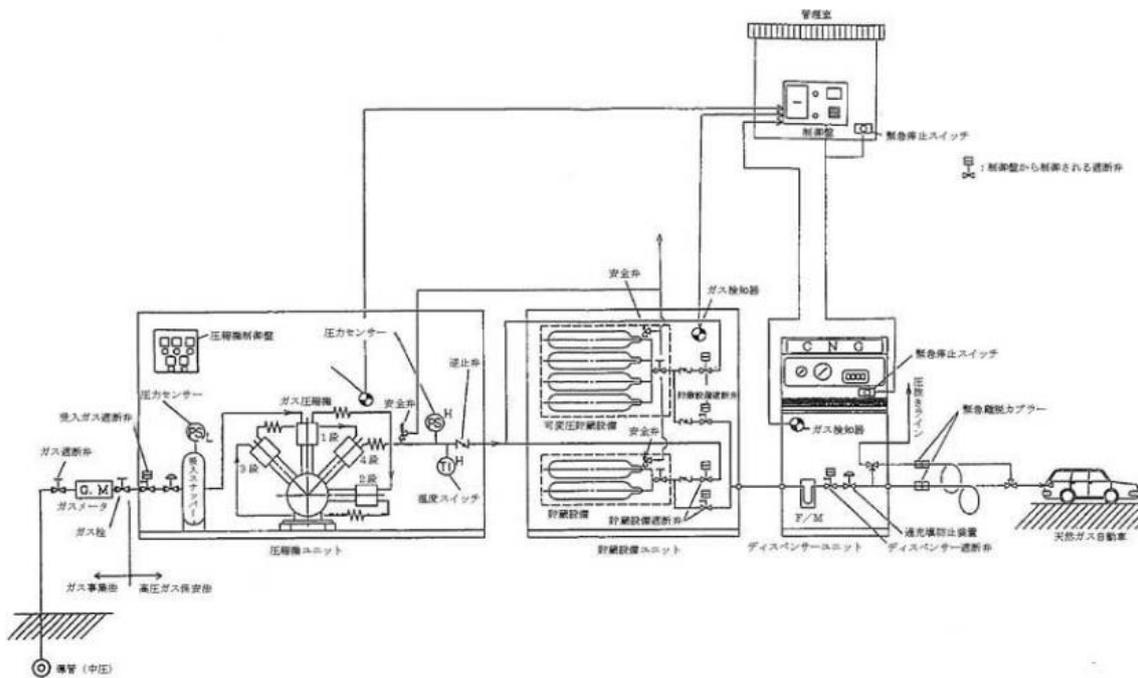
圧縮天然ガス等充てん設備を設置する給油取扱所の基準については、次によること。（平成10年3月11日消防危第22号）

(1) 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備

ア 圧縮天然ガススタンドとは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

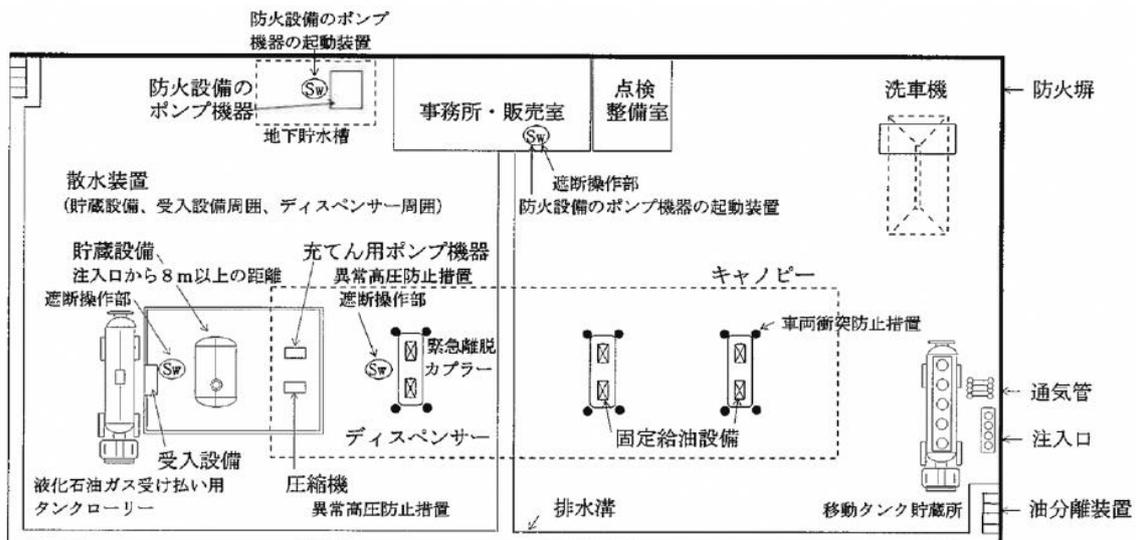


【第10-50図 圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所のモデル図】

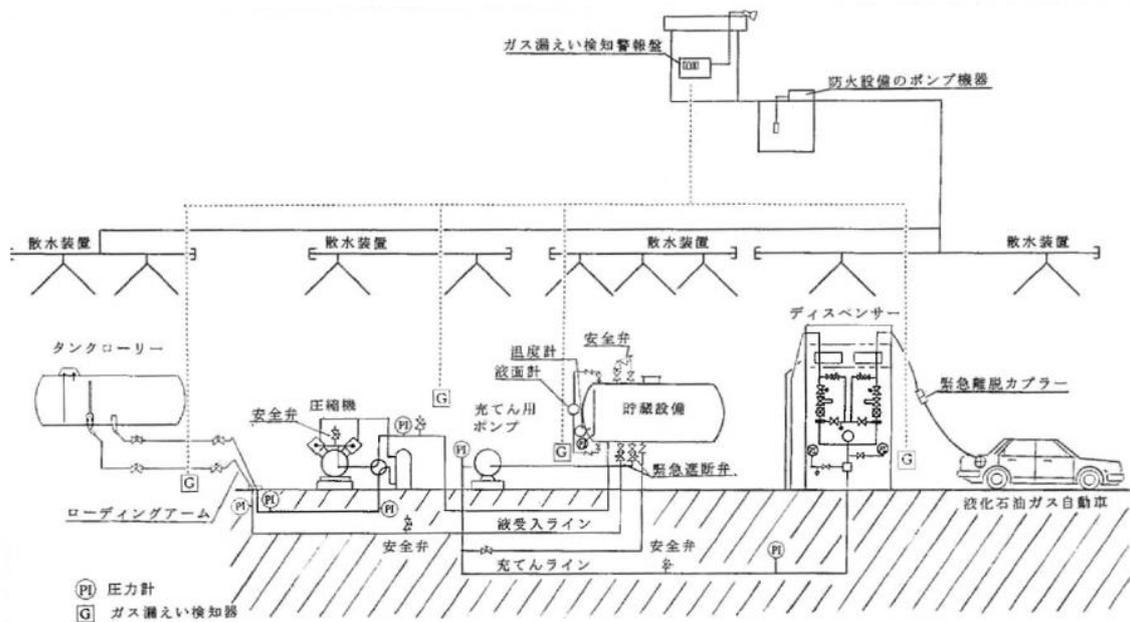


【第10-51図 圧縮天然ガススタンドの概略図】

イ 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。



【第10-52図 液化石油ガス充てん設備設置給油取扱所のモデル図】



【第10-53図 液化石油ガススタンド概略図】

ウ 防火設備とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号に定める防火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

(ア) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。）を設けた施設にあつては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(イ) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第2項に適合するものに限る。）を設けた施設にあつては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(ウ) 液化石油ガススタンドを設けた施設にあつては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近くに設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(2) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第2項に限る。）、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンドについては、一般高圧ガス保安規則第7条第2項の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、次によること。（平成10年3月11日

消防危第22号)

ア 圧縮天然ガススタンド関係

(7) 圧縮機

- a 給油空地等以外の場所に設置されていること。
- b 圧縮機ユニット（複合機器）は、高圧ガス保安協会検査合格品であること。
- c ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。
- d 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。
- e 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(1) 貯蔵設備

貯蔵設備は、専用タンクの注入口及び危省令第25条第2号に掲げるタンクの注入口（以下「専用タンク等の注入口」という。）から8m以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下又は次のa若しくはbに適合する場所に設置される場合にあつてはこの限りでない。

- a 専用タンク等の注入口に面する側に防熱板が設けられている場所等、専用タンク等の注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所。
- b 専用タンク等の注入口との間に設けられた排水溝から、3m以上離れた場所。なお、当該排水溝は、荷卸し時等に専用タンク等の注入口付近で漏えいした危険物が、排水溝を越えて貯蔵設備側に流出することのないよう十分な流下能力を有するものであること。

(ウ) ディスペンサー

- a ディスペンサーの位置は、給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）以外の場所とするほか、充填ホースを最も伸ばした状態においてもガスの充填を受ける自動車等が給油空地等に入らない等、自動車等が給油空地等においてガスの充填を受けることができない場所とすること。ただし、危省令第27条の3第8項の規定による場合

は給油空地に設けることができる。

- b ディスペンサーを給油空地に設ける場合、危省令第27条の3第6項第6号イの規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとすることが必要となること。
- c 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- d 自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- e 著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。
- f 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(I) ガス配管

- a ガス配管の位置は、給油空地等以外の場所とすること。ただし、危省令第27条の3第8項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- b 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例として、次のような方法があること。
  - (a) ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
  - (b) ガス配管を地下に埋設する方法
  - (c) ガス配管をトレンチ内に設置する方法
- c 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。
- d 漏れたガスが滞留するおそれのある場所の例として、ガスが有効に排出されないトレンチ内部があること。
- e 危省令第27条の3第6項第4号ニ(3)ただし書に規定する配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を

有する構造のものであること

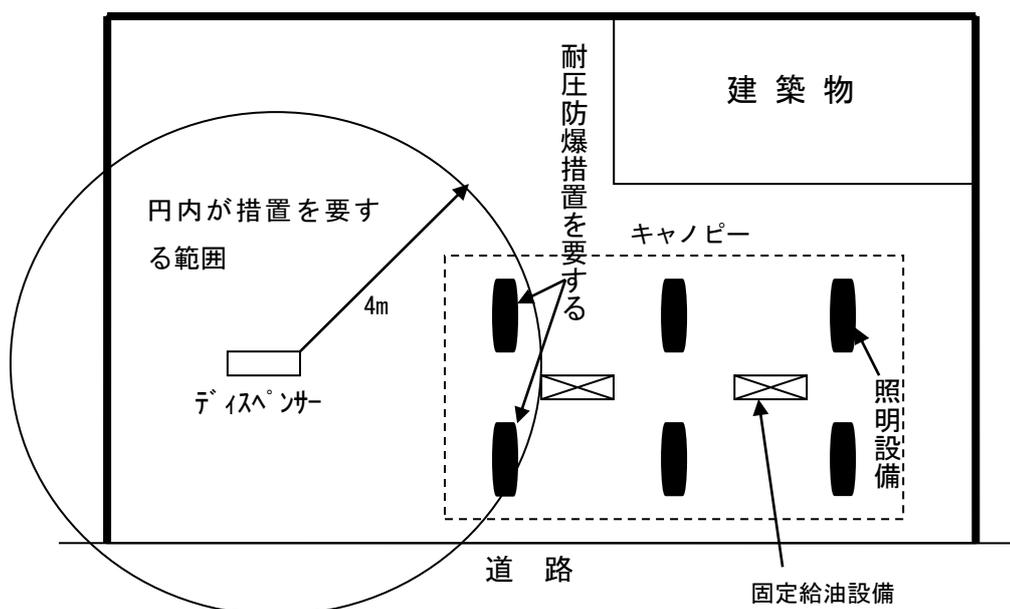
- f ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(オ) 防火設備関係

防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(カ) 電気設備

地上に設置された圧縮機、貯蔵設備、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から半径4mの円をそれぞれ描き、その円内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。

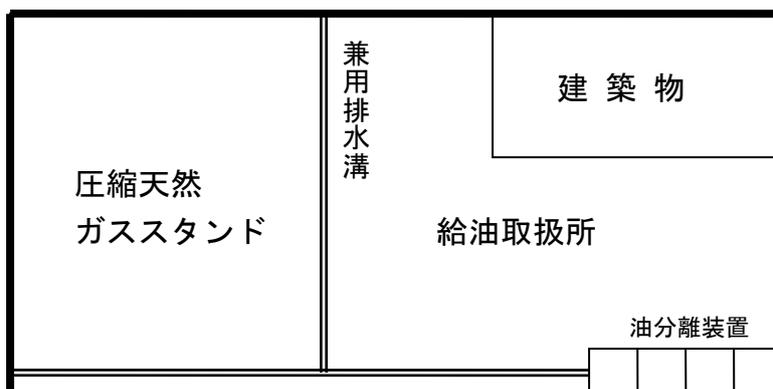


【第10-54図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲】

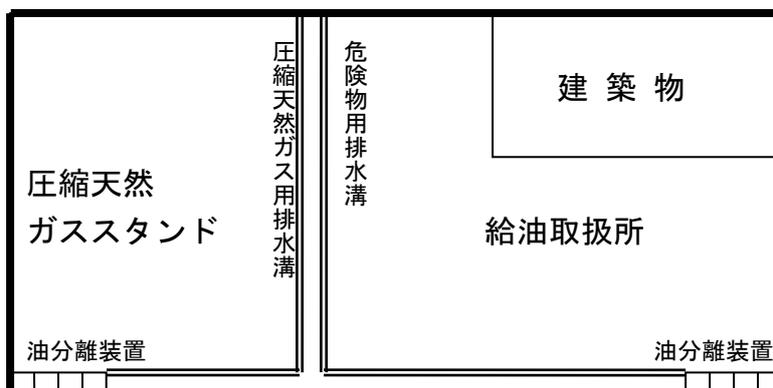
(キ) 排水溝等

- a 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。

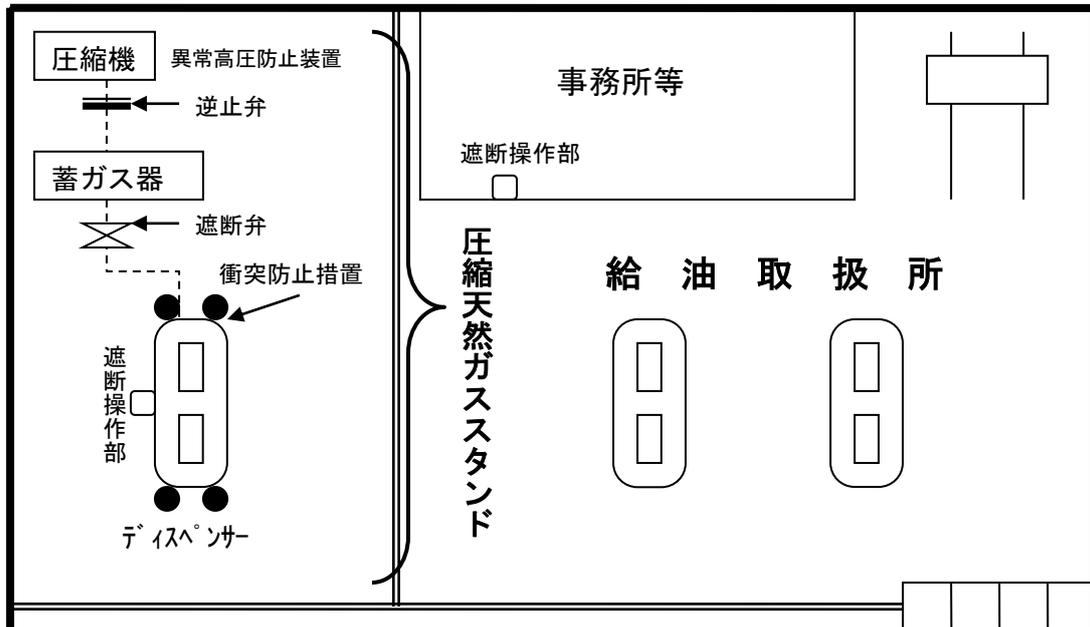
- b 排水溝は油分離装置に接続されていること。
- c 圧縮天然ガススタンドの排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合は、次による。
  - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
  - (b) 圧縮天然ガススタンド用の排水溝は、油分離装置に接続しなければならない場合もあること。



【第10-55図 兼用排水溝の設置例】



【第10-56図 別々に排水溝等を設置した例】



【第10-57図 屋外給油取扱所に圧縮天然ガス充てん設備を併設した例】

イ 液化石油ガススタンド関係

(ア) 建築物・工作物

- a 液化石油ガススタンドの業務を行うための事務所は、危省令第27条の3第3項第1号の2の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。
- b 危省令第27条の3第3項第1号から第5号までに掲げられる以外の建築物が設けられていなく、かつ、第1号の2から第3号までの床面積の合計が300㎡を超えていないこと。

(イ) 圧縮機

前ア(ア) a、cの例によること。

(ウ) 貯蔵設備

前ア(イ)の例によること。

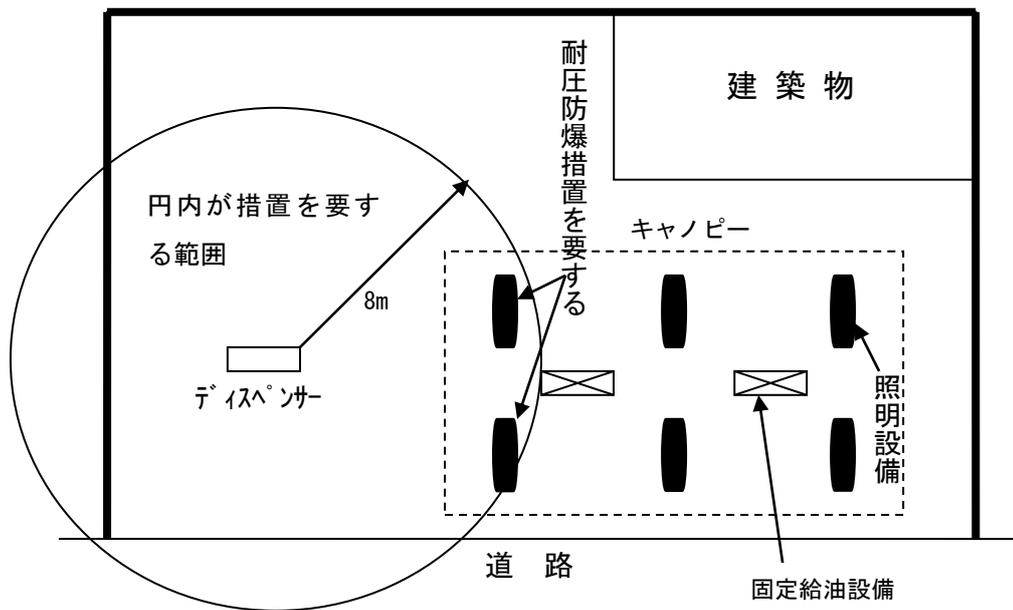
(エ) ディスペンサー

前ア(ウ) a (ただし書を除く。)、c、d、e、fの例によること。

(オ) ガス配管

前ア(エ) a (ただし書を除く。)、b、c、d、e、f (ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)の例によること。

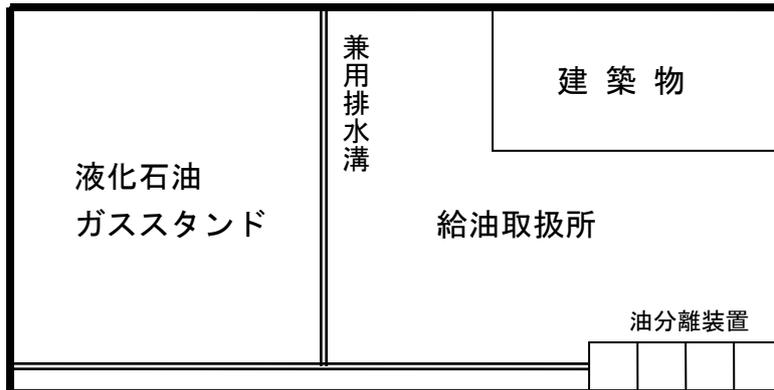
- (カ) 受入設備
- a ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に入ることのない場所に設けること。
  - b 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。
- (キ) 充てん用ポンプ機器
- a 給油空地等以外の場所に設けられていること。
  - b 吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するために、次の措置が講じられていること。
    - (a) 容積型ポンプには、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下にする措置。
    - (b) 遠心型ポンプには、ポンプ吸引側で気体が吸引された場合にポンプを自動的に停止させるほか、自動的に吐出液の一部をポンプ吸入側に戻すこと等により、圧力を最大常用圧力以下とする措置。
  - c 自動車等の衝突を防止するための措置とは、充填用ポンプ機器の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。
- (ク) 防火設備関係
- a 防火設備の位置は、給油空地等以外の場所とすること。
  - b 防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (ケ) 電気設備
- 地上に設置された圧縮機、受入設備、充てんポンプ、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から半径8mの円をそれぞれ描き、その円内にある電気設備は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。
- また、半径8mの円内に排水溝、トレンチ配管のピット等が一部でも存する場合は、油分離槽のガス漏れ検知警報設備が設置された槽までの間の排水溝、トレンチ配管のピット等から左右それぞれ1.5mの範囲については、ガスの滞留するおそれのある場所として規制されることから、その範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）も高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。



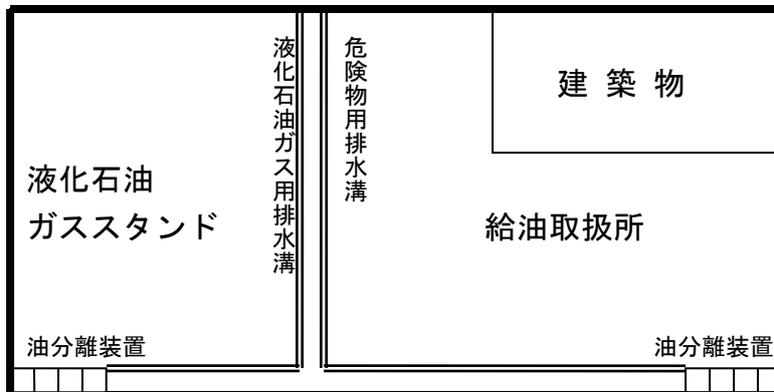
【第10-58図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲】

(3) 排水溝等

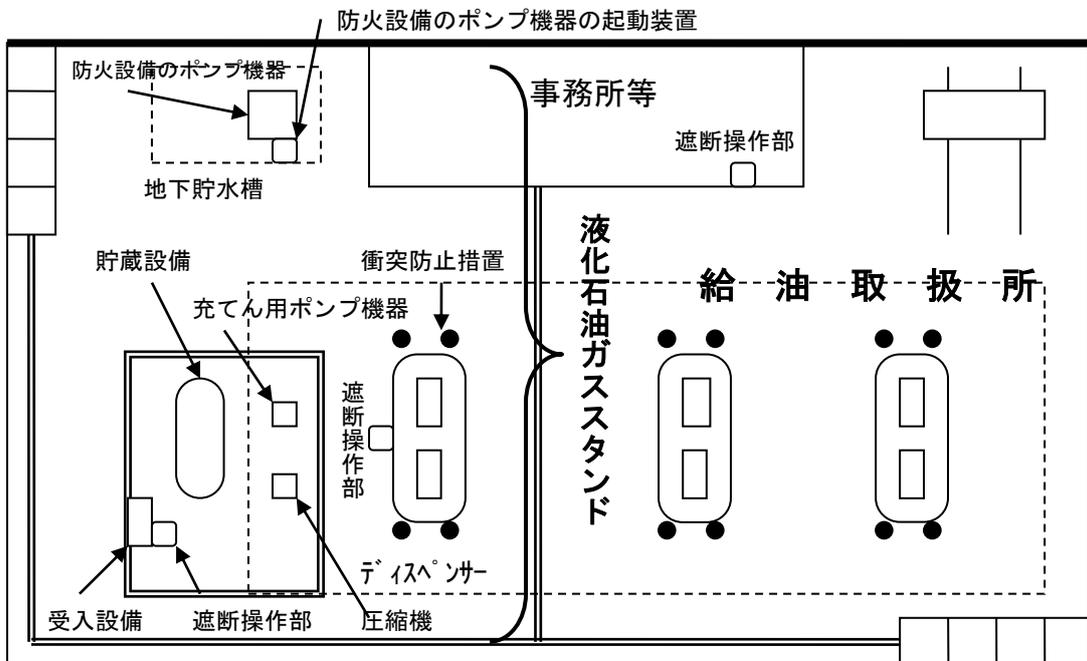
- a 防火設備から散水された水が給油空地等及び専用タンク等の注入口に達することを防止するための防火設備用の排水溝が設けられていること。
- b 専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
- c 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝は兼用のものでも支障はないが、この場合は、排水溝は油分離装置に接続されていること。
- d 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合には、下記の(a)及び(b)によること。
  - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
  - (b) 防火設備用の排水溝は、油分離装置に接続することなく一般下水道に接続しても支障ないものであること。



【第10-59図 兼用排水溝の設置例】



【第10-60図 別々に排水溝等を設置した例】



【第10-61図 給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例】

(3) 地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、(2)アの該当事項を満足するほか、次の事項に留意すること。

ア 地下室

(ア) 地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分（以下「地上部分」という。）は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注油ホースの長さに1mを加えた距離以上離し（地上部分を高さ2m以上の不燃材料で造られた壁で区画する場合を除く。）、通気管の先端部から水平に4m以上の距離を有すること。ただし、次のa又はbのいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5m以上とすることができる。

a 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備（危政令第9条第1項第7号の防火設備をいう。）を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められるものであること。

b 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合。

(a) 地上部分に高さ60cm以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。

(b) 地下室に通ずる階段の最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように検知設備（以下「可燃性蒸気検知設備」という。）を設けるとともに、当該設備と連動して作動する換気装置を設けること。

(イ) 地上部分は、専用タンク等の注入口より2m以上離して設けること。ただし、当該地上に係る部分が、高さ2m以上の不燃性の壁により注入口と区画されている場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 地上部分は、給油空地、注油空地、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと排水溝等により区画すること。

(エ) 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。

(オ) 地下室には出入口及び吸排気口以外の開口部を設けないこと。

(カ) 階段の地上への出入口には、高さ15cm以上の犬走り又は敷居を設けること。

(キ) 地下室上部にふたを設ける場合は、ふたのすき間等から漏れた危険物

その他の液体が浸透しない構造とすること。

- (ク) 地下室は、天井部等に漏れたガスが滞留しない構造とすること。
- (ケ) 地下室には、点検等が可能な通路等を確保すること。
- (コ) 地下室には、常用及び非常用の照明設備を設けること。

#### イ 換気設備

- (ア) 吸気口は、地上 2 m 以上の高さとし、通気管又は吸気口より高い位置にある危険物を取り扱う設備から水平距離で 4 m 以上離して設けること。ただし、吸気口を通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設ける場合は、この限りでない。
- (イ) 排気口は、地上 5 m 以上の高さとし、ガスが滞留するおそれのない場所に設けること。
- (ウ) 換気設備は、700m<sup>3</sup>/hr 以上の換気能力を有する常時換気設備とすること。
- (エ) 換気設備は、地下室の天井部等にガスが滞留しないように設けること。

#### ウ ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等

- (ア) 地下室に設置される圧縮天然ガススタンドの設備の周囲の漏れたガスが滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の 4 分の 1 以下の濃度でガスの漏えいを検知し、その濃度を指示するとともに警報を発する設備（以下「ガス漏えい検知警報設備」という。）を有効にガス漏れを検知することができるように設けること。また、ガス漏れを検知した場合に、設備を緊急停止することができる措置を講じること。
- (イ) 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。
- (ウ) ガス漏れや可燃性蒸気の滞留が発生した場合、ガス漏えい検知警報設備及び可燃性蒸気検知設備により、地下室内に警報する措置を講ずること。
- (エ) 地下室には熱感知器及び地区音響装置を設けるとともに、事務所等へ受信機を設けること。

#### エ その他

- (ア) 地下室内には、室外から操作することのできる防消火設備を設けること。
- (イ) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備、換気設備、防火設備及び地下室内設置非常用照明設備には、停電時等に当該設備を 30 分以

上稼動することができる非常用電源を設けること。

- (ウ) 危政令第17条第3項で準用する同条第2項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあっては、危政令第17条第2項第10号の規定に抵触しない構造とすること。

(4) その他の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。

イ 簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備（地盤面下に設置されたものを除く。）に達することを防止するための措置は、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。

ウ 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これらの設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

エ 圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板等を設置する方法があること。

(5) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合

ア 要件

下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす場合は、危省令第27条の3第6項第4号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができる。なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

- (7) 給油空地において、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリン等」という。）を取り扱わず、軽油のみを取り扱う場合。
- (イ) 次の a～c に掲げる措置をすべて講じた場合
- a 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置した給油空地に設ける固定給油設備の構造及び設備は次によること。
- (a) 給油ホース（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
- (b) 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）にあつては、次の①及び②によること。
- ① 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。
- ② 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差し込んで発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけでなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。
- (c) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行つ

た場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15 リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(d) 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。当該構造は次の①及び②によること。

① 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

② 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100 リットルを標準とすること。

(e) 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。）には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

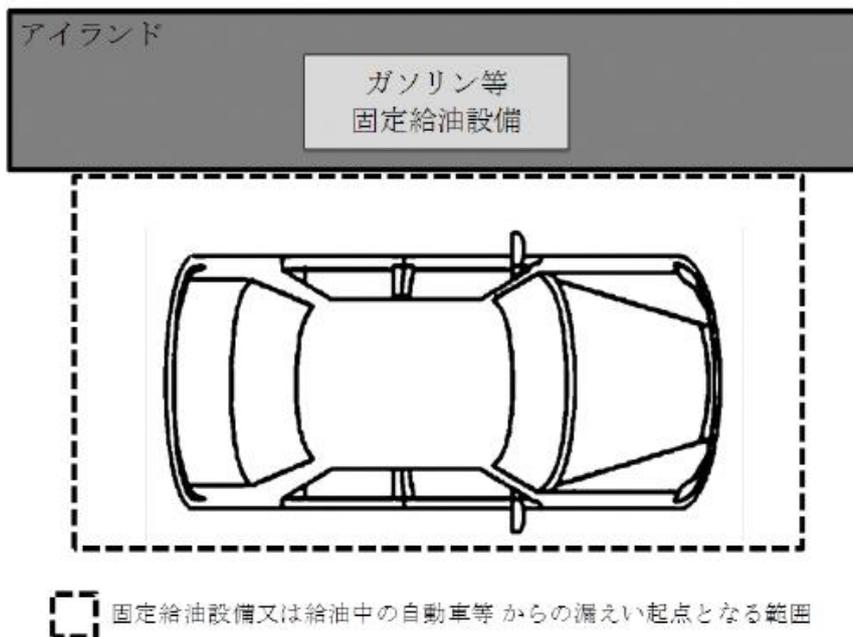
b 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮天然ガス充填場所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意すること。

(a) ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

① 漏えい起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とすること【第10-62図】。



【第10-62図 漏えい起点となる範囲】

② 漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、①の漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、【第10-63図】に示す漏えい想定範囲を参考とすることができること。

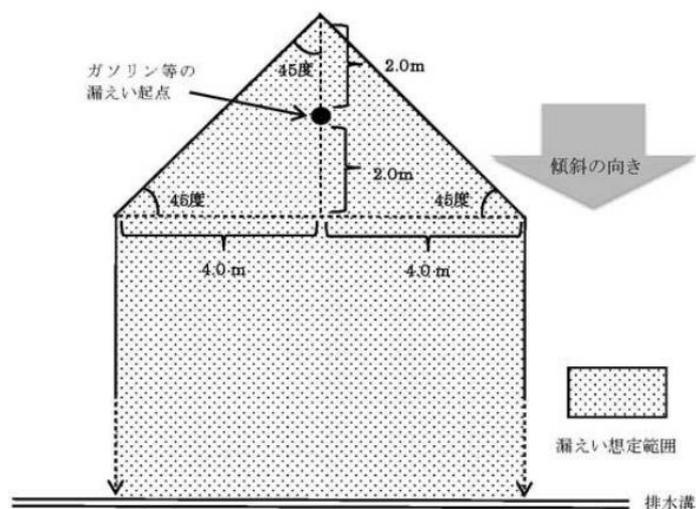


図4 検証に基づく漏えい想定範囲  
 条件 { 給油ノズルの吐出量：毎分50リットル  
 傾斜の勾配：1/100～1/75 }

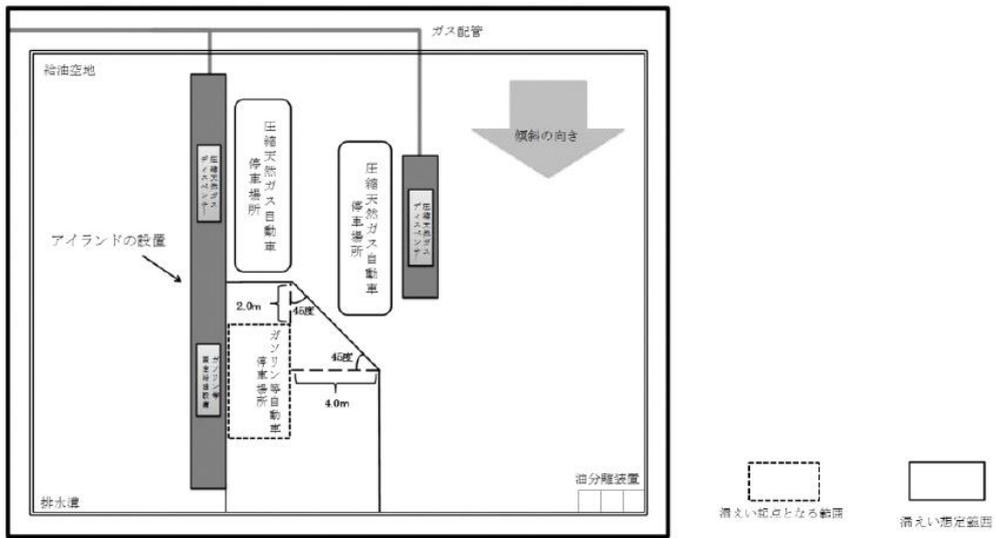
【第10-63図 検証に基づく漏えい想定範囲】

(b) 圧縮天然ガス充填場所等について

- ① 圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所  
 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所とすること。
- ② 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管  
 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分とすること。

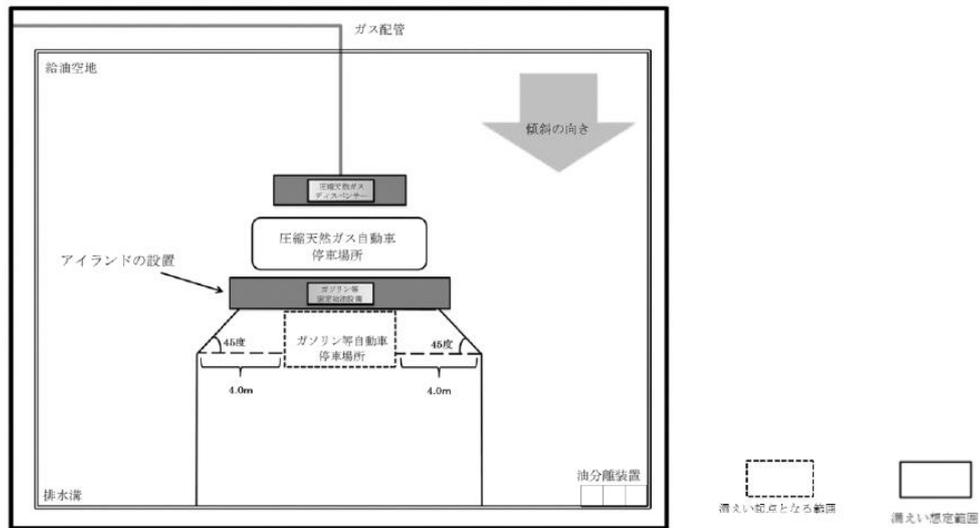
(c) その他

(a)又は(b)に関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所(範囲)を明らかにしておくこと。また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置した例を【第10-64図】、【第10-65図】に示す。



具体例 1  
 給油ノズルの吐出量：毎分 50 リットル  
 傾斜の勾配：1/100～1/75

【第 10-64 図 具体例 1】



具体例 2  
 給油ノズルの吐出量：毎分 50 リットル  
 傾斜の勾配：1/100～1/75

【第 10-65 図 具体例 2】

イ その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の

設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

(6) 留意事項

ア 消防法上の設置の許可に係る事項

(7) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、危省令第27条の3第6項第4号から第6号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧縮天然ガススタンドにあっては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあっては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。これらの規定を以下「高圧ガス保安法の規定」という。）に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

(イ) 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る完成検査（消防法第11条第5項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

イ 予防規程

予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関する事として、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。

**1 1 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所（危省令第 2 7 条の 5）（平成 2 7 年 6 月 5 日消防危第 1 2 3 号、令和元年 8 月 2 7 日消防危第 1 1 8 号）**

**(1) 圧縮水素スタンド、防火設備及び温度の上昇を防止するための装置の定義に関する事項**

ア 圧縮水素スタンドとは、一般高圧ガス保安規則（昭和 4 1 年通商産業省令第 5 3 号）第 2 条第 1 項第 2 5 号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽、液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ、液化水素を気化する送ガス蒸発器、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備の一部で構成されている。また、改質装置とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。

イ 防火設備とは、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

ウ 温度の上昇を防止するための装置とは、蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(2) 圧縮水素スタンドの各設備に係る技術上の基準に関する事項

圧縮水素スタンド（常用の圧力が82MPa以下のものに限る。以下同じ。）を構成する各設備は、一般高圧ガス保安規則第7条の3の規定によるほか、危省令第27条の5第5項第3号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意すること。

ア 液化水素の貯槽

自動車等（自動車、原動機付自転車その他の当該設備に衝突した場合に甚大な影響を及ぼすおそれのあるものをいう。以下同じ。）の衝突を防止するための措置とは、液化水素の貯槽の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、液化水素の貯槽を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

イ 液化水素昇圧ポンプ

自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素昇圧ポンプの周囲に保護柵又はポール等を設ける必要があること。なお、液化水素昇圧ポンプを自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

ウ 送ガス蒸発器

自動車等の衝突を防止するための措置とは、送ガス蒸発器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、送ガス蒸発器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

エ 圧縮機

(7) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

(イ) 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。

(ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、圧縮機を自動車等が容易に

進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

#### オ 蓄圧器

自動車等の衝突を防止するための措置とは、蓄圧器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、蓄圧器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

#### カ ディスペンサー

- (ア) 自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- (イ) 著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (エ) 自動車等の衝突を検知する方法とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

#### キ 液化水素配管及びガス配管

- (ア) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例としては、次のような方法があること。
  - a 液化水素配管及びガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
  - b 液化水素配管及びガス配管を地下に埋設する方法
  - c 液化水素配管及びガス配管をトレンチ内に設置する方法
- (イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素配管及びガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (ウ) 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、液化水素配管又はガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合に液化水素配管及びガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。
- (エ) 配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可

燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

- (オ) 蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すためのガス配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

#### ク 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

- (ア) 受入設備とは、液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入れのために設置される設備であり、例えば液化水素の充填車両と液化水素の貯槽との接続機器等（受入ホース、緊結金具等）や液化水素の貯槽の充填口等をいう。
- (イ) 給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所とは、給油空地等に液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの充填車両が停車し、又は受入設備と当該充填車両の接続機器（注入ホース、緊結金具等）等が給油空地等を通じた状態で受入れを行うことができない場所であること。
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、受入設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

#### (3) その他の技術上の基準に関する事項

上記2のほか、危省令第27条の5第6項に規定される技術上の基準に係る運用については、次の事項に留意すること。

ア 改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁は、次のいずれかによるものとする。なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充填口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置すること。

##### (ア) 鉄筋コンクリート製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

##### (イ) コンクリートブロック製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタル

を充填した厚さ 15cm 以上、高さ 2m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のもの。

(ウ) 鋼板製

厚さ 3.2mm 以上の鋼板に 30×30mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40cm 以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ 6mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれにも 1.8m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

イ 防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

ウ 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスペンサーの間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状態及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

エ 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これら設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

オ 圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドの設備の間に防熱板を設ける方法があること。

カ 固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置とは、固定給油設備又は固定注油設備における火災の輻射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置をいうこと。

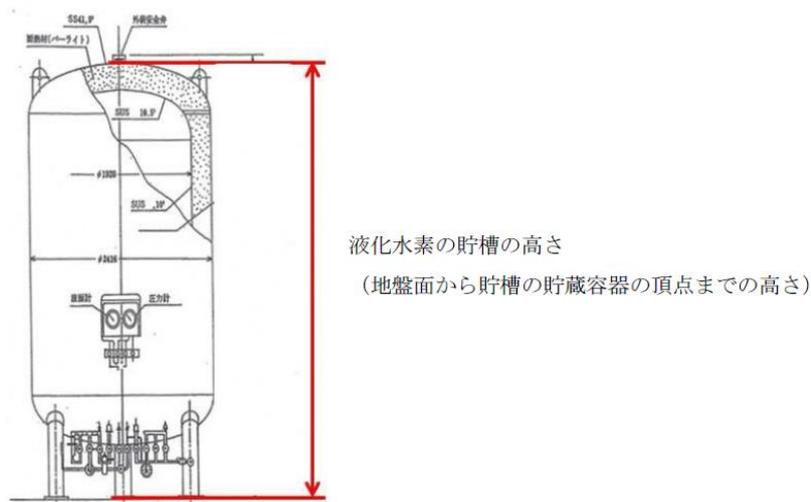
液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置としては、障壁により輻射熱を遮る措置や、障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置が考えられる。

(7) 障壁により輻射熱を遮る措置

固定給油設備及び固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素

の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

なお、液化水素の貯槽の高さとは、地盤面から貯槽の貯蔵容器の頂点までの高さであること。



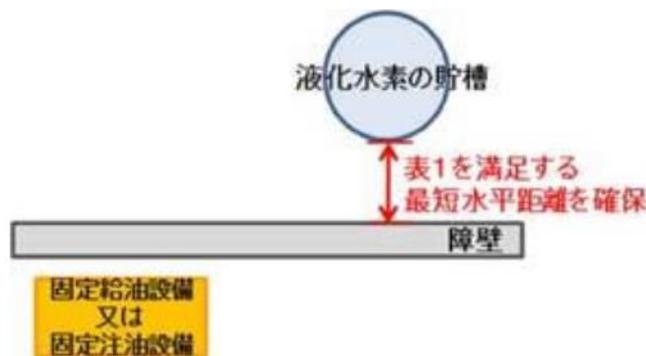
【第10-66図 液化水素の貯槽の高さ】

- (イ) 障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置（障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合）

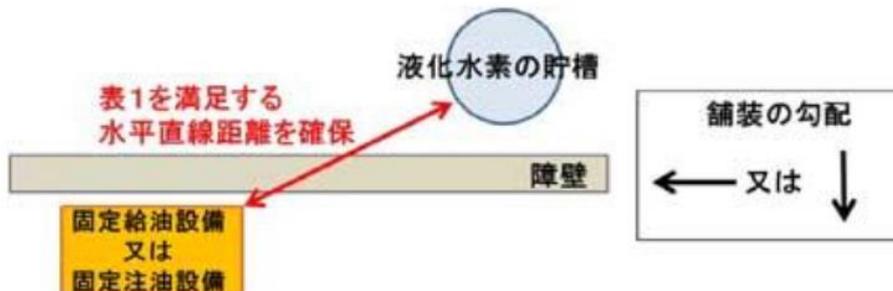
液化水素の貯槽が、火災時の火炎に30分間以上耐えることができ、かつ、貯槽の外表面の温度が650℃までであれば貯槽内の許容圧力を超えないよう安全装置の吹き出し量が設計されているものについては、30分以内に貯槽表面の温度が650℃に達しないことを前提として、例えば、障壁の高さが2mの場合については、【第10-10表】に示す措置を講ずること。なお、1の固定給油設備でガソリンと軽油の両方の油種を給油出来る場合は、両方を満たすよう措置を講ずること。

対象設備	油種	最大吐出量	措置	
			障壁から必要な最短水平距離を確保する方法 (図2参照)	固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法 (図3参照)
固定給油設備	ガソリン	50L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.1m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で3.9m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
	軽油	180L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		90L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で5.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
固定注油設備	灯油	180L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で3.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.5m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		60L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で4.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。

【第10-10表 高さ2mの障壁における障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置】



【図2 障壁から必要な最短水平距離を確保する方法】



【図3 固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法】

(4) 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管の給油空地への設置に係る技術上の基準に関する事項

ア 給油空地において軽油のみを取り扱う場合、及び次に掲げるすべての措置を講じた場合は、危省令第27条の5第5項第3号ト(1)及びチ(1)の規定にかかわらず、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができること。なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

(7) 固定給油設備のうち、ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものの構造及び設備は次によること。

- a 給油ホース（ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリン等」という。）を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
- b 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装

置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の２種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）を設ける固定給油設備は、次の措置を講ずること。

- (a) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。
- (b) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差して発信した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。
- c 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズルにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。
- d 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。当該構造は次によること。
  - (a) 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。
  - (b) 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油

量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100リットルを標準とすること。

- e 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。）には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

- (イ) 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、給油空地内の圧縮水素を充填するために自動車等が停車する場所及び圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮水素充填場所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮水素充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮水素充填場所等とが重複しないようにする方法がある。

なお、ガソリン等の漏えいが想定される範囲や配置の例については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（平成10年3月11日付け消防危第22号）第1の5（1）、イ（イ）に掲げる留意事項を参考とすること。

- (ウ) 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

イ 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮水素用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮水素の充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。

この場合、ディスペンサー及びPOS用カードリーダー等の設備は、漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

(5) 消防法上の設置の許可に係る事項

ア 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法第5条又は第14条の許可を受ける必要がある。その場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に、消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、危省令第27条の5第5項第3号に掲げる設備が、一般高圧ガス保安規則第7条の3中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

イ 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、危省令第27条の5第5項第3号に掲げる設備における完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

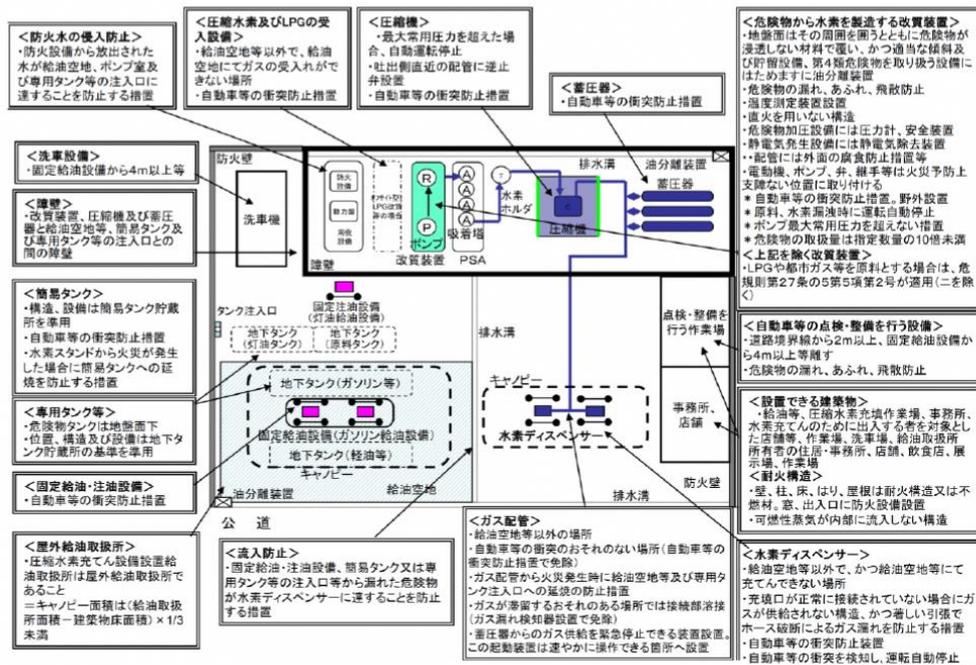
(6) 予防規程に定めるべき事項

予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること（危省令第60条の2第11号）。

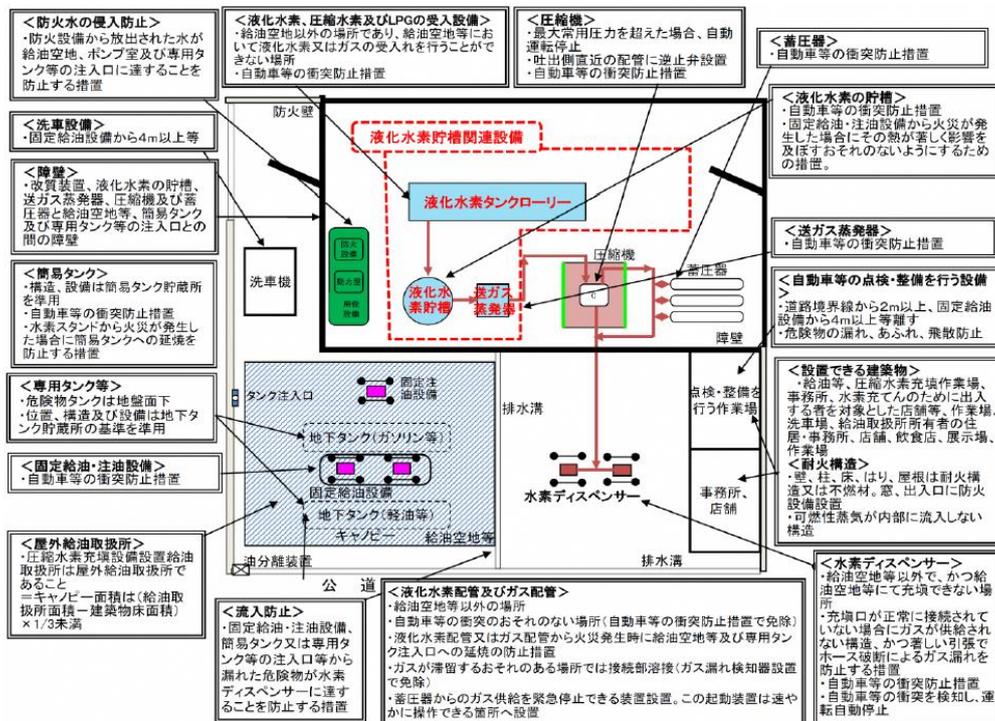
(7) その他

圧縮水素スタンドに係る高圧ガス関連設備については、様々な仕様のもものが設置される可能性があることから、消防機関等において、固定給油設備から漏えいしたガソリン火災の輻射熱の影響等の検証を行う際には、輻射熱計算シミュレーションツールを活用すること。

(URL:<https://www.fdma.go.jp/publication/#tool>)



【第10-67図 改質装置を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例】



【第10-68図 液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例】

## 1 2 自家用給油取扱所（危省令第 2 8 条）

### (1) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

### (2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から 4 m 以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側であること。

### (3) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として自動車等に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。

固定注油設備については、危政令第 1 7 条第 1 項第 8 号の 2 に定める固定給油設備との離隔距離に関する技術上の基準については適用しないことができる。

### (4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められるものであること。

## 1 3 工事現場等の屋外自家用給油取扱所の技術上の基準

ダム工事現場、大規模な土地造成場又は土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を用い工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所であって、火災予防上支障がなく、かつ、次に示す基準に適合するものである場合は、危政令第 1 7 条第 1 項（第 4 号を除く。）の規定について危政令第 2 3 条を適用し、その設置を認めて差し支えないこと。（昭和 4 8 年 1 1 月 6 日消防予第 1 4 6 号）

(1) 当該基準の適用は、工事現場等において、当該工事の期間中、給油設備を備えたタンク車両より重機車両等に燃料の給油及び潤滑油の小分けを行うものに適用するものであること。

(2) 取り扱う危険物は、軽油、灯油又は潤滑油であること。（昭和 5 6 年 9 月 2 5 日消防危第 1 2 0 号）

(3) 給油取扱所の空地の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画するとともに、給油する重機車両等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(4) 給油取扱所には、第 4 類の危険物の火災に適応する第 4 種及び第 5 種の消火設備をそれぞれ 1 個以上設けること。

(5) 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とする

とともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(6) 給油設備を備えたタンク車両は、次によること。

ア 給油設備を備えたタンク車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

イ 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

ウ 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあっては、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りること。

エ 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

オ 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。

カ エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

キ 給油設備を備えたタンク車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

#### 14-1 メタノール等給油取扱所（危省令第28条の2、第28条の2の2、第28条の2の3）（平成6年3月25日消防危第28号）

(1) メタノールを含有するものに関する事項

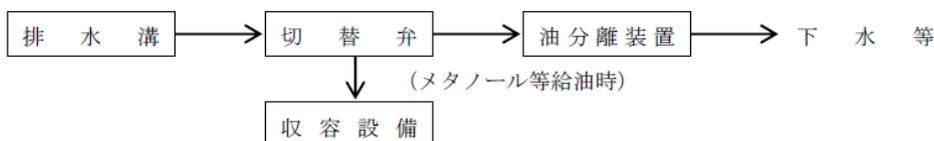
第4類の危険物のうちメタノール又はこれを含有するもの（以下「メタノール等」という。）には、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

(2) 収容設備等

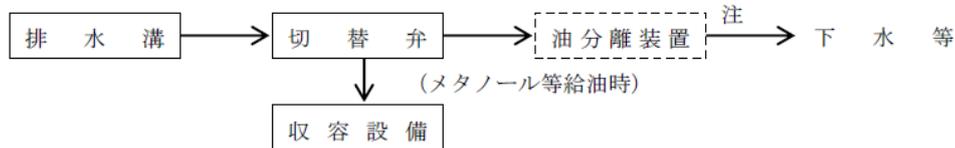
ア 給油空地等の収容設備等

(7) 排水溝、油分離装置、切替弁及び漏れた危険物を収容する設備（以下「収容設備」という。）の接続は、次のとおりとすること。

a b以外の給油取扱所（給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備を設ける給油取扱所）



b メタノール等のみを取り扱う給油取扱所



※ 当該給油取扱所においても、メタノール等の給油以外の危険物の取扱いがある場合があるため、油分離装置に接続すること。

- (イ) 切替弁は、次のとおりとすること。
  - a 流れ方向が表示されるものであること。
  - b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。
- (ウ) 收容設備は、次のとおりとすること。
  - a 容量は、100 リットル以上とすること。
  - b ためます、地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等漏れたメタノール等を收容できる構造とすること。
  - c 通気管及び收容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。
- (I) 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の給油空地等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び收容設備を設け、その他の給油空地等の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることができること。

この場合において、固定給油設備及び固定注油設備のホース機器は、それぞれの存する給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の給油空地等に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備又は灯油用固定注油設備のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に次の距離を保つこと。

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3m 以下	4m 以上
3m を超え 4m 以下	5m 以上
4m を超え 5m 以下	6m 以上

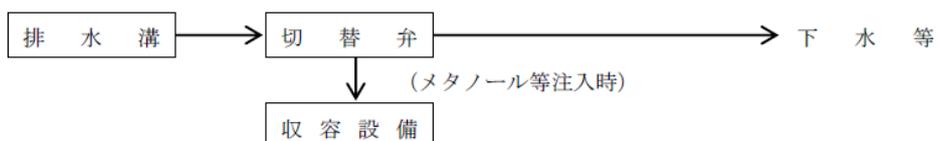
※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第 17 条第 1 項第 1 2 号イ及び第 1 3 号ロに定めるものをいうものであること。

【第 10-11 表 固定給油設備と排水溝の離隔距離】

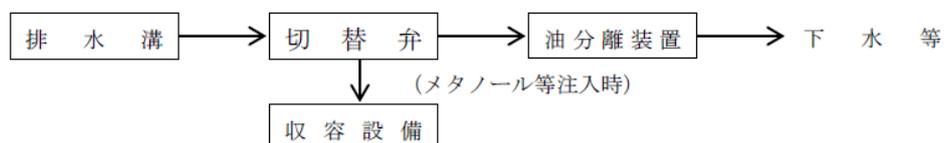
#### イ 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

- (ア) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合には、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けることができるものであること。
- (イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること。
- (ウ) 排水溝、切替弁及び 4 立方メートル以上の収容設備の接続は、次のとおりとすること。

a メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



b メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合



- (イ) 切替弁は、次のとおりとすること。
- 流れ方向が表示されるものであること。
  - 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。
- (オ) 収容設備は、次のとおりとすること。

- a 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とすること。
  - b 通気管及び收容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。
- (カ) 危政令第17条第2項第11号の上部に上階を有する屋内給油取扱所においては、危省令第25条の10第2号の設備を排水溝及び收容設備とみなすことができるものであること。
- ウ 收容設備等の兼用
- 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び容量4立方メートル以上の收容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び收容設備と兼ねることができるものであること。
- (3) 専用タンク等の開口部
- メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠されている等通常開放できない構造とすること。
- (4) メタノール検知装置
- ア メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。
- イ メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができること。
- (5) 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備
- メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合には、当該注入口には弁を設けないことができること。
- (6) 専用タンク等の通気管
- ア メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとすること。
- イ メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けることが望ましいこと。
- (7) 消火設備
- メタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすることが望まし

いこと。

(8) 警報設備

メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災警報設備を設置することが望ましいこと。

(9) 取扱いの技術上の基準に関する事項

ア 切替弁の操作

(ア) 切替弁の操作により排水溝が収容設備に接続されていることを確認した後に、メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入すること。

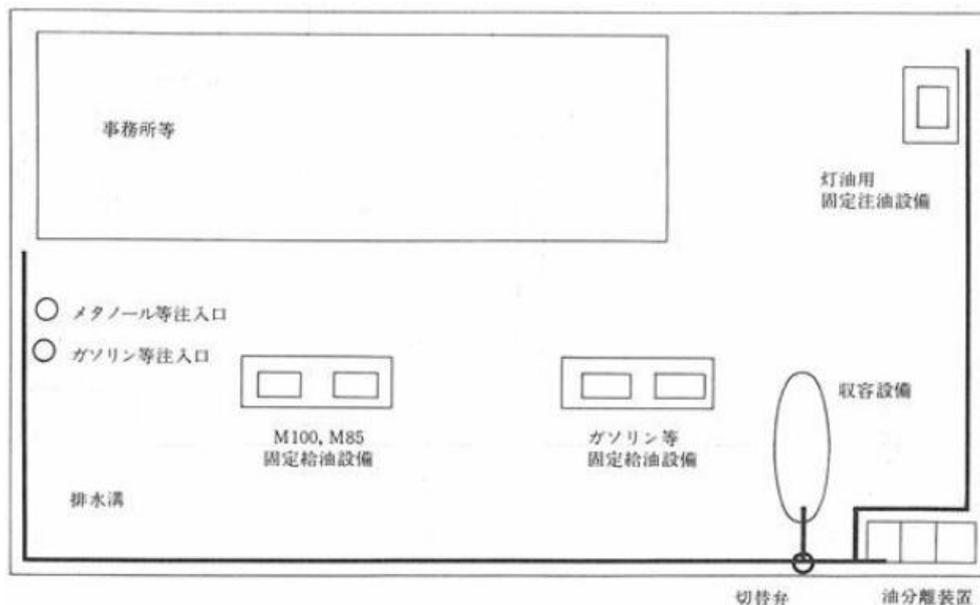
(イ) メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行うこと。

イ 収容設備からの危険物等のくみ上げ

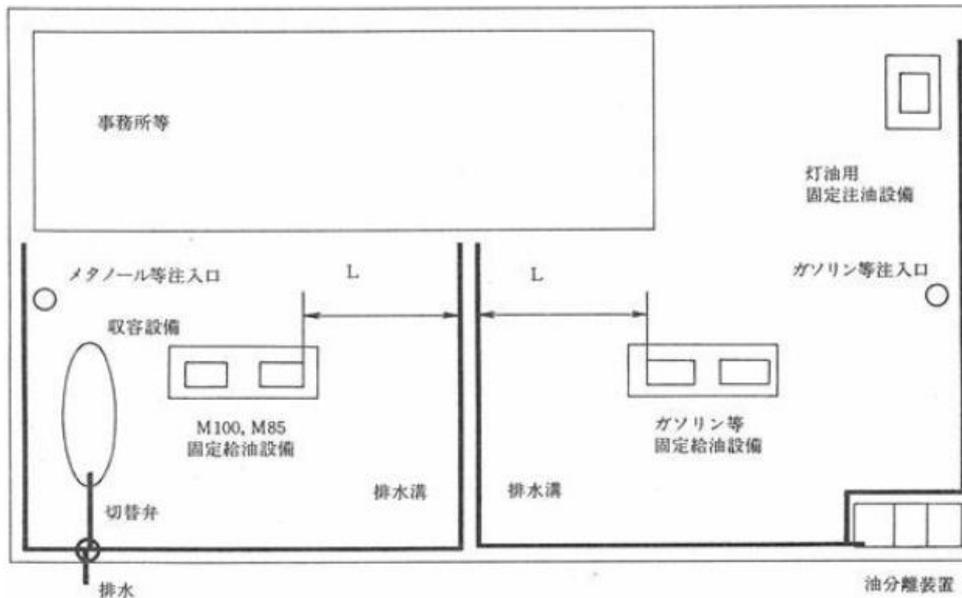
漏れたメタノール等を確実に収容するため、随時、収容設備を確認し、危険物等が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

ウ 移動貯蔵タンクからの注入

メタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、当該移動貯蔵タンクのマンホールを開放した状態で行わないこと。

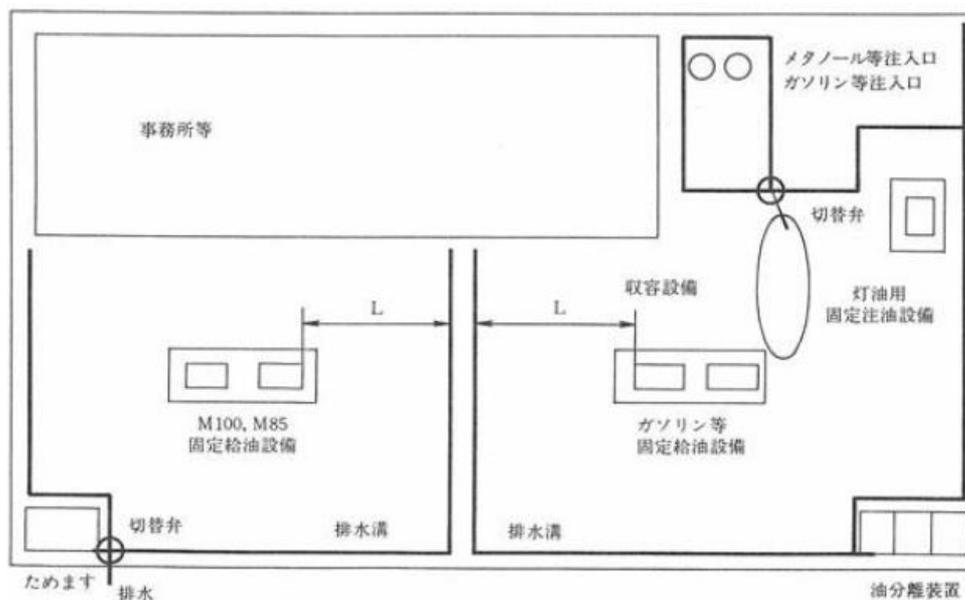


【第10-69図 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例】



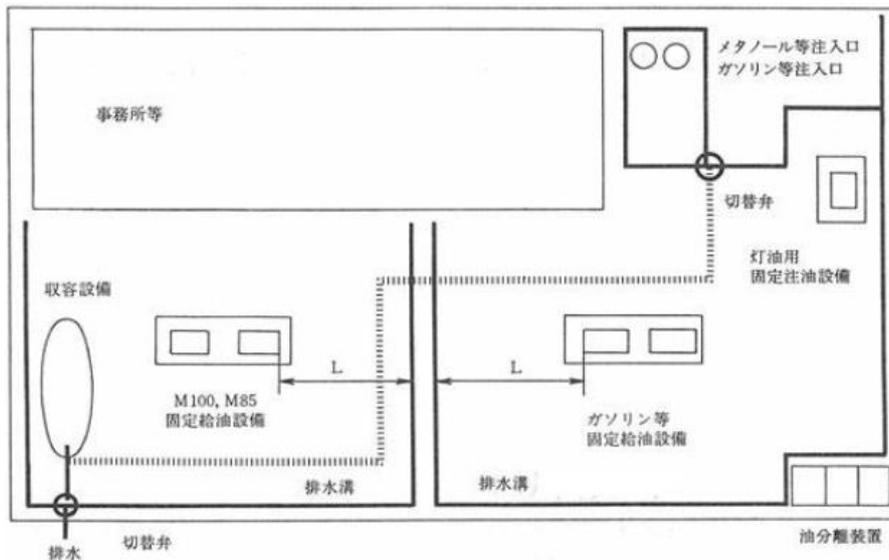
※Lは【第10-10表】に掲げる距離とすること。

【第10-70図 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例】



※Lは【第10-10表】に掲げる距離とすること。

【第10-71図 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝を別に設置）の例】



※Lは【第10-10表】に掲げる距離とすること。

【第10-72図 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例】

#### 14-2 エタノール等給油取扱所（危省令第28条の2、第28条の2の2、第28条の2の3）（平成24年1月11日消防危第2号）

##### (1) エタノールを含有するものに関する事項

危政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であること。

なお、エタノール3%含有ガソリン（以下「E3」という。）についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。

また、バイオエタノールの一種であるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、危政令第17条第4項に規定するエタノールを含有するものには含まれないものであること。

##### (2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

###### ア エタノールを取り扱う給油取扱所に関する事項について

エタノールを取り扱う給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の運用については、前記12-2(2)から(8)の例によること。

###### イ エタノールを含有するものを取り扱う給油取扱所に関する事項について

- (7) エタノールを含有するもののうち、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、危政令第17条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。

- (イ) 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備の設置等については、次のとおりとすること。
- a 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量4立方メートル以上の設備（以下「収容設備等」という。）は、前記12-2(2)ア及びイの例によること。
  - b 危省令第28条の2第3項第1号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが4,000リットル漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が0.6未満となる場合であること（例えば、エタノールを10%含有するガソリン（以下「E10」という。）を取り扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が1,200リットルの場合、4,000リットルの当該危険物に含まれるエタノール量400リットルを油分離装置の収容量1,200リットルで除した値は約0.3（ $<0.6$ ）となることから、収容設備等の設置は要しないものであること。）。
- (ウ) E3及びE10を取り扱う給油取扱所は、危省令第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号の規定（危省令第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備（以下「検知管」という。）により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合）に該当しないものであること。E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。
- なお、検知管にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、当該規定に該当しないものであること。
- (イ) エタノールを含有するもののうち、E3及びE10を取り扱う給油取扱所に設置する消火設備については、次のとおりとすること。ただし、E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。
- a E3及びE10を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。

- b E10 を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあっては、耐アルコール型のものですること。
- (3) エタノール等を取り扱う給油取扱所における取扱いの技術上の基準に関する事項
- エタノール又はこれを含有するもの（以下「エタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所におけるエタノール等の取扱いの技術上の基準の運用については、前記12-1(9)の例によること。
- (4) その他
- ア エタノール等を貯蔵し、又は取り扱う設備・機器等については、腐食等劣化の状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。特に、エタノール等と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。
- イ 既設のE3を取り扱う給油取扱所は新たに危政令第17条第4項の給油取扱所に変更されることとなるため、立入検査等を活用して当該給油取扱所の施設状況を把握した上で、位置、構造及び設備の基準に係る区分を変更すること。
- なお、当該位置、構造及び設備の基準に係る区分の変更に伴って、当該給油取扱所の位置、構造及び設備並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び指定数量の倍数等に変更が生じることはないことから、当該給油取扱所の所有者等に当該区分の変更に係る届出を行わせる必要はないものであること。
- ウ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。

## 15 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危省令第28条の2の5）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。（平成10年3月13日消防危第25号、平成12年2月1日消防危第12号、平成13年8月消防危第95号、平成24年3月30日消防危第91号、平成24年5月23日消防危第138号、令和元年8月27日消防危第119号）

### (1) 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできないものであること。

### (2) セルフ給油取扱所（屋外）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危省令第28条の2の5の規定によるほか、次によること。

#### ア セルフ給油取扱所の表示

セルフ給油取扱所である旨の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の指示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

なお、表示の方法等は、次によること。

#### (ア) 看板等による場合は、前記5(16)カによること。

#### (イ) 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行うこと。

#### (ウ) 表示の位置例

- a 顧客が通常進入する入り口付近の見やすい箇所
- b 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所

#### (エ) 表示方法例

- a 防火塀、壁、地盤面等にペイント等で直接表示する方法
- b キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法
- c 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

## イ 顧客用固定給油設備

(7) 給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次のaからcによること。

### a 給油開始時のノズル制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

(a) 手動起動方式（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）

① 満量停止制御装置の作動等により給油ノズルへの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造としたもの。

② 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定が機械的に解除（給油停止）される構造としたもの。

なお、ラッチの固定解除は、確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合であっても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造とすること。

(b) 自動起動方式（給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）

① 前(a)①、②に示す構造とするもの

② 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの。

なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられたものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造であること。

### b 脱落時停止制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

(a) 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの。

(b) 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチ

の固定が解除され給油を停止する構造としたもの。

なお、給油ノズルは、給油口から容易に脱落しない給油口に差し込まれるノズルの部分に、らせん状の脱落防止装置等を備えた構造とするよう指導する。

c 可燃性蒸気回収装置

可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがある。燃焼処理、高所放出等を行うものについては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

構造等の例としては、次のものがある。

(a) バランス式可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯するペローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させることにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から放出される蒸気をペローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものであること。

なお、ペローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されることのない構造（給油口に密着していないと給油ができないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

(b) アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの。

なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク内に影響を与えないものとするとともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置をとること。

上記によるほか、次により指導する。

① 可燃性蒸気の回収配管（固定給油設備の本体に並びに給油ホース若しくは給油ノズルに附随する部分を除く。）は、通気管と同様の材質、構造とすること。

② 可燃性蒸気の回収は、原則として専用タンク内の気相部に回収するものとし、燃焼処理又は高所放出処理は行わないこと。

なお、専用タンク内の気相部への回収が困難な場合等で高所放出による処理を行う場合は、放出部の位置及び構造は、通気管の

先端部の例によること。

(イ) 満量停止制御装置

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15ℓ/min程度（軽油専用で吐出量が60ℓ/minを超える吐出量のものにあつては、25ℓ/min程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(ウ) 給油ホース（緊急離脱用カプラー）

給油ホースは著しい引張力（2kN）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止できる構造のものであること。

構造の例（緊急離脱カプラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油ノズル側）を弁により閉止する構造としたもの。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、当該カプラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

(イ) 誤給油防止制御装置

誤給油防止制御装置は、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとする。こと。（ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については、対象外であること。）

構造等の例としては、次のものがある。

a コンタミ（Contamination = 汚染）防止によるもの

給油ノズルに設けられた装置等により、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し、（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）給油ノズルの油種と一致した場合にのみ給油を開始することができる構造としたものであること。

b 油種別ポンプ起動によるもの

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

(a) 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等で確認し、制御卓で油種を設定するものであること。

(b) 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの

この場合、顧客側のインターホン端末又は油種設定装置は、当該固定給油設備と一体とし、又は分離する場合はその直近の給油に支障のない位置（同一アイランド上など）に設置する必要がある。

c その他

ガソリン又は軽油のいずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなす。

(オ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御装置の設定は危険物保安監督者の特別な操作により容易に変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、給油量又は給油時間にあつては、給油量をガソリンにあつては100ℓ以下、軽油にあつては200ℓ以下に、給油時間を4分以内に、それぞれ設定するよう指導する。ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあつては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間とするよう指導する。

構造等の例としては、次のものがある。

a 制御装置

次の制御機構等により、固定給油設備の1操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたものであること。

(a) 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）。

(b) POSと固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS本体で設定する。）。

b 設定を容易に変更できない構造等

前aのマイコン又はPOSにより上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入力又は専用のキー若しくはカードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更ができない機能を有する構造としたものであ

ること。

(カ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は振動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができること。

なお、既存の感震器にあつては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えないものであること。

構造等の例としては、次のものがある。

顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5強」の衝撃又は振動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがあること。

ウ 顧客用固定注油設備

(7) 手動開閉装置

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。

(イ) 満量停止制御装置

自動的に停止する構造は、15ℓ/min程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(ウ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御装置の設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、注油量及び注油時間の上限をそれぞれ100ℓ以下及び6分以内に設定するよう指導する。

(イ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は振動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができること。

エ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等

衝突防止措置等の措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

(7) 衝突防止措置

- a 構造等の例としては、次のものがある。
- (a) 共通事項
- ① 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの。
  - ② 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を完全に防止するための構造、強度は要しない。）。
  - ③ ガードポール又はアイランドを設置する場合は、緩衝空間を考慮し、当該固定給油設備等と十分な距離を確保して設置するよう指導する。
  - ④ 大型トラック等が利用する固定給油設備等の衝突防止措置は、ガードポール、十分な高さで緩衝空間を確保したアイランド又は防護壁等とするよう指導する。
- (b) ガードポール等によるもの
- 固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置することを要しない。
- (c) アイランドによるもの
- ① 固定給油設備等をコンクリート製等のアイランド上に設置するもの
  - ② アイランド等は、高さ0.15m程度以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの。
- b 懸垂式の固定給油設備は、衝突防止措置を要しないものであること。
- c 前6(8)エに示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることとして差し支えない。
- (イ) 転倒時の漏えい拡散防止措置
- 構造等の例としては、次のものがある。
- a 立ち上がり配管遮断弁
- (a) 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする。
  - (b) 当該遮断弁は、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

b 逆止弁

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置すること。

c 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しないものであること。

d 危省令第25条の2第2号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によることとして差し支えない。

オ 固定給油設備等及びその周辺への表示

(7) 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えない。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯には従業者が給油等をする旨を表示すること。

a 表示の位置

顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等でも差し支えない。

b 表示の方法は、前aの位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことで差し支えない。

(イ) 自動車等の停止位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

なお、自動車等の停止位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さないこと。

(ウ) 使用方法・油種等の表示

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、懸垂式の固定給油設備等については、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色をする場合には、危省令第28条の2の5第5号口の「色」欄に定められた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。したがって、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えない。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導すること。

(イ) 顧客用以外の固定給油設備等の表示

顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

a 表示の位置

固定給油設備、固定注油設備又はアイランドに設置されている支柱等へ表示すること。

b 表示の方法

「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

カ 制御卓、その他の設備

(ア) 制御卓の位置

すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できるとは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいい、実際に監視する状況において、監視者が自身の身体を動かすことにより顧客用固定給油設備等の全体（背面等を除く。）が目視できれば差し支えないものであること。

なお、コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めて差し支えないものであること。（平成10年10月13日消防危第90号）

上記によるほか、次により設置すること。

- a 制御卓を設置する室は、危省令第25条の4第1項第1号の2に規定する用途として取り扱うものであり、給油空地内等に制御卓を設置したコントロールブース室に設けないこと。

- b 一の制御卓で1人の監視者がすべての顧客用固定給油設備等を監視できる視野の範囲は、概ね180°以内を目安とすること。
  - c 一の制御卓から最も離れた顧客用固定給油設備等までの視認距離は概ね20mを目安とすること。
- (イ) 監視設備
- 監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。また、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。
- 上記によるほか、次により設置すること。
- a モニターカメラは、顧客用固定給油設備等の使用状況を有効に確認できる位置（例えば、キャノピー下部、支柱、建物外壁等）に設けること。
  - b 監視設備の性能は、自動車等の給油口や運搬容器の注入口に給油ノズルが差し込まれた状態、又は顧客の喫煙行為等が確認できるものであること。
- (ウ) 制御卓の制御装置等
- 制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状態等の表示装置が必要であること。
- なお、顧客用固定給油設備等を顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種の給油ノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。
- (エ) 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）
- 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。
- なお、制御卓以外の場所に設ける制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導する。
- (オ) 会話装置・放送装置
- a 顧客と容易に会話することのできる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあつては、近くの壁面等に設置すること。
  - b 放送機器
    - (a) 放送機器の設置については次によること。
      - ① スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所と

すること。

- ② スピーカーは、顧客がいるすべての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

なお、すべての従業員にも必要な指示ができるよう休憩室等にも設けること。

- (b) 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いても差し支えないものであること。ただし、有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。（平成10年10月13日消防危第90号）

- (カ) 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

- (キ) 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

- キ 可搬式の制御機器（令和2年3月27日消防危第87号）

- (ア) 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業員が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。

- (イ) 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、上記(ア)の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。

## 1.6 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準（平成24年3月16日消防危第77号）

- (1) 急速充電設備の定義

急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して電気自動車（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力

50 キロワットを超えるものを除く。)をいう。

なお、急速充電設備は、危政令第17条第1項第21号に規定する電気設備であること。

(2) 急速充電設備に係る安全対策

急速充電設備は、以下に掲げる措置が講じられた構造とすること。

- ア その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
  - イ 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
  - ウ 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
  - エ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等の中で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
  - オ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
  - カ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
  - キ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
  - ク 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
  - ケ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させる措置を講ずること。
  - コ 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
  - サ 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
  - シ 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
    - (7) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止させること。
    - (イ) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止させること。
- (3) 急速充電設備を給油取扱所に設置する場合の安全対策
- 急速充電設備を給油取扱所に設置する場合には、以下に掲げる安全対策を講ずること。
- ア 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合
    - (7) 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）は、ガソリン等の流出事故が発生した場合に容易に操作する

ことが可能な場所（例えば、事務所等）に設けること。

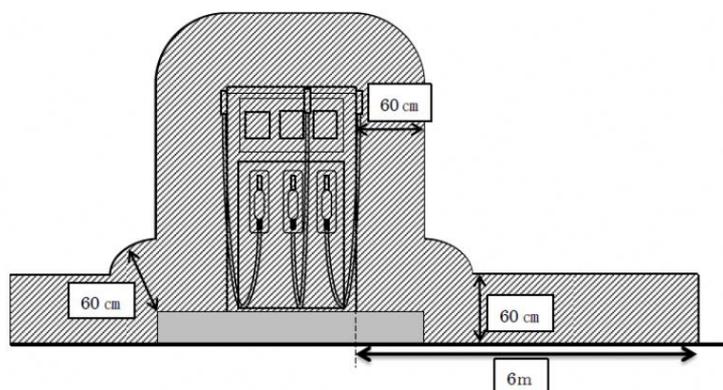
- (イ) 次に掲げる範囲は可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲であることから、急速充電設備はこの範囲以外の場所に設置すること。（第10-70図から第10-73図参照）

なお、この場合において、急速充電設備を設置する場所は給油又は注油に支障のない場所である必要があること。

- a 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲

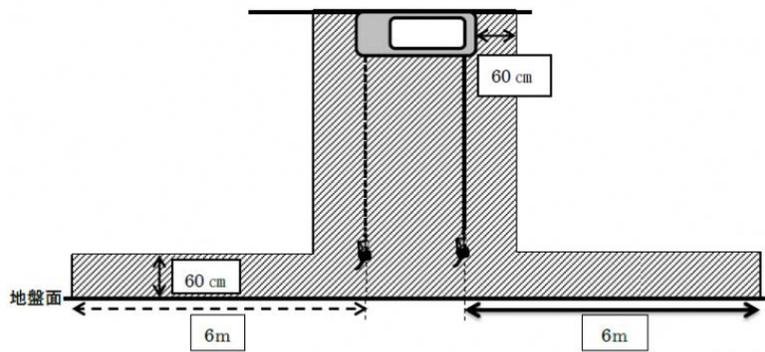
また、懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲であること。

- b 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲



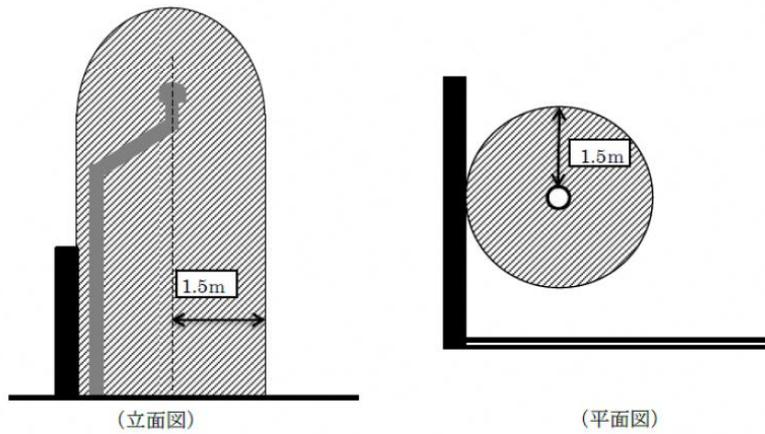
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-73図 固定給油設備（エアギャップがない場合）の周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



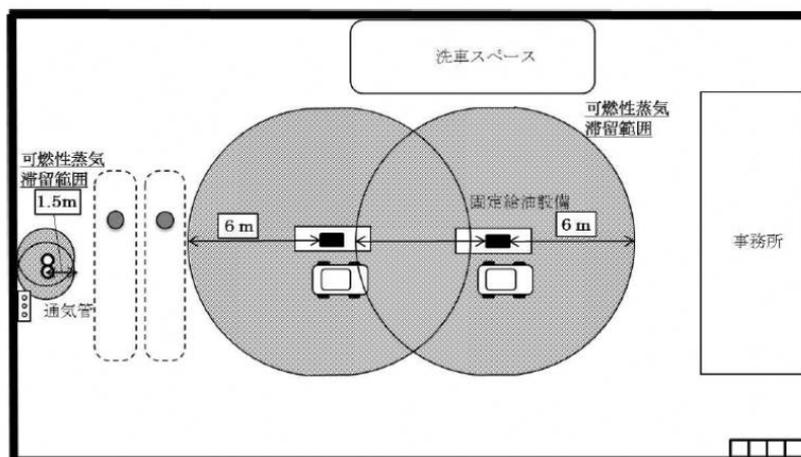
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-74図 懸垂式の固定給油設備の周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-75図 通気管の周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



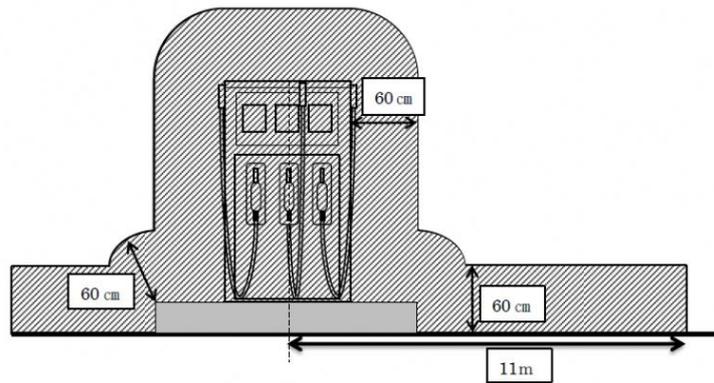
※ 斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-76図 給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲】

- (ウ) 急速充電設備を設置した給油取扱所では、ガソリン等の給油・注油等の作業状況に加え、急速充電設備の使用状況も、常時適切に監視する必要があること。したがって、従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を構築することが必要であること。
- (エ) 流出事故発生時には急速充電設備の電源を速やかに遮断する必要があることから、(ウ)に記載の監視体制、従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等について予防規程に明記すること。

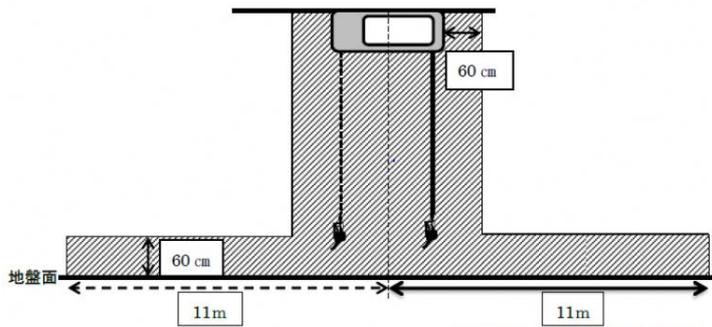
イ 緊急遮断装置を設けない場合

- (ア) 次に掲げる範囲は可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲であることから、急速充電設備はこの範囲以外の場所に設置すること。(第10-73図から第10-76図参照)  
なお、この場合において、急速充電設備を設置する場所は給油又は注油に支障のない場所である必要があること。
  - a 固定給油設備の周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲  
また、懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲であること。
  - b 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
  - c 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
  - d 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲



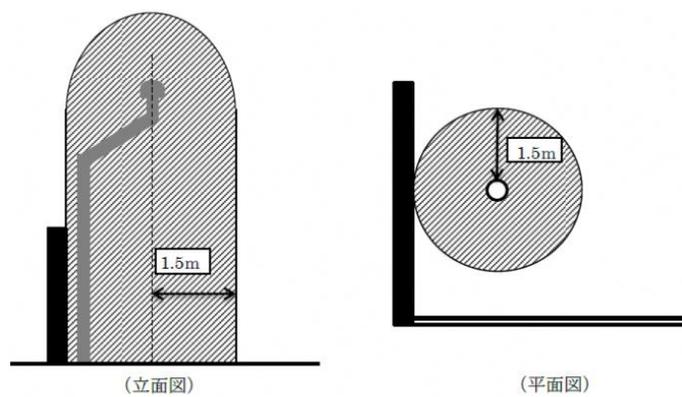
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-77図 固定給油設備（エアギャップがない場合）の周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



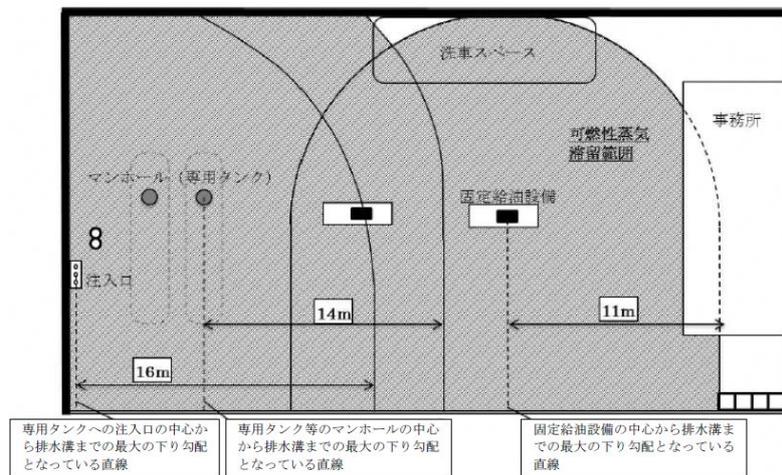
※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-78図 懸垂式の固定給油設備の周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

【第10-79図 通気管周囲の可燃性蒸気滞留範囲】



【第10-80図 給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲】

- (イ) 急速充電設備を設置した給油取扱所では、ガソリン等の給油・注油等の作業状況に加え、急速充電設備の使用状況も、常時適切に監視する必要があること。したがって、従業員等が目視により急速充電設備の使用状況を監視することができない場合には、監視カメラの設置等により適切な監視体制を構築することが必要であること。
- (ウ) (イ)に記載の監視体制及び従業員への教育等について予防規程に明記すること。
- (4) その他
- ア 給油取扱所においても、電気自動車の利用者自らが急速充電設備を用いて充填を行うことが可能であること。
- イ 屋内給油取扱所のうち、一方又は二方のみが開放された給油取扱所にあつては、壁等の影響により可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲が(3)に示すものよりも広範囲となるおそれがあることから、別途検討する必要があることに留意すること。
- ウ 急速充電設備以外の電気自動車用の充電設備（全出力20キロワット以下のもの又は全出力50キロワットを超えるもの）であっても、(3)に掲げる安全対策の例により設置することができるものであること。
- なお、50キロワットを超えるものについては火災予防条例第11条の2に規定する変電設備となるため、当該設備に係る位置、構造及び管理の技術上の基準にも適合させること。

## 17 貯蔵及び取扱いに関する共通基準

- (1) 駐車に関する事項は、前5(17)によること。

(2) 自動車等の点検・整備等に関する事項

ア 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）を含まない。（昭和62年4月28日消防危第38号）

イ 自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（危省令第24条第2号）とされていること等を踏まえ、次によること。（昭和62年4月28日消防危第38号）

(ア) スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から0.6m以上の高さの位置で行うこと。

(イ) バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から0.6m以上の高さとなる位置において行うこと。

(ウ) このほか、火気を使用する方法又は火花を発生おそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うこと。

(エ) オイルフィルター等の部分の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うこと。

(オ) 可燃性蒸気を発生おそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うこと。

ウ 自動車等の12ヶ月定期点検整備、24ヶ月定期点検整備を給油取扱所で行うことは差し支えないものであること。（昭和62年6月17日消防危第60号）

なお、24ヶ月定期点検整備を行うためには、道路運送車両法に基づき陸運事務所から認証を受ける必要がある。

エ 認証の種類等については次のとおり

(ア) 認証工場

a すべての部品が分解点検整備をすることができる。

b 「4m×8m」のスペースが2ヶ所及び部品整備作業場が必要である（要明示）。

c 「認証工場」のプレート（縦0.4m×横0.5m）を掲示する義務がある。

(イ) 専門認証（限定認証）工場

a ブレーキライニング（ブレーキドラム）、点火装置、ミッション及び前輪・後輪等の各部品のうち、認証を受けた部品に限って分解整備を行うことができる（自動車からエンジンを外して、そのエンジンの分解整備をすることはできない。）。

- b 「4m×6m」のスペースが2ヶ所（点検作業場及び自動車整備作業（要リフト等））が必要である。
  - c 「専門認証」のプレート（横0.5mで認証内容を記載したもの（縦は必要に応じた長さ））を掲示する義務がある。
- (ウ) 給油取扱所で認証を受ける際は、自動整備作業場を整備室（リフト室）に、また点検作業場をキャノピーの下に白線等で明示をして設ける場合が多い。
- なお、キャノピーの下で行う点検作業の内容は、目視によるものであり、その場所に機器を設置することはないが、スパナ及びメガネレンチ等の簡易な器具を使用することはある。
- (エ) 点検作業をキャノピーの下に設ける場合は、次のことに留意すること。
- a 原則として、給油空地及び注油空地以外の場所で、かつ、給油等のために当該給油取扱所に入入りする自動車等の障害とならない場所であること。
  - b やむを得ず給油空地内に設ける場合は、給油空地が広範囲に設定されており、明らかに給油に支障が生じない場所であること。
  - c 当該場所で火花を発生おそれのある点検作業は行わないこと。
  - d 当該場所は、危省令第25条の4第1号に規定する用途として取り扱うこと。
  - e 当該場所を設置する際には、場所を明示した図面を提出するよう指導すること。
- (3) 物品の販売に関する事項
- ア 給油取扱所の販売行為は、商品やサービスの種類に制限はないが、当該給油取扱所の危険物保安監督者、危険物取扱者等の従業員が十分に人の出入り等を把握し、かつ、適切に管理し、また誘導できる範囲においても行えるものであること。
- イ 2階において物品の販売等が認められる「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物」の構造とは、次のいずれかに該当する場合であること。
- (ア) 2階から直接屋外階段等で、隣接地へ避難できる場合
  - (イ) 2階から屋内階段を使い1階へ降り、建築物内を通過して直接道路へ避難できる場合。
- なお、建築物の2階に金属はしご等の避難器具を設けたものは、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物には該当しないこと。
- ウ ドライブスルー形式又は窓を介して物品を販売する場合は、販売に供す

る窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。（平成9年3月25日消防危第27号）

(4) 単独荷卸しに係る事項

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業については、原則として、当該給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いを必要としているが、給油取扱所に石油を販売し、かつ、運送業者に石油を運搬させる石油供給者（石油元売り会社、商社等）が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定め、当該単独荷卸しの仕組みが適正と認められる場合は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸しができるものであること。

単独荷卸しの仕組みを審査するにあつては、当該仕組みについて危険物保安技術協会（法第16条の10～第16条の49に定める。）が行う評価を受けたものについては、その評価結果書を活用することができるほか、平成17年10月26日付け消防危第245号「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」により執り行うこと。